

324

431

6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 7

始



36 10.23

324

431

納澤照覺著

稻荷大神靈驗記

東京神誠館發行

15

324-431



爽  
嘯  
吞象  
神  
靈  
朝  
歌  
鬼



*[Faint, illegible handwritten text and a circular seal impression on the reverse side of the page.]*

# 稻荷大神靈驗記

## 目録

伏見稻荷大神御本誓圖	
稻荷大神使化現の像	
序言	一
祭神	二
祭神の異説	三
下の社倉稻魂神	四
大神の御別名	五
御別名の異説	八
米穀化現の神秘説	九
大神は大御神の御膳神なり	一一
大神は皇孫の御膳神なり	一三
大神、異名にて各地に祭られ給ふ	一四
中社、佐田彦神	一五
上神、大宮比賣神	一七
田中神及四大神	一八
荷田神及末社	一八
鎮座	一九
三箇峰の由來	二〇
三の燈の世説	二一
いなり山に三義あり	二一
最初鎮座の御地	二二

現在の社地	二三
御旅所及由來	二四
大神は國民の氏神なり	二四
神階	二五
正一位は大明神なり	二五
正一位の位田	二六
社格	二七
祭祀	二九
初午の由來	二九
初午を福参りといふ事	三〇
初午の賑ひ	三一
初午と影白松	三二

上卯の日	三二
吹草祭の沿革	三四
神異及祈請	三四
日の護の神異	三五
驗の杉の由來	三五
兵亂鎮定の祈請と神異	三六
五穀成就の祈禱	三七
止雨請雨の御祈禱	三八
疾病平癒の祈請と神異	三八
神異の雜事	三九
神體	三九
神鏡及神鈴	四〇

寶珠の神體	四〇
器物の神體	四一
稻を荷ふ神體	四一
宇賀神の神影	四一
天女形の神影	四二
稻荷大神倉稻魂命像 <small>日本紀記載</small>	四三
神女形の神影	四三
筆跡及象形の神體	四四
神體勸請の儀式	四四
物忌	四五
神事は必ず齋戒す	四五
心身穢と神罰	四六

甲乙丙丁の穢(死亡穢)	四七
妊娠及傷胎の穢	四八
出産及胞衣穢	四九
死亡の穢	五〇
穢火	五〇
雜穢	五二
御祓大麻	五三
御祓大麻の由來	五三
祓のうちの種々の罪	五四
祓に稻を用る故實	五五
御祓大麻の異説	五五
神符	五六

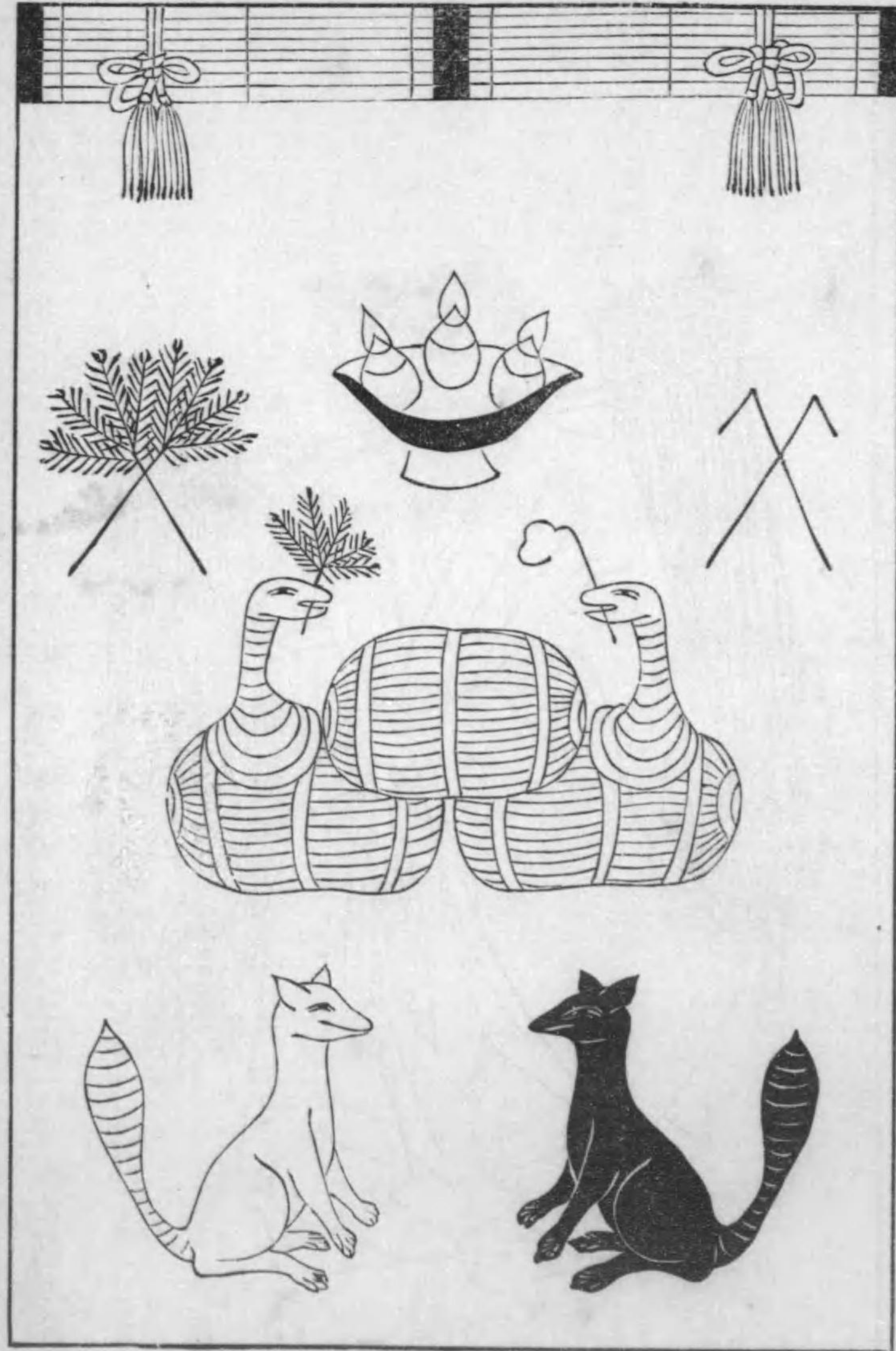
神符を封する由來……………	五六
神符と御守は同一なる事……………	五七
神符の靈異……………	五七
狐惑を避くる神符……………	五八
福富祭の神符……………	五八
五穀成就の神符……………	六〇
神歌及舞樂……………	六一
神詠……………	六二
神樂歌……………	六三
田神舞の詞……………	六五
神徳の歌……………	六六
神使……………	六八

靈狐と野狐の區別……………	六八
靈狐神使の由來……………	七〇
稻荷大神貧乏神退治の圖……………	七〇
靈狐十種の願望……………	七一
靈狐を命婦と云ふ事……………	七二
靈狐を刀女とも云ふ事……………	七三
靈狐の寶珠と鍵……………	七四
靈狐の通力……………	七五
靈狐の靈樂及靈符……………	七六
弘法大師と靈狐……………	七七
靈狐を稻荷と云ふの誤……………	七八
靈狐の本處……………	七九

靈狐の官位と金錢用途……………	八一
各地の靈狐神使となる事……………	八三
靈狐の名稱と鳥居……………	八五
靈狐の火防と狐火……………	八七
靈狐の奇行一班……………	八九
靈狐舞踊を好む事……………	九〇
靈狐の鳴聲に吉凶ある事……………	九一
靈狐油揚赤飯を好む事……………	九二
神使の雑話……………	九四
狐の棲處と魘氣ある由來……………	九四
靈狐變化の順序……………	九五
靈狐と茶吉尼の差別……………	九八

豐川稻荷茶吉尼天の尊像……………	九八
靈狐は飯綱の奇蹟……………	九九
靈狐元正神道を聞ける話……………	一〇〇
靈狐の風流と和歌の徳……………	一〇二
王子の靈狐と裝束榎……………	一〇三
靈狐の火の玉の由來……………	一〇五
靈狐の嫁入の俗談……………	一〇七
南部狐隊の奇説……………	一〇八
靈狐飛脚の奇話……………	一〇九
靈狐書を著はせる事跡……………	一一〇
靈狐の書きし書社圖……………	一一一
靈狐と稻の奇跡……………	一一二

道 神 部 兩  
圖 誓 本 神 大 荷 稻 見 伏

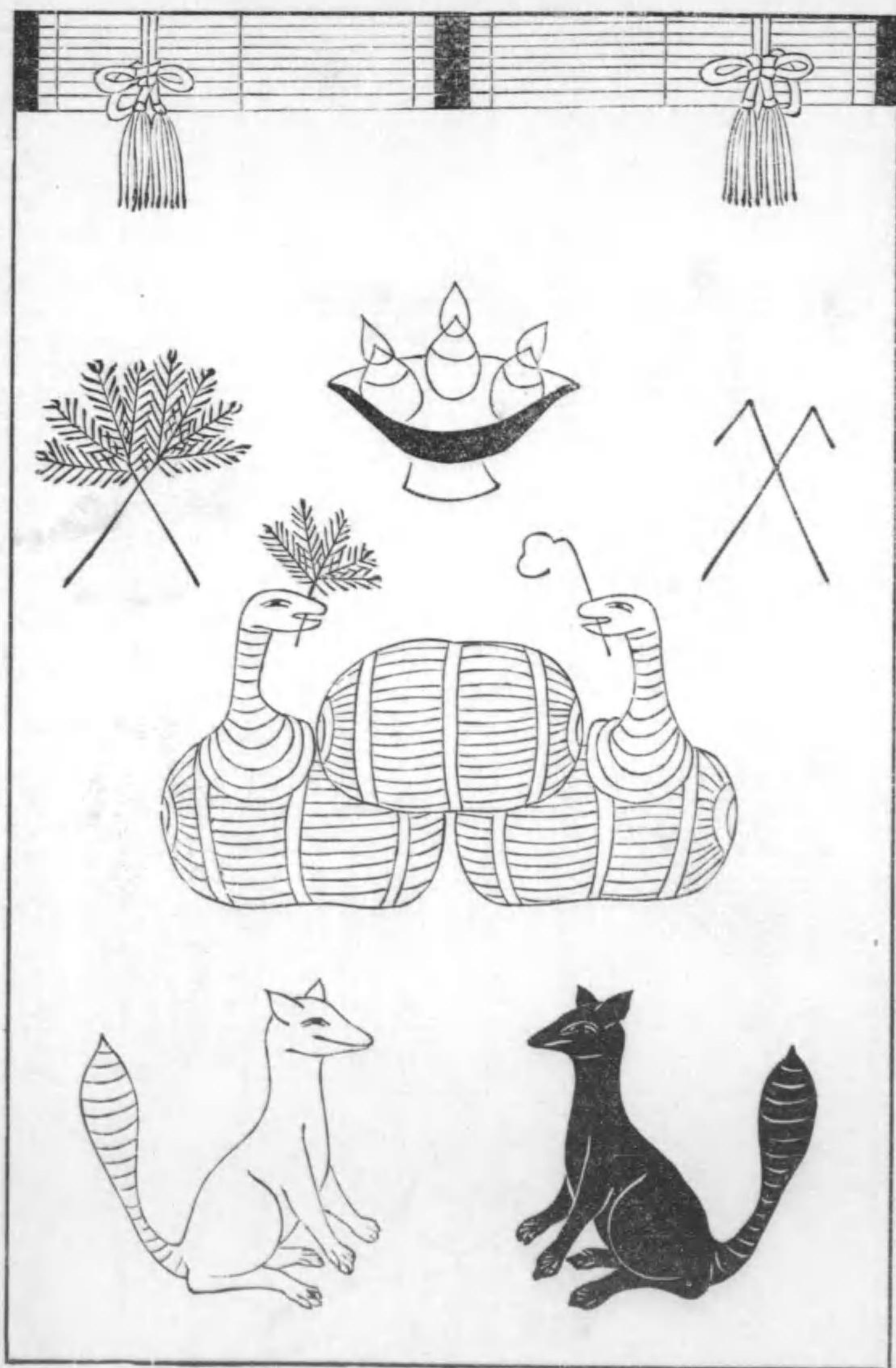


靈狐人の子を生める奇跡(一)……………一二二  
 靈狐人の子を生める奇跡(二)……………一二四  
 靈狐義を重ずる美談……………一二六  
 靈狐は死期を知る事……………一二七  
 稻荷靈驗記……………一二九  
 王子稻荷靈驗記……………一二〇  
 九郎助兩稻荷靈驗記……………一二五  
 明石兩稻荷靈驗記……………一二七  
 笠守稻荷靈驗記……………一二八  
 烏森兩稻荷靈驗記……………一二九  
 日比谷兩稻荷靈驗記……………一三〇  
 茶の木稻荷靈驗記……………一三二  
 清水稻荷靈驗記……………一三二  
 穴稻荷靈驗記……………一三二

稻荷大神大辨才天の尊像……………一三三  
 本 地 神 田 明 神 内 定 吉 稻 荷 靈 驗 記……………一三五  
 淺草寺 熊谷稻荷靈驗記……………一三七  
 眞先稻荷靈驗記……………一四〇  
 妻戀稻荷靈驗記……………一四二  
 三圍稻荷靈驗記……………一四三  
 圓稻荷靈驗記……………一四六  
 豐川稻荷靈驗記……………一五二  
 霞山稻荷靈驗記……………一五四  
 太郎稻荷靈驗記……………一五五  
 稻荷大神靈驗記目錄終



道 神 部 兩  
圖 誓 本 神 大 荷 稻 見 伏



靈狐人の子を生める奇跡(一)……………一三二  
 靈狐人の子を生める奇跡(二)……………一三四  
 靈狐義を重ずる美談……………一三六  
 靈狐は死期を知る事……………一三七  
 稻荷靈驗記……………一三九  
 王子稻荷靈驗記……………一四〇  
 九郎助兩稻荷靈驗記……………一四五  
 明石兩稻荷靈驗記……………一四七  
 笠守稻荷靈驗記……………一四八  
 鳥森兩稻荷靈驗記……………一四九  
 日比谷兩稻荷靈驗記……………一五〇  
 茶の木稻荷靈驗記……………一五二  
 清水稻荷靈驗記……………一五三  
 穴稻荷靈驗記……………一五五

稻荷大神大辨才天の尊像……………一三二  
 本場地  
 神田明神定吉稻荷靈驗記……………一三五  
 境内  
 淺草寺熊谷稻荷靈驗記……………一三七  
 眞先稻荷靈驗記……………一四〇  
 妻戀稻荷靈驗記……………一四二  
 三圍稻荷靈驗記……………一四三  
 圓稻荷靈驗記……………一四六  
 豊川稻荷靈驗記……………一五二  
 霞山稻荷靈驗記……………一五四  
 太郎稻荷靈驗記……………一五五

稻荷大神靈驗記目錄終

弘法大師知遇  
稻荷大神之化像



稻荷大神之化像  
圖本轉大講繪具良





# 稻荷大神靈驗記

柄澤照覺  
平原貞治 共著

## 序言

さき竹の辨に抑も世中に寶、數々多しと雖、一日もなくてかなはぬ無上至極の尊き寶は食物なり其故はまづ人、命ありて萬の事ある者なりとこれ食物が寶の中の寶なる事を述べたるものなり又齊庭穂に載られし米、稻を抄録すれば金銀を世界の融通と爲すは往來用途の便利にして商工の遺ものなり農の寶として尊むべき類にあらず米は草木とよむ世の根なり稻はイネとよむ命の根なり命ほど大切なるものなし人命あり土地にすみて國なる國ありて君たち世治る故に稻の稔れる米を世の根といふ寶はタカラにして田力の略語なり米は田につくる寶の最上、總體の君なり金銀は其君の米に使はれ世の中をあるくものなりと云へる意味を述べあるは面白しと謂べし而して此米穀は稻荷大神倉稻魂神の神靈にして本靈驗記は此神徳の仔細を述べる者なりまた大神は米穀のみにあらず衣服住居の神に御在しませり賀茂眞淵翁の稻荷大神を遷す祝詞に百つたふ度會に坐す豐受皇神に同じ御恵と崇め奉る玉敷の平安京の南なる稻荷に坐す大神、御名を豐御食津大神をはじめて五社の大神は萬の業、五穀、蠶、牛馬の上にも守り幸へ給ひて天照皇大神のいきほひをも加し給へばとあることは是れ倉稻魂神の御別名と俱に萬の業のうちに衣服住居其他一切のもの、

籠れる事を説けるものなり左に漸々、大神の神徳其外の事どもを述べ最後に神使の一篇と靈験の附録を設けて靈狐の聖智を説ん。

(一) 祭神

謹んで按ずるに稻荷神社はもと倉稻魂神のみを祭り奉れるものなりしが後に二坐を加へ三社と爲しまた後に二坐を加へて五社と稱し奉れるものなり伴信友が年中行事抄稻荷祭の下に彼社の稱宜祝等が申状に云、此神は和銅年中はじめて伊奈利山三箇峯の平かなる處に顯はれ在すと古書に見たりされば此山の峯三つ並べる中の一の峯の頂の平かなる處に神あらはれ坐しけるを聽て其處に社をたて祭り始たる由にてこの後、また二の峯に二坐の神を祭り其を加へて稻荷神社三社と稱し其峯を上中下と呼び分ち其社をも上の社、中の社、下の社と申し其中峯は中社に當り給ふを三坐のうちの本神と聞へ給へる(下略)と又同上の社に稻荷神社三坐の事、山城風土記に記せる趣は三社とは聞えず嘉祥三年まではたゞ稻荷神と記されて一坐と聞えたるを天安元年より始めて稻荷神三前、また稻荷上中下三名神とも記されたるに和銅後、更に二坐の神を同じ山に祭り本神と合せて稻荷神社三坐と稱して祭りけるを其頃官に聞えて本神と同等に祭られしなるべし(中略)かくて其合せ祭れる二坐の神名はこれも詳かならずと而して其五社となれる沿革は同書に稻荷五社の事、三坐にまた二坐を加へて五坐として祭れる故なり其祭り始たるは詳かならず久安四年の台記に四月廿六日壬申晴、寢衣にて稻荷へ詣り自註に田中、四大神兩社の幣を加へ之を奉つる中の社、下の社もなしく以て參詣す田中の幣は下の社に於て奉幣の時に取り加ふ四大神の幣は中の社に於て奉幣の

時、取り加ふ歸路に歸り坂を用ふと見へたれば久安のころかく三社の外に田中社四大神社ありて田中は下の社の攝社の如く四大神は中の社の攝社の如くにて合せて五社ありし趣なりと謂へり又神祇拾遺に弘長六年田中四大神を加へて五坐となす田中社は太田分身、三峰の地主か(一説に大已貴命なりと此説たし)而して四大神は四柱兒神なりとあるを見れば以上の三社のうち二坐の鎮坐明白ならざるも其後の二坐は神祇拾遺によるべきものなるべし故に其祭神には中の社、倉稻魂神を以て本神と爲すべきこと古來、異儀なき處なるも上の社、下の社に就ては現に異説を述ぶるものあるは歎すべき事なり左に之を辯せん。

祭神の異説

稻荷神社志料に云、謹んで按ずるに當社は古來、諸説頗る多しと雖、現今官幣大社として奉祀する處は宇迦之御魂大神中社佐田彦大神中社大宮能賣大神上座の三座にして延喜式に載する處の稻荷神社三社月次新嘗即ち是なり然るに中古以來、攝社田中大神北座四大神南座の二社を本殿に合祀し祭禮もまた同日稻荷五社と記せられたるものあり又なるを以て世に稻荷五社の名ありと然るに古事類苑神祇部第六十八稻荷神社總説には山城五社に奉幣の事ありなるを以て倉稻魂命、素盞鳴尊、大市姫命を祭ると記せるを見るに大市姫命は國紀伊郡深草村稻荷山の麓にあり倉稻魂命、素盞鳴尊、大市姫命を祭ると記せるを見るに大市姫命は大宮能賣命の御別名なるを以て敢て異儀なきも佐田彦大神と素盞鳴尊の相異なる説あるは吾人の頗る惑ふ處なり如何となれば稻荷神社志料は稻荷神社宮司大貫眞浦氏の編輯にして古事類苑神祇部は神宮司廳の編輯なればなり何れにか根據あるべしと雖、吾人は稻荷神社志料説に従はん因に古昔本神倉稻魂神を中の社と稱せしが今は之を下の社と稱し奉つり上の社に大宮能賣命、中の社に佐田彦命を祭れるものなり

と云、又上の社を伊弉册尊、中の社を瓊杵尊、下の社を倉稻魂神と稱し奉り或は上の社を級戸邊命、中の社の級長津彦命、下の社を倉稻魂命と稱し奉つるものもあるも俱に誤れり而して下の社を大山祇女中の社を倉稻魂、上の社を土祖神と稱へ奉つる所以は是れ大山祇命の女は大宮能賣命にして土祖神は佐田彦神なるを以て此説は稻荷神社志料説に合致せるものなりと謂ふべし。

●下の社倉稻魂神

日本書記神代之卷に又飢かりし時に生ませる兒を倉稻魂命と號すと是れ伊弉諾伊弉册二柱の大神の諸々の大神を生み給へて風神級長津彦神を生み給へる次に記されしもの也鹽土翁の傳に飢かりし時とはこれ五穀の神を生んと謂はんが爲めの枕詞なり日本書記纂疏に倉稻魂は穀の神の號なり倉は穀をつむ處をいふ稻は五穀の長、魂は神の義なり又二十二社註式に稻荷社……中の社倉稻魂命は百谷百谷は百を播き給へる神なり故に倭訓の葉に倉稻魂神は即ち「いなり」なり神代記に保食神の腹の中に稻生ると見へて稻生の義に解釋さる稻荷とかくことはもと「いなに」と謂へしなるべし」とり」と通す榊井を古事記に菊羽井と見へたるが如し一説に此山の地主神を荷田神といふ後に倉稻魂を祭れりと謂ひ以て倉稻魂神の神徳と御名との關係を述べたり而して倉稻魂神の訓に就き日本書記神代記に稻魂云々乃美太萬、俗云々乃美太萬、古事記傳に和名抄を引て曰く稻魂、和名宇介乃美太萬を俗に宇加乃美太萬とあるは誤なり日本書記神代之卷本文に宇介能美施磨といふべき由を記されたるを見るにウケノミタマといふは本の訓なるも今は一般にウガノミタマと唱へ奉つれり此御名の外に大神は左の如き夥多の御名御座しませり是れ皆、神徳に因めるものなりと云。

のなりと云。

●大神の御別名

倉稻魂神稻荷大神の御別名あまたあるうちに最も世に知られたる神號は保食神、大宜都比賣神、稚彦美神、御膳津神、若宇迦能賣神、豐宇氣毘賣神、大宇迦神、御饌神、屋船豐宇氣毘賣命、御食津神等なり。保食神は一に宇氣母智神とも記すものあり日本紀私記に云、保食神宇介毛知し、美師の説に保は猶ほ保持の如く宇氣は食の義なりと言はこれ食物を保持し給ふ神なるが故なり是以日本書記神代記に云一書に天照大神天上に於て曰はく聞く葦原中國に保食神あり爾、月夜見尊就て之を候ふべし月夜見尊、勅を受けて降りすでに保食神の許に到り給ふ保食神乃ち首を廻らし國に嚮へは口より飯いづ又海に嚮へば鱈の廣きもの鱈の狭きもの口より出づ又山に嚮へば毛の麤きもの毛の柔かなるもの口より出づ品物悉く備はる之を百の机に貯て之を饗す是時、月夜見尊忿然色をなして曰はく穢はしいかな鄙いかな寧ろ口より吐けるものを以て敢て我を養ふかとして廻ち劔を抜て撃ち殺し給へて然して後、復へり命して細にその事を申す時に天照大神怒甚しく曰はく汝はこれ惡神なり相見るべからず乃ち月夜見尊と一日一夜隔て離れて住み給ふ、この後、天照大神また天熊人を遣はし往て之を看しめ給ふ是時保食神實に己に死に給へぬ唯其神の頂に牛馬を生じ鬚の上に粟を生じ眉の上に蠶を生じ眼の中に稗を生じ腹の中に稻を生じ陰の中に麥及大豆小豆を生す天熊人悉く取て持ち去り之を奉進る時に天照大神喜て曰はく是の物は則ち顯見蒼生の食て活くべきもの也乃ち粟稗麥豆を以て陸田の種子と爲し稻を以て水田の種子と爲し又因て天の邑君を定む即ち其

稻種を以て始て天狹田及長田に植ゆ其秋、垂穂八握に莫々然て甚だ快しまた口のうちに蠶を含み便ち絲を抽くことを得たりと然るに古事記には日本書紀の月夜見尊を素盞鳴尊と爲し且つ保食神の神號を大氣津比賣神につくり大氣津比賣神は其鼻口及尻より種々の味物を取り出し尊を饗し奉つれるを以て尊穢れるものと爲し怒て大氣津比賣神を殺し給へしに頭に蠶生し二目に稻種生じ二耳に粟生じ鼻に小豆生じ陰に麥生じ尻に大豆生じ給ふ故にこゝに神産巢日御祖命は之を取しめ種と爲し給ふと以上二説を按ずるに學者はみな日本書紀の説をとれり抑々此神業に就て後段更に記すべきも平田翁は宇迦之御魂神と申すは食の御美なる神と申すこと保食神と申すは食を保ち掌る神と申す義なり此外に謂ゆる神學先生等の説はすべて論ふにも足らずまた此保食神の分靈の神二柱あり其一柱を久々能智神と申す是木祖神にて諸々のもとみな此神の御靈の用より生れ出給ひしものなり他の一柱を菅野比賣と申し草祖の神にて諸々の草皆、此神の御美により生れ出たるものなりと説かるれば人々の生より死るに至るまでは悉く此神の全能なりと謂ざる可らず。

次に大宜都比賣神の神號を考るに一に大氣津比賣神につくるものあり古事記傳に大宜都比賣神の宜は食なり大食とつゞきて濁る故に濁音の宜の假字をかけり是をキとよむはよろしからず都は例の助辭なり、さてこの食を放ちて宇氣といふ下なる豐宇氣毘賣神、書記の保食神などは是なり此は大食とつゞく故に宇を省きていふ又宇氣を轉じて宇迦ともいふ下なる宇迦御魂神、書記神武記の稻魂女などは是なりされば氣、宇氣宇迦みな同言にて右の神詞の御名いづれもこの食の意なり御膳、御饌なども書きてよめるは凡て食物のことなり書紀に倉稻魂など書れたるは意を得てのことぞと考へらる備、大宜都比賣神の此神號と御食津神の

御名は正しく此の同名なり而して日本書紀通釋は更に曰く書紀にも伊邪那岐命、伊邪那美命の御子に大宜都比賣神坐せり倉稻魂即ち大御食津神と同神なればこゝに(こゝには古事記の伊邪那岐尊の生兒とあるにより)伊邪那岐尊の生兒とあるにより、偕また延喜式の神祇官に座す御巫のまつるかみの中の御食神と申すは即ち此神に座すなり内宮儀式葦原神社の下に宇迦乃御玉御祖神ともありと。

次に稚産靈神の神號は稻生美間田の種に稻を苗代に蒔しより早苗とるまで稚産靈神の主どり給ふ處なり是れ即ち倉稻魂神の神靈のまさに分靈ましまさんとせる作用に對して神德をたへ奉れる神號なれば之に稚の一字を冠せたるものなるべし延喜式祝詞講義にさて稻穀の成立つ本縁より神幽の御所業を謂はむに高皇産靈神、神皇産靈神の産靈によつて伊邪那岐、伊邪那美、二柱神の生みなし給ふ御靈を得、火産靈神埴山姫神の夫婦あひなし給ふ遵合により稚産靈のわきいで給ふを以て土と種子とを相生じ豊受大神の其形象を大成し給ふが故に保食神とも稱へ申して稻穀は更にもいはす諸々の水草に至るまで悉く此神の全能となるなりかくの如く火神と土神の御間より生發て豊受大神の全能になれるを風神とまうす風神はこれを靡かし水神はこれを濕ほし金神はこれを固め成す御功を寄て其物成れる稻穀に豊受大神と御年神と共に守護り給ふと云て一物兩神してその功德し給ふ如く聞えて髣髴しきを尙ほよく思ひ慮れば豊受大神は稻穀の體なり(是を以て生立とも成る後にかけて稱へ申せる)大年神、御年神、若年神は稻穀の用にて先農の神たり故この例なる故に御饗津神とも申せるを思ふべし)大年神、御年神、若年神は稻穀の用にて先農の神たり故この(新年)に皇神たちのよさし奉らん奥津御年の手脰に水沫かきなれ向股に泥かき寄て取り作らん奥津御年を八束穂の、いかる穂に皇神等のよさし奉らばと申させ給ふを思ふべしと仍て考ふるに此講義の大體は稚産靈神は伊弉諾、伊弉美二柱の御子、倉稻魂神と同體に御座せり其後、稚産靈神は火神土神の火生土の妙

機により其土に神靈を寄せ給へ天恵によりまた水神、風神、金神の作用によりて分魂はます／＼榮えさせ給ふ義あり因に古事記に此稚産靈神を伊弉諾尊の御子に收めたてまつれるを誤れると爲すは反てこれ誤れる説なりと謂ふべし。

以上の外、大神の御別名は後段に縷述すべければ斯に之れを略して省くこと、せるも特に説かんとするは大神は女神にて御在せる事これなり故に神號のうちに比賣または毘賣、能賣等の文字を用ふヒメは媛にして女の美稱または尊稱なり蓋し大神の神影を神女形、天女形につくれる因縁の一ならん故に世に流布せる白髪の老人の稻を荷ひたるは所謂、神使の靈狐の化現せるものにして之を直に大神の神靈の現はれ給へるものと爲すは誤れりまた大神の御別名を三狐神或は専女三狐神とも申し奉まつるを説くものあり、松屋外集は此誤を解て曰く三狐はミケツと訓べければも借字なりけんに三狐の文字より誤て狐神の事とし専女といふ名さへ出けるにやと説けるはよく古々の解釋を得たるものなり、嗚呼、文字を業とするもの實に心を用わざる可らず古人の盡く書を信せば書なきに及すと云へるはそれ此等の事を指示せるものなるか。

### ●御別名の異説

延喜式祝詞講義に備、豐受大神のまたの御名を豐宇賀能賣神とも申して稻穀の神に座すに對へて其稻穀をつくるこの大年神のまたの御名を宇迦之御魂神とも宇賀之御魂大年神とも申して稻穀に御靈を頼ひ給ふ御名なり此事、本居翁の古事記傳第九に云はれたるは實に確説なりと是れ倉稻魂神と大年神の二柱神を説けるものにして別々の大神なり故に古事記に須佐之男命、大山津見神の女、名神大市比賣を娶りて生れ給へ

る子大年神宇迦之魂神とあるは倉稻魂神と同名にして異神に御坐しませるものと心得べし然るに世の神學者國學者は倉稻魂神を以て素盞鳴神の御子なりと説くものあるは歎すべき也蓋し倉稻魂神は稻穀の體また宇迦之御魂神たる大年神は稻穀の用なるべし故に上代本記に土御祖神社の祭神のうちに宇賀魂大年神一坐とあるはこれ倉稻魂神にあらずば延喜式神名帳、頭註、山城紀伊郡、稻荷、本社倉稻魂神なり此神は素盞鳴女、母は大山祇神女大市姫なりと説けるは誤れるものにしてこれと同説の神祇拾遺の説等は採るに足らざるものなり故に神社啓蒙、國花萬葉記等に同名異神ありて其司職各々異なれり相混することなかれと述べられたるは正説なり。

### ●米穀化現の神祕説

大神の御別名、保食神のうち説きたりし日本書紀神代卷の一段はこれ米穀化現の本説なり仍ていま斯に其本文を省き之が神祕説を述べれば稻生美間田の種に云、月夜見尊の天照大神の勅を受けて保食神の許にいたり給ふはこれ人事を以て造化を明せるものなり之を天人唯一といふ天照太神は天日にて天日は萬物を生じ給ひ秋に至て熟せし處を月の陰氣にて枯すものなり萬のもの陽に生ずるものは陰に於て陰に生ずるものは陽に於て陽に於て稲は陽草なるが故に之を植ゆるものを俗に早乙女といふ即ち女が植るは陰、陽をいざなふもの也麥は陰草なるが故に男これを蒔く陽、陰をいざなふものなり。

鱈の廣もの鱈の狭もの毛の麤もの毛の柔ものは陰陽なり毛は陽を以て生ず春夏の間鳥獸蟲魚まで子を生こと甚だ多きは陽徳によるもの也月夜見尊忿然色を作し給ふは秋は金なり金水を生ず水盛なるが故に月明

かなり怒は金なり色を作すは月の明かなる形容なり而して其宣へる御詞に穢しいかな鄙しいかなとあるは秋に至れば木の葉おち草の葉かるケガレは氣枯なり劍は金なり斬り殺すと本文になき心をつけて見るべぐ反獲丁寧に熟察せば神明の妙處に至ることを得べし古今の序に霞をあはれみ露をかなしみとある悲みは金びるなり春夏は發し秋冬は收む一弛一張土金の大事こゝにあり。

月夜見尊怒て保食神を殺し給ひて之を天照大神に復り命し給へしを以て天照大神怒り給ひて汝はこれ惡しき神なり云々、是は日月晝夜を隔つる事を人事にて明せるもの也即ち造化人事を兼ねたる天人唯一の義なり是後、天照大神また天熊人を遣して往て之を見せしめ給ふ云々は形體ある神にて御坐せし證なり天熊人見たまふに保食神實に死れりとは五穀をつくり給ふ功、甚たよく且つ實りし處なり其神の頂、化して牛馬となるは頂を家に譬ふれば表門の入口ともいふべきものにて牛は陰獸、馬は陽獸なり按するに牛馬は家畜の助けを爲すものなり此の二つのみを顛の上に粟なれりは粟は陸田の陽地ならでは生せぬものなり肩に蠶を生ずとあけたるは一切の禽獸を略せしもの也顛の上には粟なれりは粟は陸田の陽地ならでは生せぬものなり肩に蠶を生ずとは蠶は人の手にて生ひ育てらるゝ虫これをカヘコとなづく老人の肩の如く其養ふ時、清淨にして高き處におくものなり衣服の料に供らるゝ大益蟲なることみな人の知る處なり。

眼の中に稗生ずとは稗はフエの轉語にして眼の届く處、いかなる土地にても稗の生じ得ざる處なく新に墾く土地に始て時くものは稗なり腹の中に稻生り陰のうちに麥及大豆小豆生へたり云々腹は五臟六腑の在る處にして最も大切なる處なり此處に稻の生ゆるは神業の妙機なりといふべく陰に麥及大豆生せるは現に麥は女陰に象とり俗言また女陰をばママといふにて知るべしかくて天照太神は顯見即ち有形の蒼生の食て活くべきものなりとて粟稗麥豆を陸田の種子、稻を水田の種子と爲しまた因て天邑君天は高岡ヶ原なり邑君は田守の長なりを定

め其稻種を以て始て天狹田、長田に植ゆこれ即ち神田に穀類をうゑたまへる始なり故に天照大神を農の神と祝へ奉つる其秋にいたり垂穂八握に莫々然て甚だこゝろよしとは其穰れる穂が必ず八握に限られたるにあらず支那にて三を尙び天竺に七を尙ぶと同く我が神國にては八の數を尙ぶを以て自然にめでたき數の代表的文字と爲り來れるものなり由來、八はひらく義ありて神道にて八平手あり八咫の神鏡等この故事を以りて製らへられたるもの也故に八握とはいくにぎりといふ數を限らざる意にて多く莫々然としてしなひて穂たれ見るだにも甚だこゝろよしこれ天照大神の御食津神として高間原にて大神の齊ぎ奉つり給ふ所以の一ならんまた稻生美間田の種に云、口の裏に蠶を含んで便糸を抽く事を得たりとは一句曲言にて蠶は晝夜こゝろをつけること人の口の如きを以て夫を借て謂へしものなりと。

以上により考ふるに天地の間に物を生ずるは皆悉く保食神の産出し給ふ者なるが故、保食神即ち倉稻魂神は天地を以て體とし天地の間は稻荷大神の御口なりといふべし玉櫛は之を釋しに外宮に座す登由氣大神稻荷大神は衣食住の神になむ御在しける是以、天照大神御神は天つ御國にて此神の御靈をいと嚴重に祭り給へりと想に此神秘説は人々生活の本説なりといふべく常に赤心誠意以て大神の神徳を願贊せざる可らず。

◎大神は大御神の御膳神なり

玉櫛に外宮に鎮座す豊宇氣毘賣神と申すは伊弉岐、伊弉美神の御子、火の神迦具土命と土の神埴山姫命との間に生れませる稚産靈神と申す御子に座すなり(豊宇氣毘賣神即ち倉稻魂神稻荷大神は伊弉諾伊弉美二柱の神の御子にして稚産靈神はまた大神の御別名なれば玉櫛の此説の非なるべしが如し)即ち上の詞に説きたりし須佐之男命またの名、月夜見命に殺され給へし保食神とも大宜都比賣



神とも申せる神これなり此神の名は、宇迦之御魂命、若宇迦能賣命、豐宇迦能命、大宇迦神、大御膳神、登由氣大神など申して其神徳廣大なりまづ穀類は此神の御體より成り始む何にまれ腹のうちに藏め飢を養ふものは皆此大神の御靈を蒙るは無き故に宇氣といふ名を負ませり其師(本居)の言の如く御名の義、雅、大などは贊稱にして神名にも人名にも例おほし宇氣は食の義なるが此を言のつゞきによりて宇迦とも通はし云ひまた宇を省きて氣とのみ多く云ひまた尊みて御氣といふも常の事にて同じく食の義なり登由氣大神と申すは余宇を切めて由といふなりまた豐受ともかく受の字はたゞ訓を信りたるにて更に宇の義にあらず又、御膳神、御饌神など様々に書きたるも皆々御食の義なりされば宇迦之御魂神と申すは食の御靈なる神と申すこと保食神と申すは食を保ち掌とる神と申す義なり此外に謂ゆる神學先生等が説いていふに足らず(中略)抑々この神の御徳の顯はれたるはかの須佐之男命の荒び座して此神を殺し給へし時に其御骸に穀物の種ども牛馬、蠶など出來てそを天照大御神の取寄まして其種等をこの物等は愛しき青人草の食て活くべきものと詔りて天上にて始て其穀物を植しめ給ひ儲、蠶の糸を結ぎて衣服と爲すことを始め給ひ家住は木もてつくり草もて葺き木綿麻蠶など皆、其神靈によりて出來る物なれば外宮に座す登由氣大神は衣食住の神になむ御座しける是以、天照大御神天つ國にて此神の御靈を最と嚴重に祭り給へり其天が下の人民の爲に物し給ふ御祭なること彼神等を始て御覽じける時に此物等は顯しき青人草の食て活くべきものと詔給へるにて明白なりと此説は大神が大御神の御膳神なる事を云るものなるも其最も灼に世に傳はれるは止由氣宮儀式帳に記されし事これなり曰く天照座皇大神、始め卷向玉城宮の御宇、天皇仁垂の御世、國々處々に大宮のところを求め給ふ時、度會の宇治の伊須々の河上の大宮に供奉しまつる爾

時、大長谷天皇の御夢に詭覺し給はく吾神、高天原に座しと見しまぎし給へし處に鎮りましぬ然るに吾一所にみませねば甚と苦ししかのみならず大御饌も安く座食さす座すが故に丹波國比沼の真奈井に座す我が御饌津神、等由大神を吾許に止め奉んと欲すと詔へ覺し奉りき爾時、天皇、驚き悟め給へて即ち丹波國より行幸しめて度會の山田原の下石根に宮柱太しりたて高天原に千木たかしりて宮さだめ齋ぎ仕へまつり始め是以、御饌殿つくり奉りて天照座皇大神の朝の大御饌、夕の大御饌を日別に供へ奉つると見へたるものこれ、明に大神の大御神の御膳神に御在しませる所以なり因に御靈は神代三鏡のうち真鏡津鏡に座せるものにして御形は圓鏡なりと。

◎大神は皇孫の大膳神なり

釋日本紀大倭本紀一書に曰く天皇(天皇は皇孫暹々藝尊なり)の始て天降り給ふ時、ともに副まもる齋鏡三面と子鈴一合あり注に曰く(中畧)一鏡及子鈴は天皇の御食津神、朝夕の御食、夜の護、日の護と齋ぎ奉つる大神いま卷向穴師社の宮に座す解祭大神なりと古史徴これを辨じて曰く一鏡子鈴云々は甚だ紛はしき書さまなれど熟く見れば天皇云々齋ぎ奉つる大神は一鏡に係りいま卷向穴師の宮云々祭る大神なりは子鈴一口に係る義なりされば一鏡は登由宇の神の御靈實に座し子鈴一口は神名帳に大和國城上郡卷向に座す若御魂神社とある神の御靈實になむ御座しけると而して以上を玉櫛に云、皇孫暹々藝命が天降り給ふ時にその豐宇氣毘賣神の御神體鏡また齋庭の穂とて大御神の御田なる稻穂を授け給へり然る種をし神の生し給へる御國の季候正なる肥土良田に殖る故に神世より稻穀萬國に勝れ最とめでたければ瑞穗國と

も號けしなりと故に古語拾遺に神祇官の御巫祭神八座を擧て曰く神武天皇……爰に仰せて皇天二祖の詔に從ひ神籬をたつ所謂、高皇產靈神、神皇產靈神、魂留產靈、生靈、足產靈、大宮賣神、事代主神、御膳神は以上いまの御巫の齋ぎまつる處なりと是れ即ち大神の神徳鴻大にて御座せる事を明せるもの也猶ほ此外、大神は大膳職の守護神、造酒司祭神、禁闕守護三十番神、二十一社王城鎮守の神として宮中に齋ぎまつられ給ひ且つ名神大社として崇拜ふかく月次祭新嘗祭の祭神として祀られ給ふ。

◎大神、異名にて各地に祭られ給ふ

凡そ神は同一に御座しますも祭られ給ふ御名により神徳に大小あること明白なり併し之がためその崇信の誠意を上下せしむべきものにあらずされば大神を伊勢外宮に祭り奉つるは其伊勢外宮に鎮座し給ふ沿革ありと同一く稻荷は稻荷、廣瀬は廣瀬の祭祀俱に根本より異なるものなれば混同すべきものにあらざるも大神の異名にて各地に祭られ給ふこと皆米穀に因み御座しませざる事なきを以て之を左に畧述せんとす。廣瀬大神は大和國廣瀬郡河合村に鎮座しませり同縁起に倉稻魂命これは大忌廣瀬社に座す神なり又、若宇迦賣命ともいふ伊勢外宮の分身なりと而して大殿祭の祝詞にも屋船豐宇氣姫命これ稻の靈なり故に古事類苑に云廣瀬大神は若宇迦乃賣命を祭る即ち倉稻魂命なり大忌神または廣瀬河合神とも稱す穀物を護り給ふ神なり延喜の制、名神大社に列し月次、新嘗の官幣に預る現今官幣大社なりと。大物忌大神は羽後國飽海郡吹浦村に鎮座しませり出羽國風土記に吹浦村に御鎮座しませり大物忌神社は延喜式神名帳に載らる倉稻魂命にして靈神なり故に郡民二月施粉を奉つり五穀成就を祈る是以古來、名

神大社に列せられ出羽國の一宮と稱す現今國幣中社たり。

籠宮大明神は丹後國興郡府中村に在り雄略天皇の二十二年九月、豐受大神を當國眞名井が原より伊勢山田原へ鎮座なし奉つれる時、分神を眞名井が原に留め祭る是れ謂ゆる興謝宮なり其後、年代へたりて籠神社へ相殿に祭り奉つる建武より後の事なり然るをいつの頃よりか籠神社を外へ移し祭る今の社の右の方にある小社これなり故に今の本社は豐受大神倉稻魂神なり丹後の一宮と稱す現今國幣中社たり。羽黒權現は羽前國東田川郡手向村羽黒山に鎮座し給ふ修驗者の尊崇ふかし國花萬葉集に羽黒權現は祭神倉稻魂神、和漢三才圖會また同じ説を載て神祕をとく推古天皇元年出現し給ふといふ現今國幣中社に列す俗にいふ出羽神社是なり東遊雜記に云、出羽國羽黒山は祭神倉稻魂なり稻荷明神に同じ此俗、稻熟して民家始て刈入る日、稻束を一段高く置て酒などまつり家内のもの集りて米穀を食とし命を保つ恩を謝しまた豐年を祈り神徳を謝すること例となれりと傳ふ。以上の他に各地方に縣社郷社として大神を奉祀するもの夥し皆、五穀の豐穰を祈り衣服住居の安穩を禱る爲に勸請し奉つれるものなり就中、近江國坂田郡入江村に鎮座し給ふ郡久麻大神は同地が大膳職の御厨の地なるを以て神社啓蒙には當職の祭る所の神稻食神(御食津神)なり故に里女の婿するときは祭祀に必ず釜鍋を戴き神に奉つると説ける類、みな由緒ふかく御座しませるもののみなりいま之を擧ぐる要あるも餘白なきを以て省略して載せざる事と爲しぬ。

◎中社、佐田彦神

天孫、瓊々杵尊天降まさんとし給へる時、天八衢に來り給ふに向ふに神あり鼻の長さ七咫、背の長さ七尋

口尻明く輝り眼は入咫の鏡の如くにして赧然、赤酸醬に似たり天忍日命馳せ歸り之を奏問し給ふ即ち徒神を遣はし往て問はしむるに八十萬神みな眼かちて相問ことを得ず又々議ありて太玉命の女、天鈿女命を遣し給ふ曰く汝はこれ人に眼かつもの往て之を問ふべしと命、其胸の乳をあらはし裳帯を臍の下に抑へ鼻嚙て向ひ立ち給ふ是時、衢神問て曰く汝かくするは何の故ぞや命答て曰く天照大神の子の幸し給ふ處の道路にかくしてをるものは誰ぞや衢神答て曰く天照大神の子いま降り行し給ふと聞きて奉迎して相待つなり吾名を猿田彦大神といふ時に命また問て曰く汝まさきに我先ち行かんとするや抑も我、汝に先ち行んか對て曰く我まづ行かん命また問て曰く汝何處に到るや皇孫何處に到り給ふや對て曰く天神の子は筑紫日向の高千穂の榎觸の峯に到り給ふべし吾は伊勢の狹長田五十鈴川上に到るべし因て曰く我を發願ものは汝なり故に汝、我を送りて其處にいたるべし命かへりて狀を報す天孫、仍て天の磐座を脱離て天八重雲を排し分け稜威の道別に道別て天降させり是れ佐田彦大神の最も世に知られたる事蹟なり由来この神は伊弉諾神が伊弉册神の黄泉にいたり給へるを慕ひ赴き給へし時、黄泉醜女八人伊弉諾神を追ひ奉つる時伊弉諾神始に黒き髪をなげて蒲陶と爲し次に湯津爪櫛を投げて笄と爲し次に杖を投げてこれより過るなかれと杖化して岐神となる又、來名戸祖神ともいふ即ち船戸神にして佐田彦神是なり故に神史は大神は伊弉諾神の智識の發し給へるものなりと説けり而して大神は土金の靈神に御座しませり二十二社註式に三千世界の地主神と申し奉つる神道の極秘、土金の傳は大神の神徳を説けるもの也人皇十一代垂仁天皇の皇女倭姫命、天照大神の神體を守護し各地に御鎮座の地を求め給へし時、大神は太田命と稱して伊勢の五十鈴川の上に導き給ふ以上の神徳御座しませり以て本神鎮座以後、稻荷山に登られ給ふ昔は上社なりしがいまは中社となれり。

がいまは中社となれり。

●上神、大宮比賣神

二十二社註式に下社、大宮女神、伊弉美尊の化神、罔象女命水神なりいまは稻荷山の上社に祭り奉つる抑も此大神は貴船大神、丹生川上大神と同體に御座しませりとも祈雨止雨の靈驗炳かなる大神に御座せり故に雨師神とも申し奉つる諸社根元記に水神罔象女神、高靈なり此降迹は和州丹生大明神、貴布禰大明神なりみな龍徳の降迹にして今も雨を請ひ雨を止むることを祈るはこの二神なり又丹生川上神社の靈驗は大和名所岡會に當社は天武天皇の白鳳四年の垂跡にして雨を乞ひまた霖雨をやめさせ給へとの勅使たてられしこと舊記に見えたりと想に稻を植る米穀よく稔るには灌溉潤澤ならざる可らず是れ水神大宮比賣を上社に齋ひ奉れる所以なる理、自ら明かなり又、大神は古語拾遺天照大神の天磐戸に幽居り給ふ段に爰に天手力雄神その扉を引き啓き新殿に還り座す則ち天兒屋命、太玉命は日の御綱を以て其殿天磐戸に廻らし懸け大宮比賣神をして御前に侍らしめ豐饗間戸命、櫛磐間戸命の二柱神をして殿門を守り衛らしむと記し古史傳に其神徳を願し天照大神の御心を和げ奉れりとして君と臣との御間を取り持ち侍たまふ徳の卓れ座すが故に神祇官の八柱の神の連にも祭られ給ひまた朝廷に仕へ奉つる官人等は更にも云はず古くは末々の人まで祭をなして其御幸ひを祈り白せることになむ有けると説けりと記せり而してこの大神は日本書紀神代卷に伊弉美尊が軻遇槌(火の神)のため焦かれて終り給はんとする間、臥ながら土神とも生まれ給へるものなりと蓋し水克火の造化の用なるべし。

●田中神及四大神

田中神は大己貴神なり神は即ち我が豊葦原瑞穂國を經營し給へる大神にして日本書紀には素盞鳴神の御子また同一書に素盞鳴神の第五世第六世の御孫なりと説けり第六世の御孫なる説、確ならん御別名あまたあり大國主神、大物主神、葦原醜男、八千弋神、大國玉神、顯國玉神と申しまた尊て國作大己貴神と申す御子一百八十一神御在せり其國土の經營に當り少彥名神と俱に力を戮せ心を一にし作成し給へることは、日本書紀にしるさる故に此神徳を尊び後世に至りて、稻荷三社に合祀せられしものなり。また四大神は神祇拾遺に據るに五十猛神、大屋姫、抓津姫、事八十神にして田中神と俱に稻荷三社に合祀し稻荷五社大神と稱し奉つる抑々此四大神は日本書紀一書に素盞鳴尊、其子五十猛神を帥て新羅國に下り到り給ふ云々初め五十猛神、天降す時多く樹の種をもちて下り給へしに韓の地に殖えすして盡く持ち歸り遂に筑紫より大八洲國のうちに播き殖え給へば青き山とならざる處なし是れ五十猛神を稱し功ある神と爲す所以なり即ち紀伊國に座す處の大神これなり又曰く素盞鳴尊の子號けて五十猛神、妹大屋津姫命、抓津姫命といふ三神座せり又よく木の種を分ち布ち即ち紀伊國に渡し奉つると按ずるに樹の種とは木のみにあらず一切の種子をいふなり或は曰く日本書紀倉稻魂保食神の米穀牛馬蠶その他一切の化現すでに記されたるを以て斯には特に樹の種の事を記せりと説くものあれど是れ僻事なるべし故に四大神は農事に大功おはず義を以て合祀せられたるものなりとなすを至當とす。

●荷田神及末社

荷田神は稻荷山の地主神なり龍頭太といふ稻荷鎮坐記に龍頭太のこと或記にいふ古老傳へて曰く龍頭太は和銅年中より以來既に百年に及ぶまで當山の麓に庵を建てて晝は田を耕し夜は薪をとるを業とす其面、龍の如し顔の上に光ありて夜をてらすこと晝に似たり人これを龍頭太と名く其姓を荷田氏といふ稻を荷ける故なり而るに弘仁のころにや弘法大師此山に於て難行苦行し給けるに彼翁來て申して曰く我はこれ當所の山神なり佛法を護持すべき誓願あり願くは大徳常に秘密の法味を授け給ふべし然らば愚老忽に應化の威光を耀して長く垂迹の靈地をかざり鎮に弘法の堂塔を守るべしと大師、服膺して深く敬禮をいたし給ふ是以、其面顔を寫して彼の神體とす種々の利運、連々として斷絶ことなし彼の大師御作の面は當社の龍戸殿に安置せられ毎年祭禮の時、神輿相共に出してまつる仍て當社に荷田の社として鎮坐しますは彼の社壇なり今の神宮肥前々司荷田の延種は龍頭太の餘胤なりと。また荷田社の外、猶ほ御倉上社、白狐社、長者社、蛭兒社、猛尾社、若王子社、日光社、八幡社、伊勢兩宮等稻荷山境内末社として鎮座し給ひぬれどいまは略して記さざる事とせり。

●(二)鎮座

鎮座とは神々がそれく有縁の地に神靈をとめ給ふことを云へるものにして古昔より其因縁善により顯はれ給ひまた惡によりあらはれ給ふ差別あるも共に萬民の利益たることと相同し隨て後世、その神靈を移したてまつり各地に祭る事となれり要するにこれ神徳渴仰に外ならざるものなり故に名神大社の神靈の始て鎮座し給ふや其神話みな奇しきものにして實にありがたきものなり稻荷大神の御鎮座は已に説きし如く

米穀の粹たる餅を秦氏が粗末にしたる神罰を與ふため顯はれ給ひしも元より命の根、世の根の神衣服住居の神に御座しませば心を改め其神徳を尊み願はれしより福を授け給へたること己に記せるが如し此等の大神の靈驗あげて敷へがたし故に全國みな大神を祭らざるものなく特に初午の日は農家一般、大神の神威をかしくみ五穀成就の祈りを爲すこと皆人の知る處なり而して大神の神靈は山城國紀伊郡稻荷山に始て稻生の神として鎮座し給ふ詳しくは祭神のうち述べし如くなるを以て左にその鎮座の仔細を記し以て大神の神徳を頌せん。

●三箇峰の由來

雍州府志に三峰、稻荷山にあり三峰相連る是れ稻荷神の始て鎮座し給ふ處なり土人此を御壇といひ影向の杉樹斯の處に在りまた日次記事に稻荷山上を三峰と稱す是れ稻荷明神始て垂跡の處なりとされば麓より十町餘の絶頂に相次で高き三箇の峯の上の社中の社下の社の舊蹟なること明かなり故に之を驗の杉に辨して曰く年中行事秘抄稻荷祭の下に彼の社の禰宜祝等が申狀にこの神、和銅年中始めて伊奈利山三箇の峯の平かなる處に顯れ座すと見えたり平とは山上の平かなる處をいふ諸國の地名に某平、何の平と稱する平も其平によりりと聞ゆさる程に此山の峯三つ並べる中の一峯の頂の平處に神の顯れ座しけるを聽て其處に社を建て祭り始めたる由にてこれ後にまた二峯に二座の神を祭りて其を加へて稻荷三社と稱し其峯を上中下と呼び則ち其社を別ちて上の社、中の社、下の社と申しその中峯の社は中の社に當りて三座の中の本神とぞ聞え給へると謂へり是れ稻荷山を三箇峰と稱せる由來にして因縁實に深しといふべし。

●三の燈の世説

燈は神に捧げまつる御明なり萬葉集にこれを留火とよみ靈異記には燭と見たり和銅以後の燈の具は種油にして最も清なるものなり所謂三の燈は上の社、中の社、下の社の神徳が暗らす燈の如く萬民の衣食住の幸福を與へ給べく信仰者正直者の頭を照らし給ふものなりとて吉野拾遺の後醍醐天皇の御製に三の燈の神異を引き説けるものもあるも是れ神詠に其世にのこる三の燈とよみ給へるより生せる説にして古歌にもいなり山ふけ行く杉の木の間より光たえせぬ三の燈とよまる美間田の種に三の燈といふは稻生に三の御名あり稚産靈神、保食神、倉稻魂神これを稻にていふ時は稲を苗代へ蒔しより早苗とるまでは稚産靈神の主どり給ふ處、植てより穂に出づるまでは保食神の主どり給ふ處、穂に出でしより後は倉稻魂神の主どり給ふ處なりとされば稻荷大神は已に穂に出でたる後を主どり給ふ倉稻魂神の神徳を祭り奉れるものにして大神の御別名、稚産靈神、保食神は其稻の季節々々により神徳を稱ひ奉つれるものなれば三の燈は稲をまさしより以後、一粒萬倍の稲になるまで稲の稔を守り給ふやう春秋常に祀り祈して神威をあげ奉れるものといふべく畢竟、中の社の本神の神魂をあげたるものなり。

●いなり山に三義あり

美間田の種に云、天地の間に生するものは悉く保食神の産み出し給へるものなるが故に保食神稻生大明神は天地を以て體とし天地の間は飯生の神の御口なり故に稻荷の御名に三の傳あり稻生とは稲の生する處、

稻荷とは苜り收むる處、飯生とは人々の食ふ處なりと或曰くいなり山の形、飯を盛れるが如き形せるより此名ありといふものありまた神代卷講述抄に云、保食神とは保は五穀の名なりいなり山城國紀伊郡深草の稻荷大明神は神傳に深草山の上に飯を盛りたる如き三の峰あれば飯生山とも飯生の森とも名づけたりとされば飯生と書くときは已に御魂が飯となりて人の口に入る時の神徳なるべく、かくいふときは前項三の燈に説ける如く御名の倉稻魂神と稱へ奉つる時の靈威をとり文字に顯はしたるものならん之を稻荷といふときは稻の穂いで苜りとするまでの神徳保食神の主どり給ふ時なれば其結果を想像して稻荷と稱へ奉れるものなるべきも倭訓栞に稻荷と書に据ればもとはイナニと謂ひし成べし「ニ」と「リ」と通すと述べられた弘法大師、東寺の邊に稻を荷ひたる老翁に遇ひ、いなりの神なりとて文字を稻荷と改められしこと後に引用するが如きを以て見れば稻荷の義は弘法の書せし處なるも神徳には何等の渝り給ふ處あるにあらず皆苗より苜入るまでの神徳の義なりと知るべく稻どかく時は是れ大神の最初の神徳を稱へ奉れるものといふべし神代記に保食神の腹中に稻生りきと見ゆ稻生の義を考ふれば稻生の義は稚産靈神として大神の神徳を稱へたてまつれる稻をまき、早苗とするまでの時を云へるものにして、いなり山の義にかなへるものなり要するにいなり山の三義はまた三の灯の意に通ふものと謂つべし但、昔は伊奈利山と、萬葉假名にかきまた平假名にかきしものにて漢文の多義と異なるも多義また各々正しき由來あるものなり。

●最初鎮座の御地

稻荷大神最初鎮座の御地は三箇峯の中の峯なりし也神社啓蒙に稻荷宮は山城國紀伊郡に在り王城をさること

三里なりまた東南なりと山州名跡誌に稻荷宮上古には三坐の神が三所に別れ上ノ社、中ノ社、下ノ社と云へり(中略)件ノ地、山上にして乾より卯辰の間に亘る三峯双立、上ノ社は頂上にあり中ノ社より凡そ二町、下ノ社と隔ること二町餘にあり而して今の社との距離は稻荷神社考に此三社の趾、いまの社の奥十八町許の山中に在て三社二町ばかりづ、相隔てり毎年正月五日神官この地に詣で、注連を引渡すを恒例とすと云へりまた御前谷といふ名の遺れるも社の前なりし故なりとその現はれ給へる事實は已に述べたりし如く山城風土記に載せし秦中家忌寸達が遠祖伊呂具が米穀の最も福ある餅を射的として弓矢を學びたりしたため稻荷大神のにくみをうけ飢饉となり其富を亡ぼし給ひしを子孫にいたり大神を祭り罪を侘びて富さかえを得たる時に社をたてたるを弘仁年中、弘法大師いまの麓に勧請せられたるものにして猶ほ次に説くが如し。

●現在の社地

前已に述べし如く稻荷大神は三箇峯に顯はれ給ひて秦伊呂具が子孫世々之を奉祀し神社もまた秦氏の建てしものなり然るに弘法大師は三箇峯より山下に神社を移し奉りし事を藤森縁起にのせらる同書に曰く弘仁七年、弘法大師稻荷大明神勸請の爲に藤森天王敷地の内を所望之由、叡聞に達せられ當社の神慮を伺はれし處、借し奉つるべき趣、神託あるにより三山の麓に之を勸請す夫より以來、彼處を稻荷と號す又雍州府志に嘗て弘法大師東寺の門前に於て稻を荷ふ老翁に逢ふ其體凡ならず大師以爲く稻荷神の化現なりと則ち東寺の鎮守と爲す茲に於て山上の社を今の處に移し稻荷明神と號すと此兩説を并せ見るに弘法大師は

稻を荷へる老翁の化現により藤森天王の地を借り現在の社地に神祠を建てたるものなりといふ是れ近郷並に京中が五條より九條に至るまで藤森大王の氏子たりしも今は同じく稻荷大神の氏子となれりと聞く而して神祠の現在の地に建てられしは弘仁十四年藤原時平の建立なりと傳ふ、後神祠の改築または修繕等官より之を爲し來れるものにして此事みな大神の靈驗新かなるによるものなり。

●御旅所及由來

雍州府志に稻荷神社、齋場所、稻荷の御旅所は油小路七條の南にあり弘法大師東寺を營む時、八幡を土地の神と爲し而後、稻荷神出現し暫く芝守長者の家に寓す年月を歴て稻荷山に移す今の旅所は則ち芝守長者の宅地なり祭祀の時神輿こゝに在ること二十日なるは斯の遺風なり詳く東寺の縁起に見ゆ諸國圖會年中行事大成に傳へていふ弘法大師入唐の時、明神稻を荷へる翁と現じ大師と誓の事ありし由緒によると記し稻荷御旅所神主が延寶六年二月七日奉行へ差出したる由緒書にも此旨を記せり併し弘法大師入唐の時稻を荷へ現はれしものは即ち大神の神使にして靈狐なる事、諸國里人談に詳にして神使の條に委しければ斯に省略してのせざるも弘法大師が兩部神道を擴めらるゝにつき大神を信仰ありし結果神異を被むられたため現在の社地に勧請しまた御旅所の神幸等の儀起れるものなり。

●大神は國民の氏神なり

古事類苑は神祇部に秦氏神と題して稻荷大神を秦伊呂具が子孫の氏神なりと爲せるも是れ甚だ誤れるも

のにして大神は實に萬民の氏神に御座しませり言を換て云へば大神は衣食住の靈神に御坐せるを以て萬民みな神徳を渴仰して福を禱り禍をはらひし也愚雜俎に云前つかた諸國の農民山州伏見稻荷山の土を求め田毎に入るれば保食神の加護にてよく實るとて皆人毎に土を求む社邊の民これを社に申し請て家毎に土を丸め粒にして見世に出してうれるをば粒々と云ひしを何日の程よりか中を空に盪の様にせしを田豊と云ひ次第に器皿の象となし或は牛馬鳥雀の形としてうるに求むる人これを奇とし田に入れしが終には人物禽獸種々工なる土偶を出せしより小兒の玩弄の器となり田毎に入るゝ事は靡りぬと是れ即ち大神の五穀の神にて御在せし證據にして猶ほ祭神の條を閲讀せらるれば大神の神徳ますく明々白々たらん。

(三) 神階

神階は神位の階級なり其神位たかきに隨ひ位田に多少あるを以て名神大社は位田自然多きが故、神領豊に神威ますく宣揚せらるゝ事となれるはみな人の知る處なり而してその沿革は東大寺要録に入幡大神の三位に叙せられたるを以て始とす稻荷大神もまた人皇四十九代淳和天皇の朝、從五位下を授け奉つり爾後神威年々も炳なりしかば人皇六十三代朱雀天皇の天慶五年四月十一日正一位の位階を授け奉れりと云ふ。

●正一位は大明神なり

稻荷大神は正一位の神階に御在しませり稻荷社古今事實考證に正一位神階年月被仰渡日本紀略、天慶三

年九月四日、稻荷の神に從一位を増し奉る本朝世紀に天慶五年四月十一日、京中並に山城の國に坐す諸神の位紀五十三卷これ東西諸國の賊亂の時、賊類を討滅せんことを禱られし後、天下の諸神に位一階を増加せらるべき由、但、極位の神に至ては封戸を寄せ奉らるべき者、また右稻荷社に正一位を授け奉られしこと記録出現の間、永々忘失すべからざる趣云々と記すこの考證は嘗て炎上により記録焼失せるを以て文化二年九月、神祇伯家より執達せられ神階無相違旨を明にせられたるもの也而して正一位の神階ある神をば大明神といふ由來は柱史抄に神位の事、大明神に於ては多くは是正一位なり神道名目類聚抄にも神宮を上とし明神是に次ぐいま世俗すべて諸社を稱して何某の大明神と稱するものは誤なり明神は勅許の號なり勅許なき時は何某の大神また何某の神社と稱すとされば稻荷大神は大明神にお座しますを以て勅許による神階の名神なりと謂べく正一位に叙せられざる神は皆、大明神と稱する事は能はずまた勅許なかりしものと知るべきなり。

●正一位の位田

傍廂に位田につき説て曰くいにしへ郡縣の頃は國々の大社小社の神々へ位階を授け給ひしは神の御位にあらず神社へつけ給へる位田にて則ち神領なり一位は現米二千石、二位は千五百石、三位は千二百五十石、四位は六百石、五位は三百石なり折にふれて位階の進み給ふは位田をまし給はんが爲なり後に封延となりて神領御朱印にて定め給ふうへは位田の加増なき故位階の昇進なきを以て、大社舊社とも三位四位のまゝにて止まり給ひしもまたあり、ざるを近來は名もなき小社また私に祭祀する神をみだりに正一位と

稱するもの多し借上なる事なりと故に稻荷神社古文書を按ずるに建武元年九月四日の雜訴決斷條に「稻荷社當社領加賀國味智郷内水田二十町一事」右任壽永二年九月九日の院廳下文並文治二年九月五日關東下文、同三年三月廿二日の留所下文、正嘉二年二月廿七日の勅裁院宣等宜令管領者以牒これ即ち正一位の位田高、現米二千石の神領なり然るに年を経るに隨ひ世亂れて四海一日も無事なることなく天下を舉て武臣の領する處となり神領を掠奪らるゝこと多く稻荷大神の神領の如きも足利の末年より益々減せられ天正十七年十二月十日豊臣秀吉が山城國山科郷替地を以て廻米六百石を神領と定められし規模を以て徳川家康もまた廻米六百石神領なる旨、元和元年七月廿七日朱印ありて明治維新に及べり要するに武家時代に入り神領掠奪れ現米二千石が僅に廻米六百石となれるは王朝時代の神祇制度に照合し浩歎せざる可らず。

●社格

社格は神社の格式にして其創見は天、社、國、社これなり人皇十代崇神天皇の朝これを定む其後、大中小社の制ありて正三位以上を大社と爲し從四位以上を中社と爲し其餘を小社と爲せり故に稻荷大神は大社に御座しませるものにして之を古昔は名神大社と稱せり。  
名神大社は月次祭、新嘗祭にあづかり給ふ處の大神なり延喜式神名に紀伊郡稻荷神社三座並に名神大社、月次、新嘗云々とあるを考ふれば名神中に大社ならざるものまた月次祭、新嘗祭にあづからざる神ある事を思ふべしされば稻荷大神は名神中の名神に御座せるを知るに足らん。



稻荷大神の朝廷の尊崇以上の如きが故に古來、勅祭なりしなり是以、祭祀毎には神祇官より幣帛を頒ち勅使必ず参拜せらるる之を名て奉幣使と云ひ必ず宣命紙を附せらるる朝野群職二十二社奉幣次第(中略)稻荷、宣命紙奉幣使(中略)稻荷四位一人、また伯家部類に一、稻荷祭の事、當社の祭は延喜八年始て行はる御出は三月後の午の日、祭禮は四月の中の卯の日(廿日間御旅なり)勅裁の儀は松尾社に同し臨時御祈の事もまた同前これを沙汰せしめらるる故に社司年中行事には祭祀當日、正禰宜或は正祝、衣冠を着し神祇伯白川家に出頭し勅裁の繪旨を拜し御教書を受けて歸りこれを社務に授くと記し勅裁教書に關する催ある事を述べ諸國陶會年中行事大成には稻荷祭、往古の祭式嚴重なりし事は古繪卷物に見へたりと載せり勅祭の儀式盛なりしものならん。

また稻荷大神は延喜式三十六座の一神に御座しませり同式に御祭神八座、並に大社、月次新嘗、中宮東宮御巫また同じと説けるは大神が大御神及皇孫の御膳の神に御座すが故なること己に説けるが如し故に大神は上古の朝廷の奉幣社、十六社十九社二十社二十一社二十二社の一神に御座しませり其二十二社の神社と稱せられ給へるは人皇七十二代白河天皇の永保二年にして爾後、増減せせらるることなく奉幣せられしものなりしと云。

現今にては大神は官幣大社に崇られ給ふ太政官日誌(明治四年五月十四日)神祇官(中略)稻荷神社(山成國以上、三十五社、神祇官の祭の處、官幣社と爲すまた社司月番雜記に明治四年六月十八日太政官御達、稻荷神社御改正、官幣大社に列し自今官祭仰せ出され候事)太政官とあるは明治初年の改革により大神奉祀の社格決定せられしもの也因に壽永二年二月五日庚子、院(後白河院)加茂より鐘鳴の後、祇園稻荷

等に参らせ給ふ卯刻還御と吉記にしるされしは稻荷行幸の始にして爾後、歴代の聖主行幸せられしこと夥しと云。

#### (四) 祭祀

我が建國の大法は祭政一致なり故に祭はマツリ政はマツリコトと訓すこれ上朝廷より下萬民に至るまで天神地祇の恵により教に遵ひ其生活を保つが故なりされば四季ともに天神地祇を祭祀し上下和睦して神徳を頌讚し禍害ある時は必ず祈り或は祓を爲して幸福を求むること萬國に其比を見ざる美風あるは欽すべし而して以上の天神地祇のうちに衣食住の尊神を求むる時は誰しも稻荷大神を稱するに異存ある者なし是以、上朝廷より下萬民に至るまで信仰他の神に越たり今左に大神祭祀の著明なる事項を述べん。

#### ● 初午の由來

稻荷大神は前述せる如く元明天皇の和銅四年二月初午の日、三箇峰に垂迹し給ひるを以て爾來一千二百三年この例によりて年々、初午の日を以て大神を祭祀し奉つること毫も怠れる事なし之を兩部神道説よりいふときは午は南にして陽なり火の徳を主とるこれ稻荷大神の本地が南方寶生如來なるが故なり社殿鳥居其他、赤きをたつとぶは火の色をとれるものなりとされど世諺問答には異説をのせたり曰く二月、問て曰く此月の馬の日いなりを祭は何のいはれにか侍らん答て曰く弘法大師東寺の門前にて稻負ひたる老翁に二月の午の日あひ給ひて則ち東寺の鎮守に勸請申されたりしかは此寺はんじやうせしより此日をもて縁日と

や申べからむと或は三峰の垂迹の日と弘法大師の稻を負ひたる老翁にあひ給ひたるはとも同月の午の日なりしならんか但、延喜神名式比保古に稻荷神三社、當社の鎮座は二月の初午なるを以て今に至て初午の祭祀なるなりといへるより考ふれば初午の由來は大神の二月の初午の日に垂迹し給へし正説と爲すを適當とすべし。

### ●初午を福参りといふ

日次記事に二月初巳初午の日、稻荷社詣、俗に初午詣と稱しまた福参といふ今日農氏の参詣特に多し門前の家々百穀の種並に雑菜の種を賣りまた大小の陶器を賣るその大なるものを傳法といふ攝州傳法の海濱に於て之を製るが故なり一に傳法焼といふ今は直に傳法といふ是にて物を炒りまたは烟草粉を盛るその小なるものを都保々々といふ此土器、兩手のうち運轉する時はつば／＼の音あり故に名づく参詣の男女これを買て兒童をすかす大人もまた鹽を其中に溝て火を入れて之を焼き食膳に資す今日民家多く菜葉を食ふ凡そ群參の男女の神前に投する所の散錢、簾の間に留るもの有るときは則ち其人、福を得ると爲し再び其錢を請ひ得て家珍と爲すと記せるは大神の神徳を謂へるものなりこれを滑稽雜談に釋して曰く和俗に二月の初午の日を以て稻荷大神を祭ること詳國に傳るも帝都京に於ては稻荷神社山稻荷を以て第一とすいませに一日前の巳の日を祈る所以は巳と身と通じ身の福を得るの義なりと謂り(中略)當世、殊に農工の人、参詣して穀菜の種を求て歸るは之を種殖やし瑞しるしとするが故なり古は此山の土を以て歸り工人の用に交へて之を尊むこと侍りしにや此餘風によりて當代、土を以て玩器の類或は人形、鳥獸の類を造りて賣れり

俗につば／＼、でんぼうなど、謂て参詣の男女これを求むこれ土を瑞しとする證なり一説に此五座のうち土祖神まします故なりと云へり賣買に由來ふかきこの初午の如きはまことに大神の神徳を稱たてまつれるものといふべし。

### ●初午の賑

一千年袖鑑に上の午の日、初午と稱して江府稻荷の宮に幟をたて神樂を奏し参詣群集す江戸は餘の國に異なり市中にも銘々の屋敷の鎮守に稻荷を勧請して此神を祭らざるはなし故に神田紺屋町邊の市店に年中鳥居宮など造りて鬻ぐ中にも常月初午前には買人引もきらすこれ唐の社日の祭禮と同じものならん抑々異國に社日に土地神を祭る和俗の稻荷は五穀の神なり和漢の地萬里を隔と雖其趣相同しく家々、醉人を扶けて歸る今日の夕暮實に賑々敷目出度しとまた東都歳時記にも江府江は總て稻荷勸請の社、夥しく武家は屋敷毎に鎮守の社あり(中略)寺社の境内に安置する祠には神樂を奏し幣帛を捧げ市中には挑灯行燈をともし五彩の幟等を建て並べ神前には供物燈火を捧げ修驗、禰宜を請て法樂すまた男兒、祠前に集りて終夜、鼓をうち鳴物をふく千社参りと號して稻荷千社へ詣るもの小き紙に己が名所を記したる札を張りて證と爲す此族殊に多し何れも中人以下の態なりと記せり以上は江戸の初午なりまた田舎にても之とや、相同じき賑ひありて茅窓漫録に之を説けり曰く毎年二月の初午の日は貴賤一統もて唯して初午稻荷祭といひ在所々の其祠に詣ること天下一統の風俗となれり(中略)いつの頃より何もの、謂ひ出したるか狐を稻荷の神使と稱し初午の日には貴賤とも家々に赤小豆飯、油煎等を供物としてなほ種々とのへ町家士民の中にて

も其格式定例ある家は都鄙ともに居室のうちに鎮守の祠に稻荷を勧請し正一位大明神の幟をたて往來いはむ方なしと稱しよく當日の光景をうつせり。

●初午と影向松

前述せる験の杉は即ち影向の松なり稻荷谷響記に云、杉は當社山の神木にして古へ影向の杉と稱し奉つる今に其古跡在り件の縁に因て昔より今に杉の枝を以て富木となふ舊記を按ずるに凡そ當社へ參詣するものは杉の枝を折りて家に納て富祐を祈るものなりと故に夫木抄に藤原光俊の歌とて

ささらきやけふ初午のしるしとて稻荷の杉はもとつ葉もなし

とよめりこの歌につき安齋隨筆に或人問て曰く夫木抄、光俊朝臣の歌(中略)こゝろは如何、貞丈答、堀川次郎百首、稻荷詣、顯仲の歌に、いなり山しるしの杉を尋ねきてあまねく人のかざすけふかなとあるは今日、稻荷山に詣る人杉の葉をとりてかざしにする故、下枝を折り取るを以て本の方の葉なくなるかざしとは葉をとり頭にさす義なり稻荷山の験の杉古歌によみたる多しと要するに稻荷谷響記の影向杉とは験の杉なるも平常、參詣者の折りとりて指し木と爲すに初午の日とその靈験多少の差異ありと謂は信なるか或は曰く靈験は信仰の有無によるものなるも垂迹の日は兩部よりいふときは御縁日に相當するものなれば特に此初午は験の杉の信仰者に靈験あるものなりと。

●上卯の日

稻荷祭は毎年四月上旬の卯の日なりと傳ふされば二月の初午と別箇の祭祀なるべきか諸國圖會年中行事大成に中午稻荷祭御出、其式、今朝、社司神祇伯に至り勅裁の繪旨を請ひ奉つりて本社に歸り午の刻神供、此時五座の神輿を神輿舎より昇ぎ出して神前に並ぶ社司祝詞ありて神靈を各神輿に納む田中の社の神輿に假面を袋に納めて之を飾る田中の神は荷田神なり其面貌を弘法大師自ら彫刻して納めらる即ち是神輿に掛る處の假面なりといふしかして後、神幸の儀あり(中略)神輿は旅所に留りましゝて四月中卯日に本宮に還らせ給ふ其間、諸人參詣夥しく神樂の音、絶間なく或は見世物放下の類ひ軒をならべ茶店には行客を停て酔を勧め賑ひいはむ方なしとまた同書に卯日稻荷祭、當月卯の日二あれば上卯の日、三つあれば中卯の日を用ゐらると云へば前述の中卯の日の本宮に還らせ給ふは卯二ツの月の上卯の日の祭祀なるべしかくて旅所に留まり給へてまた本宮に還らせ給はざる前、神輿は已刻、此處を發して西の方東寺に入、神輿南門に入せ給ふとき一基ごとに役僧、門の脇に立て螺貝を吹く五座の神輿、金堂の前南向に居え奉つる茲に東寺の役人、甲冑を着し左の手に長刀を持ち右の手に御供を捧ぐまた地人の妻、各々打被を着して寺中より捧げし供物雜品を唐櫃に盛り之を頭上に載て同く神輿毎に之を供し爾して後、寺務の僧を始め衆僧東西に列し神輿の前に寺僧進み出で奉幣あり次に鞆の形したる物に張紙し稻荷大神と記せるものを出し西本願寺より神輿毎に青銅の奉納ありて後、神輿は本社へ還らせ給ふ旅所の御滞在其間二十日なりといふ而して此祭祀は往古、極て嚴重なりしも應仁年間より中絶し其後、僅に神輿ばかり渡御ありて甚だ儀式廢れ乞食のみ多く群を爲しければ俗に乞食祭など汚はしき名を此祭祀につけしも徳川時代に至り安永年間再興せられまたもや昔の威儀を拜する事を得るに至りしが明治六年祭政改革により繪旨の御下賜廢せられ四月九日

を以て毎年の例祭と定められ地方長官參拜して奉幣奠享の儀を行はるといふ。

### 吹革祭の沿革

日次記事に十一月稻荷社の火燒、新御供は社家松本氏調進す相傳ふ鍛冶宗近刀劍を鑄つ時に稻荷神出現して合槌を打て鍛錬の力を助けらる宗近鍛冶屋と云ふ所の石盤いま東山知恩院山門の下に在り鍛冶屋金屬匠すべて吹革を設くるもの悉く之を祭る故に吹革祭といふ知恩院の鎮守はもと賀茂明神なりしを三世滿蓋和尚、稻荷八幡を加ふ故に今日稻荷の火燒ありと説りされど或説に宗近、刀劍を鍛ふ時に稻荷山の土をとり用ひ同山に至る毎に參詣して名工の譽を得ん事を祈りしかば大神、宗近の信仰を納受ましく神使(靈狐)をして合槌を打しめられしものなりといふ想にこれ靈狐が神人に化し宗近の技工をたすけたるものなるべし爾後、轡をもてるもの其刀劍を鍛ふると否とに拘らずこの日、稻荷大神を祭り吹革祭と稱して神徳を渴仰すること千有餘年の久しきに及び實に崇信せざる可らず而して此日群童鍛冶屋の家に集り鍛冶屋の貧乏と呼び騒ぐを例とすこれは徳川の中世以後より起れるものにて甚だ悪しき慣習なり今は多少此風俗失し處ありと聞く歡ばしき事なり昔、群童が鍛冶屋の貧乏と呼ばれば鍛冶屋は必ず蜜柑その他の美味を與ふるを習せしが之を俳諧歳時記に其貨物の多からざるを罵るものにやと説けり。

### (五) 神異及祈請

神異は神の靈異にして神助、神祟最も多し神代の昔、保食神即ち稻荷大神が月讀尊に山海の珍味を

備させ給へるが如きは神異の極で新かなるものにして其殺され給ひたりし御身に五穀牛馬又は蠶その他、所有衣食住必要の物品化現せるものみな神異のすぐれ給へるものなり而して神代にても人世にても神の靈異をあらはし給ふや必ず人智にて測り知る能はざるものあるは皆、人の知る處なり今其神異を考ふるに自然に之を示し給ふ場合と祈禱により之を示し給ふ場合または逆無道の人に對し現にそのものを罰し給ふ事あり普通之を神の靈驗又は神の冥罰といふ而して大神に對し奉れる勅禱は朱雀天皇の元慶元年の震災に關する勅禱を始と爲す左に神異と祈請を述べん。

### 日の護の神異

稻荷大神は皇孫の御膳神に御座しませるを以て宮中三十六座の大神の一神として崇め尊せらるその日の護の神異を擧ぐれば戴恩記に天子には三種の神器あり臣家には三寶あり三寶と申すは一に大職冠の御影二に惠亮和尚の紺紙金泥の法華經三に小狐の太刀なり此小狐の太刀と申は菅丞相、百千の雷となり朝廷を怨み奉つり本院の時平公を殺し晝夜雨風やまず恐しかりし頃の中にも尙ほ雷神、影しく御殿さぐる計に鳴り盛りし時、御門大に騒がせ給ひ今日の番神は如何なる神にて御在するぞと貞信公に問せ給へは御佩の柄頭に白狐現じ給ふを見て御心やすく思召され稻荷大明神の御番にて御在すと答へ給ければ程なく神も鳴やませ給ひ雨も晴れ侍しとなり其御太刀を小狐の太刀と申し侍ると要するに此記は大神の皇室の日の護の神異を説けるものなり。

### 験の杉の由來

山城風土記に云、(前略)社の木(稻荷社の附近)を抜て家に殖え禱り之を祭り其木蘇くれば福を得、木枯れば福ならずとあるは験の杉にして泰伊呂具が家富み榮えけるより心誇りて稻荷大神の御魂たる米穀を輕んじ餅の的をつくり射を學びたる神崇により飢饉打つゞき子孫究困せしかば子孫祖先の過を悔ひ大神に福をいのり伊奈利山の杉をとり庭に殖え常に大神を祭りし故、再び五穀豐熟して家富み榮けるより後世、福を祈るもの此杉をとり家に殖え大神感納ましますば蘇きしからざれば枯ると云るより験の杉とよばる伴信友の験の杉に云、今も伴の古事に倣ひて此神に祈願して社邊の木を抜き持ち來て己が家に殖ゆるに其木蘇くるは福を得、枯るれば福あらずと云るよりこれによりて禱願事の成否を卜る由なり(中略)さて伴の社の木と云へるは杉にて所謂、稻荷山の験の杉なるべし(中略)想に、そのかみ神が白鳥と化りて居り給へる山峯の杉の木を験の杉と稱へ其處に社を造りて、後中社祭たりけるを伊呂具が苗裔、其社邊なる同じ木種の杉を抜もて來て己が家に殖たりしを世人もそれに倣ひて其社邊の同じ木種の杉苗を抜て己れが家に殖て幸福を求めたりけん斯くて山上の社を今の地に遷せる時(中略)舊の山の上の験の杉の木種の木を今の中の社邊に移し殖て神木として、それをも體て験の杉と稱へしなるべし然か名を呼ぶ杉いまでもあり扱又昔は同じ木種の杉多かりけむを、それをもしるしの杉と呼びならひて其苗を家に引き殖もし、なべては夫をもとして其枝をとりて挿して還向る例なるべし今も此社地の杉多かりしと云へるは大神の神異を験の杉に因り説けるものなり。

●兵亂鎮定の祈請と神異

人皇四十三代元明天皇の和銅元年、石田臣深草の縣主内舍人押の使として奥州に赴き蝦夷の亂賊を征伐せ

しめられし時に此飯生の社に祈願して遂に蝦夷を平げぬること春秋社日醮儀に説けり爾後、海内不穩の事あれば必ず稻荷大神に祈請して神賊の誅戮を爲すことを得たるもの枚舉に暇あらず特に天慶五年の正一位位階の昇進は、明に逆賊誅戮に關し神異ありし結果なりと傳ふまた平治物語の一節に大貳清盛(平清は熊野參詣を遂すして切目の宿より馳せ上りけるが和泉、紀伊、伊賀、伊勢の家人等を待受て大勢になる(中略)先づ稻荷の社に參り各々杉の枝を折て鐵の袖に差て六波羅へぞ着にけると記せり後、清盛合戦の度毎に必ず勝利を得たるは偏に大神の神異によるものなりとて信仰ふかゝりしと傳ふ此等兵亂に關する朝廷臣民の祈禱ありしに神異の示現新かなるもの枚舉に暇あらずと云。

●五穀成就の祈禱

五穀成就の祈禱は八百萬神を祭り其神威を仰ぐこと勿論なるも古來、朝廷に祭らせ給ふ處の祈年祭は崇神天皇の朝に始りたるものにして二月四日を以て該祭日と爲し給ふ而して其祭神三千一百三十一座なるも其内、神祇官にて祀る神、七百三十七座、幣を案上に奠する大社三百四座、今も昔も變ることなし而して大神は五穀の祖神に御座すを以て以上、祈年祭の案上の名神たること當然なり故に延喜式祝祠のうちに大御膳神と御別名をしるされたるは是れ實に天照大御神の御膳神、皇孫の御膳神に御在しまするを明せるものといふべしまた風雨に關しても必ず大神の神徳により五穀豐穰なるべく祈禱し神異ありしもの也稻生美問田の種に云、紀州有田郡糸我の莊に鎮り座す稻生大明神社傳に曰く往昔、此處に疫病流行し五穀不熟なりしに老翁一人來りて稻葉を持ち告ていふやう此稻葉にて祓すてよとあるを以て農民教の如くにするに忽

ち平癒すまた此稻種を莊中にまくに大に稔りし年ありたり仍て此里をば稻葉の郷と云かの老翁を養ひ糸を採る事を教ゆ故に糸我の莊ともいふ此垂迹は都(山城稻荷山)より漸か前にて此こと都に聞え朝廷にても評議し給ふ時、山城國飯生山へ垂迹ありし故、郡を紀伊郡と號け給ふと記せり神徳實に尊きことかな。

●止雨請雨の御祈禱

延喜式、祈雨祭神八十五座、並大、稻荷社三座云々と記されしを以て雨降らざる時は必ず名神大社に祈請せられ雨を求められた久しく雨ふりて止まず洪水の虞あるときまた洪水のため稻苗を損したる時、止雨の御祈請ありて夫々神異あり晴れたりしこと皆、人の知る處なりかの墨水消夏録に記されし三園稻荷の雲寶井其角が

ゆふたちや田をみめぐりのかみならば

と一句くちすざみて稻荷大神に雨を祈りしにユタカの折句神慮にかなひしにや筑波より雷鳴りいだし雨盆をくつがへすが如くなりしはこれ大神に請雨の祈を爲したる例の一といふべし。

●疾病平癒の祈請と神異

人皇六十二代村上天皇の天徳二年五月廿四日疫病につき權少僧都及僧十口をして同廿六日まで三ケ日間、豐稔を兼ね仁王經を轉讀して稻荷大神に神異を祈請せられしに疫病漸々息み年大に熱せしといふまた後一條天皇の治安元年四月廿六日より廿九日まで三ケ日間同じく仁王經を講演せしめられしに神異ありしと云

猶ほ此等の歴朝の實例頗る多し私人に在りては源平盛衰記に高博、稻荷社琵琶のこと稻荷の社に七ケ日參籠して母の病を祈り申しけり第七日の夜、深史に及び心をすまして琵琶を抱て上玄石象の曲を彈せしに折節、御前の燈爐の火消えなんとしけるを御寶殿の内より金の扉を開き玉簾を卷上て、卍童一人出現し燈をぞ捧ける高博これを拜し奉り神慮の納受頼しく覺て即ち下向したりければ母の重病立處に平癒して更に恙なかりけるとこれ大神の疾病の神異を載せたるものなり。

●神異の雜事

祠花和歌集に親の領分を故なく人に押し取られけるを此事ことわり給へと稻荷に籠りて祈り申しける其人の夢に社の中より言ひ出し給ける歌

長き世のくるしき事を思へかし何なげくらんかりのやどりを

以上の外、吉野拾遺にのせられし如く後醍醐天皇が花山院をのがれさせ給へる時の御製に大神冥感ましまし道をとらし給へることその他、本縁起の各所に記せる處を見ても大神の神異の如何にいやちこに御座せしかを知るに足らむ。

(六) 神體

神體は正體又は御形とも靈體ともいふ扱神體に鏡を以てするものあり玉を以てするものあり石を以てするものあり兵器を以てするものあり影像を以てするものあり兵器には弓あり矢あり劍あり矛あり影像には木

像あり畫像あり兩部神道には佛菩薩の像を神體とするものあり此他に鈴、笏、釜其他器物を以てするものあり神名を記して神體と爲すものありまた幣束を以て神體と爲すもの、如きは全く後世の事なりと云。

●神鏡及神鈴

釋日本紀に大倭本紀一書に曰く天皇の始て天降り來ます時ともに齋鏡三面子鈴一合を副之護らしめ給ふ想に一鏡及子鈴は天皇の御食津神、朝夕の御食、夜の護日の護、大神と齋つき奉つる御食津神は倉稻魂神即ち稻荷大神に御在しますを以て鏡及子鈴を以て稻荷大神と齋つき奉つる處あるは以上の因縁によるものなり。

●寶珠の神體

江戸名所圖會に清水稻荷社、駒形町にあり往古、嘉承の誤ならんか年中、弘法大師東國遊化のみぎりこの國に入り給ひし頃、靈告によつて如意寶珠を神體と爲し稻荷を勸請し給ふ抑々如意寶珠は眞言秘密の最も大切と爲せるものにして印度にては之を眞陀摩尼といふ即ち眞陀は意、摩尼は珠なり故にこの寶は大日經青龍疏に會意して翻して如意寶珠といふ所以は意の求むる處に隨て皆、満足するが故とあり又大日經大疏にも眞陀摩尼がもろくの寶の王たるが如しとあるを以て見れば萬の寶を雨らすと云へる由來もまた此うちに籠れるものと知るべく稻荷大神の如意寶珠の功德を自然に具備し給へること神使のうちの寶珠と鍵と題せる條に説けるが如きを以て參照に任せ斯に省略せるも弘法大師の此寶珠を神體と爲し給へること神

佛幽契の義あるものなるにや。

●器物の神體

豐受大神は倉稻魂神即ち稻荷大神に御在せるを以て豐受大神の神體は移して稻荷大神の神體と爲す事を得るものならんか倭姫世紀に豐受大神一坐、相殿神三座(省略)土御祖神二座、宇迦之御魂神の形は寶瓶にて座します土の御祖神は形、鏡にて座す調御倉神、三狐神なり形、尊の形なり宇賀能美多摩神即ち保食神これなり酒殿神形、缶に座す即ち豐宇賀能比賣命缶に座せば丹波國竹野郡奈具社に座せる神と相同し又北御門社の形、瓶に座す(省略)以上、按ずるに稻荷大神の御別名に照合して大神の神徳を分ち給へる時の御名なるを思はば大神の神體を各種の神器にとり祀り奉れる事を知るに足らん。

●稻を荷ふ神體

稻を荷ふ神體は即ち神影なり神名帳考證土代附考に稻荷の神影は山城國葛野郡梅尾高山寺關御井坊に稻荷の神影あり寛耀僧都の畫く處なりと云へり二十二社本縁に稻荷の事、此社をば常の説には弘法大師、東寺に住たまひける時、御弟子檜尾の僧都實意といふ人、彼の寺の南大門に徘徊せられけるに老翁の異體なるが數多の男子眷屬を率ゐて稻を荷て遠より休息せらる、體、直の人と見えす僧都、奇なる思をなして大師に告げ申す大師出給ひて此人を中門の下に招し物語し給ひけり(中略)當寺の佛法を守り給へと宣ければ承諾し座す(下略)これ此時の形を採りて稻を荷へる神影をつくれるもの即ち以上、梅尾高山寺の大神の

載記紀本日

命魂稻倉神大荷稻



謹寫

御影なりと云へど諸國里人談、稻荷仕者の條を見るに東寺に休息したる稻を荷へる此老翁は稻荷大神にあらすして神使の靈狐なりと傳ふされば直に此神影を以て稻荷大神と爲すは神史に暗き者といふべきか、もと大神は女體にて御座しませば神女形にお座しますならん由來、此老翁の稻を荷ふ神影は世人の大神の神影と稱し來れるものなるも予は之を神使なりと斷言せんとす。

●宇賀神の神影

稻荷山に詣で、神影を請ふ時、一幅の畫像を授與せらる其畫の神影は中央の奥に三瓣寶珠在りて左右に俵あり俵より兩蛇頭をもたげて鍵と杉とを銜み其次に白狐黒狐をるものなり此御神影を按ずるに正しく兩部神道より出でたるもの也故に三瓣寶珠は如意寶珠にして福徳圓滿をあらはすものなれば前説せる該神體を參照せらるれば明白ならん又俵の上の蛇は佛教の宇賀神なり塵添蓋囊抄に福神宇賀神と申す心いかん神代に伊邪册尊、よろづの神を生み給へるうちに倉稻魂命といふ神を生み給へるは稻をつかさどり給ふ神なりウケといふ通音なれば宇賀と云ひなしたるにや(中略)蛇を今の世に宇賀といふは宇賀神の蛇形、變じて人に見え給ふ心か實に蛇は何ばかりの福分かあらんと云へるもの即ち此御神影の由てつくられし所以なるべし鍵は神使の條に説ける如く大神の倉廩を守り給ふ義にとれるものにて杉の事は験の杉に縋々したれば贅せずまた白狐、黒狐は已に神使のうちに説ける靈狐なれば該説もまた省略して述べざる事とせり。

●天女形の神影

稻荷神社考に茶吉尼(人心を啖食する鬼獸)の形像は茶枳尼行軌などに委しく説かざれど密宗にて往古より



載記紀本日

命魂稻倉神大荷稻



御影なりと云へど諸國里人談、稻荷仕者の條を見るに東寺に休息したる稻を荷へる此老翁は稻荷大神にあらざして神使の靈狐なりと傳ふされば直に此神影を以て稻荷大神と爲すは神史に暗き者といふべきか、もと大神は女體にて御座しませば神女形にお座しますならん由來、此老翁の稻を荷ふ神影は世人の大神の神影と稱し來れるものなるも予は之を神使なりと斷言せんとす。

◎宇賀神の神影

稻荷山に詣で、神影を請ふ時、一幅の畫像を授與せらる其畫の神影は中央の奥に三瓣寶珠在りて左右に俵あり俵より兩蛇頭をもたげて鍵と杉とを銜み其次に白狐黒狐をるものなり此御神影を按ずるに正しく兩部神道より出でたるもの也故に三瓣寶珠は如意寶珠にして福徳圓滿をあらはすものなれば前説せる該神體を参照せらるれば明白ならん又俵の上の蛇は佛教の宇賀神なり應添瑤囊抄に福神宇賀神と申す心いかん神代に伊邪册尊、よろづの神を生み給へるうちに倉稻魂命といふ神を生み給へるは稻をつかさどり給ふ神なりウケといふ通音なれば宇賀と云ひなしたるにや(中略)蛇を今の世に宇賀といふは宇賀神の蛇形、變じて人に見え給ふ心か實に蛇は何ばかりの福分かあらんと云へるもの即ち此御神影の由てつくられし所以なるべし鍵は神使の條に説ける如く大神の倉廩を守り給ふ義にとれるものにて杉の事は驗の杉に縷々したれば贅せずまた白狐、黒狐は巳に神使のうちに説ける靈狐なれば該説もまた省略して述べざる事とせり。

◎天女形の神影

稻荷神社考に茶吉尼(人心を啜食する鬼獸)の形像は茶枳尼行軌などに委しく説かざれど密宗にて往古より



相承て天女の形像に造り来る由、密宗の僧は云へり彼摩多羅神(東寺守護の三面六臂の夜叉神)の左の面白色なるを茶吉尼天とするも天女の面相なるにやあらん後に他の密宗にて此天女の像に稻荷大神の名を假り負せしより終に誤て稻荷大神を以上の如き天女形の女神なりとする説が出で來れるなりけり(稻荷大神は女神にて御座せり稻荷神社考の此點だけは僻説なるべし)其初、茶吉尼を忌み憚りて稻荷神使と云へるより轉りて茶吉尼天の像をも徑ちに稻荷大神とせし故に稻荷大神は女神なりとさへ誤るやうには成にける(下略)以上の説により考ふるに天女形の大神の御神像の誤れる事、更にいふを俟たすまた神使の靈狐と茶吉尼とは相同しからざるも茶吉尼もまた印度の狐鬪の一種にして神佛混淆説よりいふときは茶吉尼は佛道を成せる天等にして已に獸界を離れたるもの猶ほ聖天の如きものなりと説きまた稻荷神使と稱する事を得るより本地垂迹説を擴充し大神の御神影を天女形につくれるもの例之參州豊川稻荷大神の如きものあれば秘密辭林等はこれを神道の稻荷大神にあらざる旨を明にせるを以て唯一神道としては此神像をとらざるべき事なり。

●神女形の神影

倉稻魂神即ち稻荷大神は伊弉諾、伊弉美尊の生み給へる處の女神にして其飢かりける時なりしを以て特に五穀成就の神徳御在しませるのみならず衣と住とを満足せしめ給ふ効驗、炳なる神なるを以て上下の尊崇特に他の神に超えたり又女神に御座しませる證據は大神の事を纏々せる中に就き之を見るも明白にしてまた二十二社註式に稻荷社、中社、稻倉魂神は百穀を播き給へる神なり一名豊宇氣姫命、大和國廣瀨大

明神、伊勢外宮同體の神、比賣大明神と記せるもの皆、ヒメの文字を用ひあるを見れば明に其女神にて御座せる事を知るに足るべき也故に予は大神の神影は必ず神女形につくりまたは畫またてまつること神史に照らし當然なるものなりと信す。

●筆跡及象形の神體

拾遺都名所圖會に小枝の東、森のうちにある城南神社は桓武天皇平安城開闢の時、鎮護のため伊勢、石清水、加茂、松尾、平野、稻荷、春日の七社併せて王城の南方なれば城南神と號け即ち桓武帝宸筆の神名を當社の神體とす是れ筆蹟神體の根元なり爾後、文字にて其神名をしるし神符を以て神體と爲すこと流行し江戸時代に至りては御祓大麻をば神と爲し朝夕參拜するに至る信心至る處、其神體が正しき道にかなへるものならんには白紙もなほ利益あること疑なければ泰伊呂具が、誇に長じて餅的のをつくり射を學び大神の神罰を蒙むれるが如き靈驗ある神威に考ふるときは米穀を以て大神の神體と爲すも合理なるべく必ず利益あるべき筈なり傳へ聞く大倭神社御歲神の神體は八束の嚴稻なりとされば稻荷大神の神體もまた此神の神體と同一神徳御座すものと見るべきものならんか要するに一般民家にて祀る處の神體は神名を文字に記せるものなりと云。

●神體勸請の儀式

神體勸請の儀式たるや世俗の行ふべき處にあらずされど其形式だけを記すことは本縁起の所旨なるべければ其一斑を述べん抑々勸請に橋家神體勸請の巻と云へるものあり先づ第一に神體の區別を明にし次に神秘の神體勸請、三種勸請の傳、御柱勸請の傳、榊勸請の傳、隨神勸請の傳、笏勸請の傳、神體封じの傳、勸請傳口訣等あり稻荷大神を勸請し奉つる際、必ず神道家に請ひ大神の御靈の移御し給ひて長しえに衣食住を守り子孫繁昌を守り給ふ様、祈願をこむべきものなり。

(七) 物忌

續群書類從に諸社禁忌、稻荷社家物忌令の事を載せ俱に觸穢の制を記せり抑々神は清淨を好み不潔を惡み給ふにより神事を行ふには先づ潔齋して身心を清め其他、神饌幣帛等總て清淨を主とし汚穢に觸れざらん事をつとめり然れども其間、避く可らざる事あり過誤に出づる事あるを以て穢觸の輕重に従ひ日數の等級を設け展轉遠近の差により甲乙丙丁の區別を立てたりされど觸穢の輕きものは被禊により之を清むる事あり別に説く可きを以て斯に贅せず仍て便宜上、觸穢を述ぶるに先ち齋戒の一斑を述べん。

●神事は必ず齋戒す

齋戒の期日は大祀中祀小祀の區別により異れり大祀は大嘗祭、神宮の事等にして一箇月齋戒す中祀は大中小社の大祭臨時祭勸祭等の時に三日間齋戒す之を俗に二夜三日といふ小祀の月次祭または祈願等の時に一日齋戒す之を俗に一夜神事といふ如此、其身に穢觸の事なしと雖、神を祭るは神靈に交はる事なればまづ齋戒を爲し其日限を終りて清淨なる衣類を着し燈を鑽り火を改め清淨なる神饌を神前に供し清淨なる心

もて祭儀を行ふにより神は幽冥より降臨まし〜信仰者の願望を達せしめ給ふものなり此齋戒の日に就ては飲食は勿論衣服其他、婦人の觸るゝを禁じ六根悉く清浄なるべきものなり故に此時に物忌の札を建つ南嶺遺稿に之を述て曰く物忌札は大切の神事を行ふ時、赤紙を小さく切て齋と書して側にて使ふ人の髪につけ置く是れ古風なり古來は桃の木皮を去てそれに書付て髪に付たり今は紙にて調ふ現今葵祭などの勅使の家來之をするなりまた玉海に齋のこと云々佛法によるやう書きあれど左様にてはなし神代の故事と見ゆ（中畧）故に之を神事札ともいふ僧尼重輕服のもの來り入る可らず攝家方に參る可らずとありと物忌即ち齋戒のうちの要意は古來以上の如し心得ざる可らず。

●心身の穢と神罰

六根清浄太被のうちに我身は六根清浄なり六根清浄なるが故に五臟の心靈安寧なり五臟の心靈安寧なるが故に天地の神と同根なり天地の神と同根なるが故に萬物の靈と同體なり萬物の靈と同體なるが故に爲す處、願として成就せざる事なしと云へるは六根即ち眼耳鼻舌身意ともに清浄にして神を信仰し奉つる時は如何なる願望と雖成就せざる事なきを云へるものなり而して之を心と身とに分て説くときは心の穢は身の穢より甚だしく神の納受なきを以て千度萬度の歩を運ぶも寸毫たも神の靈驗なきもの也世に所謂、三社の託宣といふものは皆、心の穢に關するものにして天照大神の託宣に謀計は眼前の利潤なりと雖も、必ず神明の罰に當る正直は一旦の依怙に非ずと雖、終に日月の憐を蒙むる八幡大神の託宣に鐵丸の食を爲すと雖、心の汚れたる人の物を受けず銅烙を座と爲すと雖、心の穢れたる人の處に到らず春日大明神の

託宣に千日の注連を曳と雖、邪見の家に到らず重服深厚たりと雖、慈悲の室に越くべしとあるは心の穢を惡み給へるものなりまた六根清浄の太被に天照皇大神宣はく人は天下の神物なり靜謐ことを掌とるべし心は則ち神明の本の主たり心魂を傷しむることなかれこの故に目に諸々の不浄を見て心に諸々の不浄を見ず耳に諸々の不浄を聞て心に諸々の不浄を聞かず鼻に諸々の不浄を嗅で心に諸々の不浄を嗅かず口に諸々の不浄を言て心に諸々の不浄を言はず身に諸々の不浄を觸れて心に諸々の不浄を觸れず意に諸々の不浄を思ふて心に諸々の不浄を想はず白衆等各々念たまへ此時に清く潔きことあり諸々の法は影の像の如し清く淨ければ假にも穢るゝことなし説を取らば得可らず皆、固より生業とはなるなりと記せり心の穢を神の厭ひ給ふこと推して知るべしされど眼耳鼻舌身に諸々の不浄を觸れ心に諸々の不浄を觸れ心神を傷ましめざる人稀なるべし於是乎、普通、身の穢に觸るゝをつゝしむとも心に心の穢に觸るゝ事を慎むを以て齋戒の本義となせり蓋しこれ自然の結果なるべきが身の穢は次第を逐ひ之を説かん。

●甲乙丙丁の穢（死亡穢）

諸社禁忌に稻荷、穢觸、甲乙は本所の日敷に隨ふと抑々、甲乙丙丁の穢を延喜式に凡そ甲の處に穢あり乙その處に入れば（入るは座に着くをいふ以下また同じ）乙及同處の人みな穢を爲す丙が乙處に入れば只丙一身穢を爲す同處の人、穢を爲さず乙が丙處に入れば同處の人みな穢を爲す丁が丙處に入るも穢を爲さず其死葬に觸るゝ人、神事の月にあらずと雖、諸司並に諸備陣及侍從所等に參着するを得ずと之を諸社通用神祇服紀令大成には雜穢物忌と題して曰く一、死穢三十日、甲乙丙の三轉これを忌む甲穢とは

死人の在所なり乙穢は甲處に通ふ人の在所、同く往還の人ともに二轉目の穢なり丙穢は通ひ入る人の在所ともにて三轉目の穢なり二轉目は二十日、三轉目は十日丙穢と参入の人即ち丁は當日ばかり二夜三日隔て神社に参詣苦しからざるものなり要するに清淨は神の好む處にして穢觸は神の惡む處なるを以て若しも穢觸を爲しても之を知らざる人或は甲死人の在所に出入せざる乙を知らざる丙丁が神事を行ひ何等の靈驗を得ること能はず爲に鬼魔の祟を受け災害を被むること多き實例夥しきを見れば民家敬神録に世間の災害みな穢より發る事なり是は不淨なれば善神皆々いみさけ給ひ其穢より生れ出でたる惡神その處を得ればなりと説けるは神道の眞義を述べたるものにして穢は惡神即ち鬼魔の棲家なるが如し實に穢はつゝしむべく甲乙丙丁の穢の如きは自他つとめて互に穢をいむべきなり。

● 妊娠及傷胎の穢

諸社禁忌に稻荷、姪者は着帯以後これを憚る夫これに同じと記せり故に着帯は普通五ヶ月目なるを以て禁秘御抄には神事次第、姪者五月以後これを忌む或は三月以後なりと同く夫は當月猶ほ忌まず内院に入れざるばかりなりとされれば拾芥抄に姪者三月後、神社に参らず夫その忌なしと雖、五月後なほ憚かるべきなりと説けるは心得ふべき事なるべし。

已に妊娠して未だ臨月に至らざるに出産しまたは傷胎とて流産する事あり傷胎するときは諸社禁忌に稻荷三月以前七箇日、四月以前三十箇日の忌なりとされば三月以前は之を月水に準じ四月以前は未だ形體を爲さざるを以て忌を三十日と定めたるものなるべきも五月以後は死穢に準すべき也其實例は日本紀略に天曆

元年八月廿一日壬寅この日、朱雀院傷胎の觸穢内裏に及び三十日の穢となると此穢四月の傷胎なること明かなり五月以後の死穢は忌五十日たるべきは更にいふを俟ざるべし。

● 出産及胞衣穢

出産の穢は諸社禁忌に稻荷は三箇日と記し稻荷社家物忌令にも産女穢、三箇日に以後生れ子は社参すべし母は百日以後に社参すべしと定められたりされば他の神社の穢日より短かしくいふべきか吉田家日次記に應永十年十一月十三日丙辰、御靈社服忌令の事、彼の神主が予に相尋ぬるの間(中略)かくの如く書つかはせり一、産のけがれ産所三十日なり七日過ぎては二轉三轉(二轉三轉は丙丁の穢にして乙は一轉甲は出産の夫婦なり)を忌まず、さりながら社参候はんとての三日(二夜三日なり)は通達をとめらるべしとされど稻荷大神の神事参詣には三箇日の忌を爲すべきも也實例は續古事談に兵庫頭知定といふ陪従ありけり(中略)臨時祭に参りけるに舞殿にて鼻血いでたりければ恐を爲して罷り出で思やう此産穢の外、不淨の事なし此祟にやと疑ふ程に知定が娘の十計なるが俄に氣色變り知定を喚で謂ふやう我は八幡の神使なり汝を誡めむとて來る也いかで産婦と抱寝して大菩薩の寶前へ参るぞ仍ほ御勘當ある也早く御神樂をして勘當を許るべし汝が歌久しく聞かず我が愛する處なり早く謠ふべし又蒜、鹿さらに食ふ可らず大菩薩惡み給ふものなり知定申すやう産穢を幾日忌むべき女子いはく三十日忌むべし我、大人に託べけれども一に疑ひあるべし二に穢は幼きものは疑なく穢はしからず是故に託宣するなりとて覺にけり知定、人々を語らひ八幡に参て御神樂を行ひけりとされば稻荷大神の産穢は三箇日なるも夫は猶ほ三十日忌むこと然るべきか

因に馬牛羊犬家の産穢三日なれど鶏に忌まずと云。

●死亡の穢

死亡の區別に病氣による死亡と殺傷による死亡ありまづ病氣による死亡を述べれば諸社禁忌日稻荷三十日と記せり而して殺傷によるものは觸穢問答に問て云、人を殺害するもの殺して觸穢するや否、答に斬捨は當日ばかりなり、すゑ物は三十日、中右記の文に據れば古は切捨もまた死穢と同しく三十日の穢れとせりと仍て案するに殺傷による死亡は戦時事變または過失にあらざる限りは現在なきものなれば深く之を説かずして病氣による死亡を説けば六親等内の親屬なるときは定例の服忌を受くるものなれば死穢は當然いむ可きことなるも親疎の區別に就て以上の如く五十日と三十日あるを知るべし故に六親等内の親族は五十日死穢なれば稻荷大神に參詣を爲しまたは神事を行ふ事を得ず疎遠なるものと雖も死人の在所の甲は三十日死穢を受くべく其他は甲乙丙丁の轉忌の例によるべしいま死人をかく禁忌する所以は人の死亡は穢のうち最も重大なるものなれば也其實例は日本紀略に寛仁二年五月十二日癸酉瀧口の陣の雑仕の女、本所に頓に滅す仍て内裏三十日の穢、出來しを以て左右の衛士に玄輝門の方へ取出さしむ二十四日乙酉、丹生貴船の二社に奉幣し祈るによる但、左衛門の陣の外に之を發遣せらるる宣命は穢れざる紙を以て用て奏聞せずと以て死穢の重きを知るべし因に馬牛羊鶏犬豚の死穢は五日、甲乙二轉之をいむと云。

●穢 火

正親町公通卿神度雜話に水火の穢、水の穢は見やすく火の穢は見がたし故に火を忌むこと重しと神事に與かるものまたは神に參詣するものは實に穢れ火を慎しまざる可らず玉手櫛にこの忌火の事を詳に説けり曰くいと古き昔より大切の神事を行ふ時に前齋として七日がほど火を改め淨むることあるは其まで體に受け納めたる火と今改めたる清火と替る法なるが此は皇國のみならず唐土にも此事あるは共に神世に伊邪那美大神の火の神を生み給へる時に夫神に七日七夜のほど我を見たまふなと申して石屋に籠居ませる故實の存り傳れるものなり道に志さむ人は深く此旨を思ふべし然れば常にも此意はへを忘れず日々用ふる火に汚氣の率らざるべく心をつけ或は他處にて心ならぬ異火を食める時などは天香山の火を念じ祝して食ふべき事なりとぞ思ゆるものなりと故に以上、説ける處の各種の穢ある人のふれたる火に燒きまたは炊き煮たる食物又は飲料を喫したる時は神事に與かりまたは神拜し參詣すれば必ず祟を受くるものなりまた玉手櫛のうちに猪肉と葱とを煮たる穢れ火に暖めたる酒をのみ神の祟を受け腹痛を起し或は腹立たしく火災起れる事をのせ、また、おほうみのはしに久世大納言、神々に參詣の折ふし湯あみせられしに此湯穢れあり火を改めよと命せられしに果して火をたけるもの、呑める烟草は穢れたる人より送りたるものなりし事をのせられたる等枚擧に暇あらず故に能登志に一の宮村の風俗を説て曰く此一村は氣多の社地にして火を齋むこと甚だし婦人月水などには家々家腰に別家ありて籠るものなり産婦は山に出で小屋を掛て産するとぞ其外、當社は他と違ひ社格様々あり嚴重なり昔は一國當社の守地なれば如此、火を齋む故に能登に限り産したる新忌の中を小屋の内と云へりと而して稻荷社家物忌令には二親の服、同火は七日之を忌む輕服なれば同火は三日之を忌むと記せり神祇道服紀令秘抄には鹿食の合火事、鹿食人(甲)と合火(乙)は五十日穢

なり合火の人にまた合火(丙)三十日の穢なり合火せずとも鹿食の人と同家は五日を隔て社參すべしと其他の獸類の肉を焼き煮たる日は五日なるべきか潔齋は如此嚴重なるものなり是以、古來別火の事あり大神宮儀式解に忌火は他火にふれず之をたき用ゆ汚穢不淨に與らじと清火をまうけ炊きたるものなりと説けるは別火にして普通、潔齋したる男子のみ飲食を調へまたは神饌をたてまつるを法とす名づけて忌火の御飯といふ朝廷に於かせられても神事には必ず忌火の御飯を神祇に供へらるゝを常とす穢火のつゝしむべきことかく重く大なりしものなり。

● 雑 穢

神祇道服忌令秘抄に穢所より來る器は穢るゝや答、器を取かよはせば其家穢るゝ穢所より來る書狀憚るべきや答、穢所より來る書狀をば封目を門戸の外に便にとかせて家に取り入れば穢れず、このかたの奏者は解く可らず文宮に入るゝ状をも彼使、門外にて取出して封目を解きて出せば穢れず、このかたの奏者出せば穢るゝなり折紙ヒネリ文は封目なきに依て穢れず但、文宮に入らば門外にして取出さすべし、このかたより穢所へ遣る状は封目して苦しからずまた飲料水に就ては公界の井を穢所より汲むことあるべし其井を汲むものは皆穢るべきや答、井筒なきは穢なし井筒あれば穢あり淫事は二夜三日の間は憚るべし淫事の時、穢は膚に着したる衣は神事の時、着すべからず基所へ參るに穢ありや答、當日を忌む。以上の外に穢をいむは五體不具の穢として一手、一足または手足の指を断ちし時の禁忌あり北山抄には忌三十日と爲せり改葬は延喜式には凡そ改葬及び四月巳上の傷胎は忌三十日と定められ發墓の穢はまた改葬の

時と同じく三十日間、神事に與かり參詣する事を憚るべきこと、古來より實例の證すべきものあれば之に従はざる可らずソレ如此、神明は穢を忌み給ふを以て荷も稻荷大神を信仰し奉つるものは必ず別火飲食を爲し身心を清め荷も觸穢の人をして自己の身邊に近かしむる事なかれ而して此時に着用すべき衣服もまた觸穢の人のつくられるものを用ふ可らず古來、前述せる穢をば其日數、小社無格社にまで用ひられしも近世にいたり全く廢せられ只々伊勢神宮其他、稻荷大神等を奉祀し奉つる所謂、二十二社の名神大社に於て物忌を見るのみ神の清淨を好み汚穢にくみ給ふことをば恐れ慎みて神罰を受けず神徳の加護を蒙むる様信仰すべきものなり。

(八) 御 祓 大 麻

常基古今雜事記に御祓大麻の事、御祓と云は念を靜にして口にてはらひ清め申す所を以て御祓といふなり大麻といふは祓の具なり今シデを付け槍をはりたるを祓といふ是れ大麻なり此大麻に口にて祓を申こめたるを御祓大麻といふなり大麻の時に麻といふ字を書は古は紙なし大麻のシデに麻をつく今紙を以てシデにして麻にかへたり故に大麻の時に麻といふ字を書くなり(中略)また或説に紙木は麻に似たる故を以て麻にかへたりとまた一説に紙とも云ひ麻をエソとも云へば一理あるものかと謂へり此等は御祓大麻を説けるものと謂べし。

● 御 祓 大 麻 の 由 來

大麻はまた一にオホヌサとよみぬ抑々ヌサは古事記傳の奴佐にして同書に奴佐は神に手向るものを云、ま

た被に出すものをもいふ名義は禊布佐にて事を乞ひ禱ぐとて出すよしなり被の奴佐も其罪穢を除き清め給へと禱ぐ意を以て出すものなれば神に献りて禱ぐと意は一ツなりと説けり而して世俗に大麻は是白幣と書すものにして決して被札にあらざるなり然れども伊勢神宮にては被札を大麻と稱し或は御被ともまた玉串御被とも稱せり想に玉串は木綿をつけたる神の事にて之も被札にはあらざれど被式に玉串を用ゆるより被札をば直に玉串とも云つるものなり又被箱に千度被萬度被と稱するは被を修せし數を擧げたるなり凡そ足利氏の頃よりして伊勢神宮、稻荷大神を始め各大神より毎年恒例として御被の札を將軍家に進献することとなり又其後、歳々人を諸國に遣して之を配布し普く參拜の人にも授與することとなり、是に於て毎戸これを家内に奉安し其神の靈代として之を齋ひ奉つる事となれり就中、伊勢神宮と相俱に萬民毎戸に齋ひ奉つる神は稻荷大神の御被大麻なることは是れ衣食住の大神の神徳を渴仰せるが故なり。

●被のうちの種々の罪

按ずるに被とは災厄を拂ひ吉祥を求め穢を去り淨きにつき惡を除き善に就かんとて祈禱、祭祀、奉幣或は參詣の時、豫め行ふものをいふ而して其沿革は種類により之を二つに分つ穢の被は伊弉諾尊が伊弉美尊を慕ひて黄泉に到り身體衣類ともに穢れ給ぬるを以て筑紫の日向の橘の小門の阿波岐が原に被の被を行ひ給ふ即ち被は身を滌ぐ義にして被は穢を拂ひ除く意なり罪の被は天ツ罪、國ツ罪ありて中臣大祓のうちに載せられたり是れ素盞鳴命の惡行に對して行ひ給ひしものにして天ツ罪は天にて行ひ給ひし罪、國ツ罪とは豊葦原中國にて行ひ給ひし罪なりとも被所神に向て爲すことにして神代の昔、被を以て人をこらした

る事あり後、被具は善と惡二つに對して行はるゝに及び被は全く禍を轉じて福を招く事とはなりぬ故に稻荷大神の神前に於て被を爲すはまた以上の變遷を経來れる結果なりと知るべし。

●被に稻を用る故實

稻は成熟したる後みなとりて米と爲すを以て神前に捧ぐる米をば初穂と稱す是れ深き故實あるものにして稻生美間田の種に米をウチマツキといふは神前に捧ぐる時に打まく被の名なりと説けるり抑々此義其沿革は中臣大祓圖會に被といふ字を禾篇に作れることと和字にて地神三代に瓊々杵尊、日向の國高千穂の峯に降臨の時、俄に雲霧たち塞たるに稻の穂を捧ぐる神ありて是を以て被ひ給へば忽ち晴天白日となり神路障りなかりしと云へり此故に神事の先に散米をなすことは是よりの法例なりと風土記に見へたり今にもこの峰に蒔かざるに年々水なき處に晚稻或は早稻等種々あり秋毎に變りて生ずといひこれを被を爲す時に稻即ち米をまく故實と傳ふされば皇孫瓊々杵尊は倉稻魂の御力により豊葦原中國我が日本に障りなく降臨し給へるものと謂はざる可らず。

●御被大麻の神異

伊勢大神宮神異記に慶安三年十月に御師弘宣は下野國より常陸國水戸へ行き大麻を賦りけるに那珂の湊といふ處のもの七百軒の中になつた軒吾は一尙宗なりとて大麻を拒みぬる間、彼が心に任せけるに其夜かの一尙宗の家より火出で焼にけり其火災者は云に及ばず那珂の湊の人皆驚て大神宮信仰の處たゞ一家の火



災は神罰なりとて明朝水戸へ來り色々懇望して大麻を頂戴し其後は彼一向宗の人大神宮信仰深くなりぬと記せり伊勢神宮天照大神は國家宗廟の靈神に御坐しまし且つ倉稻魂神即ち稻荷大神は此天照大神の御膳神として祭らせ給ふ外宮豐受大神なれば稻荷大神の御被大麻の神異たつときこと更に言を費やさずして明かなり。

### (九) 神符

神符は諸社より信徒に授くる者にして之を神棚に安置し門戸に貼り囊に納め或は身體に帶び以て災異をはらひ福壽を招くものなり而して其功德は神威によりて特殊なるものありと雖、一般に信徒の渴仰により如何なる願意をも達し得るものなり古來、此起源に就き未だ詳かなるものあるを聞かざるも道家の靈符に働ひて作り出されし事みな人の信する處なり故に泰山集に靈印靈符は仙家に出づ異國の傳來にならひたるものなり鎮宅靈符緣起集説に吾が朝に靈符を板に彫ることは人王四十五代聖武天皇の御宇、天平十二庚辰年に肥後國八代郡白木山神宮寺に於てこれを梓に鏤めしが其時の板いま滅せりとされば神社の神符は聖武天皇以後のものなるべし。

### ● 神符を封ずる由來

神符を封ずる事は祈禱加持の心を物に封じとめて神が其物を帶る人、其物を安置する處を守護し給ふ義なり故に其祈禱の年月日時を記し祈禱者の姓名を記すは其時の心化の靈を封じとめて存在せしめ永く守護

を祈り禱る意なるを以て神符の功驗の炳なる事いふを俟たずして明かなり而して祈る處の品かはるを以て神符の書きやうに品々あるも其心化の靈を物にとめて守護をいのは異なることなし故に神符は決して文字をしるすのみのものにあらず時に玉鏡、劍または木石等の形を以て祈禱者の心化の靈をとむることあり大概その神の好ませ給ふ處、或は神使、持器を顯はし之が文字をしるしまたは神の御名をあらはせる事多し此等は各神社に夫々、口傳あり之を一々しるす能はざれど神符の功驗とその作法は以上の如きものなり。

### ● 神符と御守は同一なり

橘家にては神符を守符といふを古今神學類編には札守と名く俗に守札といふに同じ義なり同書に守とは守護の謂、またマブリの和語は心の眼つねに此にありといふ事にて信心あつくこれを持つが故に名となせるものにして膚にかけ枕の上にかくるも其理一なりと此説守札の本來を明にせるに似たり或記に札の銘を記すに點劃、墨繼の口傳あり符を認るに至ては濃き墨を忌て淡き墨または白字の傳あり是は神符を吞むが故なりとされば神符と御守は同一にして異なるものにあらざること道理あるかな。

### ● 神符の靈異

神符は以上の如く新かなるものなれば靈異また嚴重なるものなり其實例は倭訓栞にハラヒ、越後國新潟の邊に一愚人あり河邊に小便せるに神符流れ來れり之に小便しかけたりしを伴の人、制止止めけるに流れ來

るものなればと答へたるに忽ち歩行すること能はず其友その父をつれ來り家に歸らしむ途中より臭氣に堪へず一身くさりて日ならずして死しけるとぞまた池鯉鮒大明神の神符は長蛇を除く功驗ありこれ等神符の靈異實におびたし故に稻荷大神の神符は衣食住の守護の靈異あるは勿論、福德の守となり給ことは其神威に考へ實例にてらして明かなり。

●狐惑を避くる神符

狐は稻荷大神の神使なり故に大神を信仰する人に託く可きものにあらずまた狐に惑はされたるものを稻荷山に伴れ行く時は必ず狐はなれて再び害を爲さずと傳ふこれ稻荷大神々使の本據にして所謂、和漢三才圖會に説ける如く天下の狐悉く洛の稻荷社に參り仕まつるものなれば漫に野狐の人を惑し託くことを許し給はざればなり其實例は東都歲時紀に二月初午、妻戀稻荷(湯島にあり)社前に於て狐惑を避る神符を出す(中略)鐵砲洲和泉橋通りの兩所能勢家鎮守稻荷社に於て黒札と稱し狐惑を避る札を出さるゝが如く所在の稻荷大神をまつる神社に狐託を避る神符を出す處多し要するに狐は人に福德を授くる靈狐のほか人に害を爲す惡狐あるは人間社界の如き有様なるものか。

●福富祭の神符

神祇伯家行事傳に、福富祭と題して左の如く記せりまた以て大神の神徳の尊むべきを知るに足らん歟。

奉祝詞 伊弉諾尊 伊弉尊 豐宇賀野女 事代主神 安鎮座 保食神 米錢

新座福富祭之札 何之司職 何之何某敬白

雅 產 靈 金銀 倉稻魂命衣食住 足 保 食 神 米 錢

如此同寸の白紙を以て巻くるむ是をかけ紙と云、守は一枚にて認むものなり。

糊固にして錦に包、上に福富神と書く。

店びらきならば開店、また常々の祭ならば交易福富祭と書べし。 福富之守調進

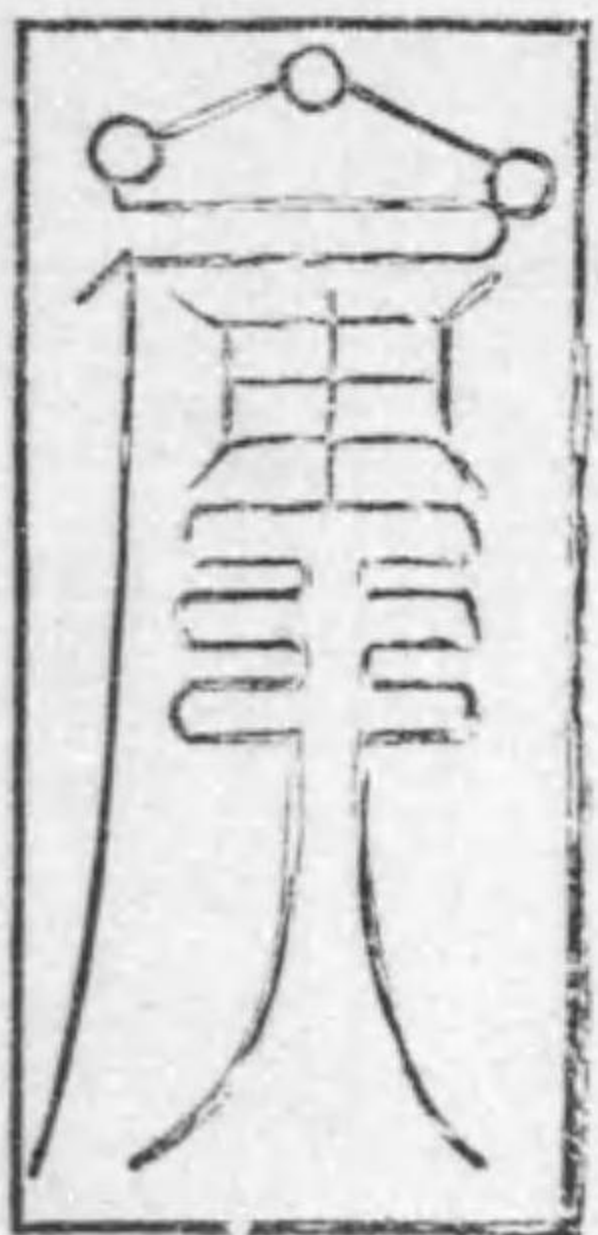
以上の神符を按ずるに稻倉魂命の御別名、保食神または雅産靈を俱にしるすはこれ同一神に御坐しませすも御別名により守り給ふ處に多少異なる點ある事を意味せるものなり而して奉祝詞云々の神符中の伊弉諾尊は稻倉魂神の御父君と申し蛭見尊は所謂、西宮大神にして福德を授け給ふ神、御父神は同じく伊

非諾尊なり事代主神は五穀播種の縁ふかき神なれば福富祭の神符に記し奉つる由來、實に新たかなるものといふべし。

◎五穀成就の神符

本朝、土祖神五穀神農業神とあがめ奉つるは稻荷大神及四社の大神、天照大神なりといふ何が故に稻荷五社大神以外に國家宗廟の尊神、天照太神を加へあがめ奉つるや曰く天照大神は倉稻魂神の化現ましませる陸山水田の種子をとり始て農業を始め給へるが故なりと嗚呼、天照大神の神德實に無上なるかな其神符を記せば左の如し。

一、鎮土の神符



この神符は田島一切の草木五穀に蟲付たるに書て立れば其虫を除く靈驗新たかなり。

一、除災の神符



此神符は田島山林藪等に書て立れば一切の災を除く靈驗、響の物に應ずるが如しといふ

一、豐作の神符



此神符は田島山林藪等を求めたる時書て立つるときは其主の長久を守り豐作と爲し給ふ靈驗嚴重なりといふ

(十) 神歌及舞樂

神代の昔、素盞鳴神八雲たつ出雲八重垣の歌をよみ給ひしより以來、神は歌をよみて託宣をたれ給ひ人は

また之をよみて心を述べ神に手向くる事となれるは優にやさしき四季島の和言葉なるものなり故に古今集の序に力を入れずして天地を動かし目に見えぬおに神をもあはれと思はせし記せりまた源平盛衰記に凡そ和歌は國を治め人を化すの源、心を和げ思を遣る基なり只、廿吉、玉津島の此道の崇神たるのみにあらず伊勢、石清水、賀茂、春日より始め奉つり託宣の詞また夢想の告、何れも歌にあらざるは少しと説けり稻荷大神の御詠また理ある哉舞樂もまた神遊の一種にして所謂、神樂是なり而して此神樂に歌曲と舞踊の二種あり以下これを説かん。

神 詠

神詠は神使のうち命婦及専女の條に説ける進命婦參籠の際、月水の事ありたるに和光同塵の義を歌によみ稻荷大神に奉りし時に神は穢を忌むものなりとの意を夢に歌にて諭し給ひぬるは皆、人の知る處なり而して此他、大神の神詠とし云へば世に傳ふるもの左の一首あるなり。

我たのむ人の塵をてらすとて

此世にのこる三のともしび

右、神詠を按ずるに古歌に『いなり山ふけ行く杉の木の間より光たえせぬ三の灯』と詠まれたるものと同じく三の灯は農工商の三業を守り給ふ示現にして士鑑要法の序に農其國に盛なれば穀足り工其國に盛なれば器足り商其國に盛なれば寶足る皆これ倉稻魂の神徳によるものなり故に大神の神詠に灯の物をてらす如く神をたのむ人の塵を満し給ふものにして美問田の種には此三の灯と大神の誓願を解して稻生を三火

荒神といひ又三火光神とも申し奉つる誠に人々生命を養ふ根本なるが故に竈にも祭り奉つることまた宜なり(中略)世俗計らざる災、或は夫妻爭論等あれば荒神の爲すわざなど、いふ尤も信すべき事なり人々五穀の恩を知らざれば測らざる災あらんと説けり蓋し荒神と申すは悪を罰し給ふ所謂、荒魂を指せるものなるべきが故に農工商ともに大神を深く信じ奉つり五穀を大切にし其業をあげば福徳は大神の加護により必ず集まり來るべきこと鏡を見るよりも明かなり大神の神徳實に貴いかな。

神 樂 歌

天の戸の神代に起りたりし神樂歌は寧樂朝の末、或は平安朝の初期に選定せられたるものなるも其神祇を崇敬する觀念最も著しきものなり就中、稻荷大神をば豊をか姫と訛りて其神徳を證し奉つれるもの左の五首あるは如何に上代の昔、大神の大前に參詣し春耕秋收、米穀をば家の根、世の根と齋き歳の豊を祈りしを知るに足らむ。

幣

(本)みてぐらは我にはあらず天にます豊をか姫のかみのみてぐらかみのみてぐら。

此歌の大意は豊をか姫即ち豊宇氣姫稻荷大神の御幣をうたへるものにして御幣はミテグラと云ひ神祇に奉獻する物の總稱なりと爲せり故に神道問答に御膳、御酒、鳥獸、魚貝、藻菜、園菜、野菜、玉金、武器、衣服、織物類種々の物を千座に置き横山の如く打ち積み置くもの即ち充座の義なりと云ひ萬葉には之を、ぬさとも云へり蓋し充座のうちの麻が多く御幣として奉つられしより出でし言葉ならん要する

に此御幣は我が御幣にあらす高天原に御坐します天照大神の敬ひ給ふ豊宇氣姫の御幣なりとて末尾二重に返し其敬神の念を強くあらはし神ながらの心をうたひるものなり。

(末)みてぐらにならまじものをすべ神の御手にとられてなづきはましをなづきはましを。

此歌のうちの『ならまじものを』とは將成るものとの義、すべ神は皇神にして天照大神の事、なづきはましを』とは馴れ添はましといふ意なれば一首の意は出来うべくんば御幣とならんものを若し御幣になりたらば嘸かしよからむ又皇神の御手に取られて親しく馴れ添ひ申したらば嘸よからむとて神を敬愛する心をあらはせるものなり。

杖

(本)この杖はいづこの杖ぞ天にます豊をか姫のみやのつゑなりかみのつゑなり。

此歌の大意は自問自答にして此杖は天に坐す豊をか姫即ち稻荷大神の作り給ひし杖なりとて神に捧ぐるものを謂ひはやせしものなり蓋し杖は之をつけば力を得るものにて我等が生活し得るもの此大神の恵みなる事を寓意したるものなり。

(末)あふさかを今朝越えくれば仙人の千歳つけとくれし杖なりくれし杖なり。

此歌の大意は今朝近江國逢坂を越え來りしに仙人ありて自分の持ちたる杖をおのれに與へて此杖をつきて長壽を保てよと謂ひしがいまその杖を神に奉るなり要するにめでたき杖を神に奉る義なれば敬神ふかしといふべし。

鉾

(本)此のほこはいづこのほこぞ天にます豊をか姫のみやのほこなりみやのほこなり。

此歌の大意は前記の杖のうちの文句と同断なり。

(末)よもやまの人のまもりにするほこを神のみまへにいはいつるかないはいつるかな。

此歌のうちのよもやまは四方山にして其國の防禦物なるが如く人の守とするものを鉾なりとて此の體にうたへるものなり是かゝる大切なるものを豊宇氣姫の神の御前に祝ひ捧ぐる事を述べしものなるが故に鉾もまた御幣なりと知るべし以上の幣、杖、鉾は所謂、採物とて九種(櫛、篋、弓、劍、柏、葛を合せて九種となる)の物なれば此等を取揃へ其一つづつを取り神座の前にて舞ひしものなりと云。

薦枕

(末)あめにますや豊をかひめや其贊人と鳴つきのぼる網おろしきでさしのぼる、あいぞ其贊人ぞ鳴つきのぼるあみおろし、さでさしのぼる。

此歌は本座の歌の疑問に答へたるもの也其贊人は新饗を料理する人、鳴つきのぼるは鳴をとるをつくといふ網おろしはさで即ち小網刺のぼる時、鳴が竿のさきにつけたる小網をふるに恐れて動かざるを機とし網をおろし捕ふるものなり之をば豊宇氣姫の御幣に奉つるものと云、因に本座の歌は薦枕、高瀬の淀にや誰が贊人ぞ鳴つきのぼる網おろし小網刺のぼる、あいぞ誰が贊人ぞ鳴つきのぼる網おろし、さでさしのぼるとうたふものなり。

田神舞の詞

田神舞は普通神樂の舞踊にあらすして全く稻荷大神の神慮を慰め奉つる舞踊なり其さま面をかけ頭に飯簀

を戴き手に飯匙と幣（此幣は幣束なり）とをもち腰をかゝめて舞ふなり其詞に曰く。  
 夫れ神代に十萬町の田あり保食神の作り初し處なり此田一の水口より流るる其末の末までも御守りなさ  
 る、御田の神、されば其十萬町の秋の垂穂、甚だ以て快く穂の長さが一尺八寸許す、其穂の  
 稲の米なれば粒の太さが一寸八分ヲロ、此米を飯に炊けば天下萬民の命を繼ぐ酒に造れば泉と浦  
 て不老不死の藥となる餅に搗ば祝の家のかちんとなる是を服めず人々は夏の日もあつからず冬の日も寒  
 からず此田の神の皮膚の如くアカラ、色もよく心嬉しく我を知らずや十萬町を初として一町田の水  
 にまでも祝はれて耕やす春の初より納る秋の夕まで一粒萬倍と守る神なるを今日の大神樂、天照大神  
 を初め奉つり諸神を勧請し奉つり神具を供へ神酒を供へ奉つる宵も過ぎ夜中も過る頃までも御  
 田神を請せずして見苦しきものは外へとは國土の人々の命を繼ぐ田地の本を忘れたか其はともあれかく  
 もあれ天照大神の勅をうけて御田を守る神なれば五穀成就の舞をまはふ神樂をのこ喜の樂をはやら  
 せ又是は如何なる物と思ふらん子孫繁昌の子やすの木を一尺二寸にきりとつて中をくぼめて作りたり飯  
 かいともしめかひとも申すなり。

●神徳の歌

大日本史に後醍醐天皇、延暦寺より還たまひ華山院に幸し給ふ三條景繁奏して曰く云々帝、夜婦人の衣を  
 蒙むり内侍をして三種の神器を齎らしめ壞れし垣より出で給ふ景繁、帝を擁し奉つり馬にのり神器を受け  
 荷ひ忠房、親王と俱に之に従ふ時に夜深く冥暗くして咫尺も辨ずる事あたはざりしかば帝路傍に隠然、祠

宇あるを見て願て之を問ひ給ふ忠房對て曰く是は稻荷の御祠なりと因て歌をつくりて宣はく。

野羽玉の暗き夜見路に迷ふなり

朕にかさなん三のとほしび  
 拜してすぎたまふ倏ち赤氣ありて炬の如く祠の上になちて路の上を照り耀し明かなること晝の如し之  
 にしたかひ南に行き給ひて天明くとしるせりされは稻荷大神は後醍醐天皇の御製に感じ大御心を盡し信仰  
 あらせられしを納受ましますものならん。  
 又、伊勢國岩戸山の下に神田あり天の長田といふ豐受大神即ち稻荷大神の御田なり御田の神事は五月吉日  
 を選み大物忌の父子等の御田にをりたち稻種を植ゆる事を始として神樂を奏し歌舞をなし或は大さ六七  
 尺の扇子を年老たる人はをもつ素袍烏帽子にて神事をつとむ御田趾の歌に

千はやふる神の恵をうけそへて

豐みやさきに早苗とるなり  
 此他、神徳の歌として世に聞へたるもの枚舉に暇あらざるも左の各首はみな人の知る處なり。

いなり山みつの玉垣にうちたゝき

我がねきごとを神もこたへよ  
 いなり山その二月の初午に

のりてぞ神は人をみちびく  
 其他、験の杉に関する和歌最も多けれど略して記さず。

惠 慶 法 師  
 慈 鎮

(十一) 神使

神使は之をカミノツカヒ或はカンヅカヒと云ひ又ツカハシメとも稱す多くは其神に縁故ある鳥獸蟲魚の類なり抑々、神の鳥獸蟲魚の類を以て其使令の用に供し給ふ實例玉だすきに辯じて曰く此事は俗學者のいぶかる處なるが天神たちの雉、鳩など諸々の鳥をつかひ給ひ大名貴神の大鷲にのりて大空を翔り火々出見尊の鶴にのりて海宮にいたり給ひまた人の世となりても椎根津彦命は龜に乗りて海を渡れる事など神典に見えたり而して其正しく神の使者といへるは日本武尊の御言に伊吹山の大神を荒神の使者ならんと宣ひし事あり故に永正記古老口傳などに大小神祇の使者、狐、鳥、鶏、蛇これ等みな吉凶を示すものなりと説けるは實に神使の意義を盡せる者と謂ふべく稻荷大神の狐を以て神使と爲し給ふ事、以上の説によりて知了する事を得べし殊に狐は獸中の最も聖智を備へたるものなれば神使の中にも勝れたるものといふべきか左に靈狐と野狐の區別を説かん。

●靈狐と野狐の區別

靈狐は之を天狐、空狐、氣狐に分つて説くものあり有斐齋割記に野狐は性最も鈍し其上是氣狐其上是空狐其上は天狐にして氣狐より以上皆其形なし空狐の靈變は氣狐より新かなり天狐に至ては神化測る可らず人の頃刻の間に千里の外を行くものは空狐の所爲によるものなり其法を行ふや大抵、地を離るゝこと七丈五尺なりと云、而して天狐は人に害を爲すものにあらずと或は靈狐を天狐、地狐、中狐に分て説き天狐は神

ありて形なし佛家の陀祇尼の如きものなり地狐は其色黒く中狐は其色白くともに神靈なりとまた輪池叢書記歡命の事のうちに三狐神一に天狐二に地狐三に紫狐(中略)村史氏曰く俗間相傳ふ野狐千歳にして白狐となり白狐千歳にして玄狐となり、玄狐千歳にして風狐となる所謂、天狐は風狐に當り玄狐は地狐に當るべきか搜神記に千歳の老狐化して婦人となり自ら阿紫と稱す阿紫は紫狐にして白狐の一種なるべしとされば此説は有斐齋割記の説に略々同じきものにして延喜式の九尾狐は天狐にして玄狐は地狐、白狐は中狐即ち紫狐なるべし同式に之を上瑞と爲して曰く九尾狐は神獸なり其形、赤色或は白色にして音嬰兒の如し玄狐はまた神獸、白狐は俗宗の精なりと現に稻荷大神の神使として世に傳はれるもの白狐の事蹟最も多し信田白狐傳に白狐は漢土にて阿紫と謂ひ我朝にて稻女御前とて宇賀魂の神使となり頭に名玉を捧げ尾に寶珠を納め恩を知り仇を報ゆる靈獸にて常に北斗の星を祭り死する時は必ず北を枕として假にも北辰を後にせずと説けりまた同書に靈狐に白色なるもの多きは稻は秋稔ものにして西に屬する藪草なる故、其方位の白色をあらはせるものなりと云へること一理あるに似たり、故に白狐は古來、白色の鳥獸と俱に是を祥瑞と爲せるを以て見れば其神聖を敬仰せらるゝこと當然なるべし之に反し野狐は聖智を備へざるものなるを以て人の害を爲すこと多くして世人に狐とし云へば其靈狐なる野狐なるを區別する事なく皆、凶惡なりと心得しむるに至れるは實に痛歎に堪へざるものなり是以消閑雜記に狐は怪しきもの也常に人を化し誑かし又人の皮肉の内に入りて惱ましあらぬ妙を爲す事多しと説けるは野狐の凶惡なるもの、所爲なりされど野狐とても千年の功を積めば白狐と化し天然の聖智を備ふるものなる故、強ち消閑雜記の記事のみに拘泥すべきものにあらず閑田耕筆に淡海の八幡の近邑田中江の正念寺といふ一向宗の寺に棲る狐あり(中略)

載所語物者長津梅

圖之治退神乏貧神大荷稻



此狐の告し言に凡そ吾が黨に三段あり主領といふは頭にて其次を寄方と云ひ其下を野狐といふ人に禍するは大かた野狐の業なり然れどもそのものが吾が下の野狐にあらざれば制しがたし所々に主領あり若し他の主領の下の寄方若くは野狐にてもあれ是を制すれば怨を受くる事深し一旦の怨、永世忘れざる事、人よりも甚だしと謂へり是は狐憑の彼寺に頼みて問しめし時、答へたる言なりとぞ凡そこの狐に物とはんと思へば書令を本堂にさし置ば其答をまた書ても見せ人の語をも爲し答ふる事あり形は見せざるも住僧を敬すること主君の如くすされば此狐、已に數百年を経たる野狐にして未來の神使たるべき靈狐なりといふべし。

●靈狐神使の由來

東寺執行日記私用集の命婦の説は稻荷大神鎮坐由來記と同文なり曰く或記に昔、洛陽城の北、船岡山の邊に老狐あり夫は身の毛白くして銀の針を並べたてたるが如く尻の端あがりて秘密の五古を挿みたるに似たり婦は鹿の首、狐の身にして五の子あり各々また異相なり弘仁年中の頃、兩狐五の子を伴て稻荷山に参りて名神の前に跪き詞を盡して申さく我等畜類の身を得たりと雖、天然の聖智を備ふ世を守り物を利する願ふかしされど我等が身にては此望を遂がたし仰き願くば今日より當社の御眷屬となりて神威をかり此願を果さんと時に神檀感動して明神あらはれ詔して宣はく我、和光同塵の善行を盡し化度の方便を廻らすこと深し汝等が本誓また不思議たり今より長く當社の仕者となり参詣の人、信仰の輩をたすけ憐むべし夫は上の宮に仕えまつり其名を小芋と付けんまた婦は下の宮に候り其名を阿古町と謂ふべし是に依て兩狐は各々十種の誓約を立て萬人の願望を満たさしむ故に當社を信せむ人は夢にも現にも狐の姿を見られ



載所語物者長津梅

圖之治退神乏貧神大荷稻



此狐の告し言に凡そ吾が黨に三段あり主領といふは頭にて其次を寄方と云ひ其下を野狐といふ人に禍するは大かた野狐の業なり然れどもそのものが吾が下の野狐にあらざれば制しがたし所々に主領あり若し他の主領の下の寄方若くは野狐にてもあれ是を制すれば怨を受くる事深し一旦の怨、永世忘れざる事、人よりも甚だしと謂へり是は狐憑の彼寺に頼みて問しめし時、答へたる言なりとぞ凡そこの狐に物とはんと思へば書令を本堂にさし置ば其答をまた書ても見せ人の語をも爲し答ふる事あり形は見せざるも住僧を敬すること主君の如くすされば此狐、已に數百年を経たる野狐にして未來の神使たるべき靈狐なりといふべし。

●靈狐神使の由來

東寺執行日記私用集の命婦の説は稻荷大神鎮坐由來記と同文なり曰く或記に昔、洛陽城の北、船岡山の邊に老狐あり夫は身の毛白くして銀の針を並べたてたるが如く尻の端あがりて秘密の五古を挿みたるに似たり婦は鹿の首、狐の身にして五の子あり各々また異相なり弘仁年中の頃、兩狐五の子を伴て稻荷山に参りて名神の前に跪き詞を盡して申さく我等畜類の身を得たりと雖、天然の聖智を備ふ世を守り物を利する願ふかしされど我等が身にては此望を遂がたし仰き願くば今日より當社の御眷屬となりて神威をかり此願を果さんと時に神檀感動して明神あらはれ詔して宣はく我、和光同塵の善行を盡し化度の方便を廻らすこと深し汝等が本誓また不思議たり今より長く當社の仕者となり参詣の人、信仰の輩をたすけ憐むべし夫は上の宮に仕えまつり其名を小芋と付けんまた婦は下の宮に候り其名を阿古町と謂ふべし是に依て兩狐は各々十種の誓約を立て萬人の願望を満たさしむ故に當社を信せむ人は夢にも現にも狐の姿を見るれ

ば之を告狐といふなりと想にこれ靈狐の神使の因縁を記せるものならん猶ほ橘窓自語に稻荷五社(中略)い  
ま上の社といふは命婦社といふが本名にて狐を祭りたる社なり(此説、上の社と命婦社と相混せるは誤謬なり)阿古町、黒尾、尾薄  
の三つの狐を祭りたるを稻荷三社と心得たがふ人あり惑ふことなかれ又白狐社といふは土祖を祀りたる  
社の下に白狐の棲みたるより白狐社と謂ふ事になれりと説けるを考ふるに稻荷鎮坐由來記の小芋、阿古町  
の外に黒尾と云へる靈狐ありて中の社の仕者となり居るもの如く信せらるる想に稻荷鎮坐由來記に黒尾の  
事を載せざるは傳の跡漏なるべし是以以上の阿古町、黒尾、尾薄の三神使は天狐地狐にして形體を顯す  
事なく神靈聖智はかり知る事、能はざるものなりと説くものあり夫れ必ず然らん。

●靈狐十種の願望

河海抄に刀女は狐なり燕石雜志は之を釋して今俗に訛りて刀女をタウカといひ又三狐の説により狐を倉稻  
魂の使者なりといふより彼が靈なるに怕れ其神祠を建て稻荷と稱して祀るものあれど稻荷を音に唱へてタ  
ウカと云へるなるべし(中略)稻荷の社壇に於て木狐に玉と鍵とを銜したるは倉稻魂のたまを象り鍵はこ  
の神の五穀を主り給ふといへば倉廩を守るの義を表せるものならんと要するに此木狐の玉と鍵は人間  
一切の幸福を集めたるものにして稻荷鎮坐由來記の十種の誓約を意味せるものなり果して然らば十種の誓  
約とは如何なるものなるか曰く第一に無盡の福第二に衆人に愛敬の福第三に大智恵の福第四に長命の福第  
五に眷屬衆多の福第六に勝軍の福第七に田畠の福第八に養蠶の福第九に善知識の福第十に佛果大菩提の福  
これなり此誓約は兩部の秘説にして靈狐の不思議なる處、天然の聖智ある處なり故に役行者靈驗記に稻荷

大神出現、大福神なる事と題し(前略)いま山背國飯成山に在すは稻荷大神なり天下の狐を使ひ富を主どり  
験を司どり災害を拂ひまた邪妖をしたがへ給ふと云へりされば地方に散在せる古來よりの神使の靈狐は阿  
古町、小芋、黒尾の此十種の誓約にかなひたるものならん。

●靈狐を命婦といふ

倭調乘にみやうぶ宇治拾遺に見ゆ命婦は女の位階あるなり叙爵の官女を内命婦とし五位以上の妻を外命婦  
とすまた狐神に此をいふも女官に准じたる名なるべし稻荷社記に云、命婦なるもの白狐の害に遭ひしを助  
けて我が名字を與ふいま稻荷山に命婦のほこらありと故に稻荷神社記秘訣には以上の事柄を詳にして曰  
く當社にて狐を命婦といふ事、此所に阿古町といふ狐あり一條院の御宇、内の女官に進命婦といふ人あり  
殊に當社を信敬し或時、宿願ありて七日參籠せんと思立て參籠ありし三日目に至り俄に月水の事あり社家  
はからひ申して退出し給へと云けれども和光同塵の神慮ありとて強て參籠し歌をよみ奉らる。

心から塵にまじはる神なれば  
穢ることのいとひやはせじ

と聞えし其夜の夢に  
長き世の五の雲の晴せぬは

此歌の夢想により神慮を恐れて退出あり其後、宇治殿の御妾になり北政所になり給ふ仍て後に始の我が

命婦の號を以て阿古町に譲り奉つるといふ事のつたへ社家ありとぞ是れ則ち今に於て此山の二匹の狐の  
官を號して命婦といふ一説なりされば以上の和調乘に白狐の害に遭ひしをたすけ云々の事なしと雖、命婦  
が靈狐に與へたる號なること明かなり蓋し靈獸雜記に狐は神使ともいひ靈あれば命婦の名をたまひしなら  
んと云へるは故ある事なり。

●靈狐を刀女ともいふ

稻荷神社考にいま稻荷社の後の丘に世人の上の社といふあり是は往昔、登宇女社また命婦社など稱へて  
三狐神を祀れるものなり而して此三狐は年久しく神社の邊に栖て奇異なる功験ある故、はやく稻荷神  
使と云ひ初て(中略)一社に齋祭るものなりと云へり去ば靈狐を堂女と云へること頗る古きものにて倭調  
乘に、たうめは倭名鈔にたうめの專の古語なりいま老女を呼でたうめとなすと見へたり神代記に姥を  
めとよむ夫れ其義なるべしと記せるは專女の義を得たるものにて此他稻荷神社記秘訣にも天白狐ををたう  
めとも、たうめ御前ともいふこと九條殿行空の御手筆にあり故にたうめは老女を呼ていふたうめといふを以  
て當社の白狐を尊て老女に比し專女と云へるものか(中略)また平野社に專女社といふものあり狐の社と  
古記にありとぞ要するに專女は貴女老女の義にして靈獸雜記に云へる如く或書に此社の牡狐を小芋と名づ  
け牡狐を阿小町といふとあれど此社の狐みな牡狐なるべし故に專女の社また命婦社とも云へること理あ  
るものなり或は曰く牡牡すみても牡は續うすく牡の方の續おほかりけるにやと説けるはこれ自然に起  
る疑にして專女は明に命婦ともにも靈狐の牡をたつとべるものなり。

●靈狐の寶珠と鍵

燕石雜志に稻荷の社壇に置く木狐に玉と鍵を銜しめたるは倉稻魂の魂を象り鍵は此神の五穀を主り給ふといへば倉廩の義を表せるものならん故に佛家は之を如意寶珠又摩尼寶珠といふ隨意に衣服、財寶、飲食等を生ずるが故にかくの如く名づけらる帝皇本紀に云、推古天皇の三十二年秋九月九日壬申、田村王敏達天皇の孫即ち宮中に獨り閑座し給ふに一人の神女、忽然として出現し告げて曰く大王我を知るや我はこれ天照太御神の分魂、別神なり天に在りては月魂、地に在りては食魂、海に在りては阿那海神、空に在りては太元鬼王、即ち太元王震旦に在りては女媧氏、天竺に在りては白辰王、陀羅尼天の別號神在に在りては御食使姫、淨土にありては華開敷佛生如來なり我よく身を分て富貴の本となりまたよく身を合して福徳の行を爲し常に山城の飯盛山に在りて遊ぶ大王我が爲に祠をたて我を祭れ我、汝をして天下の本たらしめん我、寶祚を守りて日嗣を長しへならしむべし即ちいま三の躬となる一人は色雪の如し頂に紫金の盆を戴く中に青黄赤白黒紫の夜光の珠あり如意珠より寶を吐く金銀錢等なり左の手を以て之を取て遍く八極に投げ散らし其縁ある人はこれを受く一人は色朱の如し頂に黄土の箱を戴く中に錦、繡、羅、綾の衣服あり左の手を以て之を取て縁に任て周く之れを與ふ一人は色墨の如し頂に白金の俵を戴く中に米、粟、麥、豆、胡麻等の穀あり左右の手を以て雨の如く投げ降すに人々其品位に因て自ら之を受く又須臾に三昧合して一人となり大信の位階による衣冠也の衣冠を着し兩束の稻を荷ひ稻穂より白米と香酒とを出したりしが聽て辭して北に向て飛び去る王之を奇として天皇に奏問せられたりしに天皇勅令を下し神祠を立て祭らし

め給ふ諸人參詣して願をかくるに成就せずといふ事なしとまた鍵は米穀の納まれる倉廩の戸を開くに用ゆるものにして此鍵なくんば其福徳を利用する能はざれば佛家にては如意寶珠と鍵を以て佛菩薩の衆生に無量の福徳を授け給ふ印信と爲し來り又我が國の俗、萬事物をうち任するを鍵を渡すといふにても知べし幽遠隨筆に此事(鍵を渡す事)は古き言葉のやうなり萬葉集第九、珠名娘子を詠める歌に鍵さへ奉し人はみたとあるはよく鍵の意を盡せるものなり要するに寶珠より衣食住の寶を出して之を倉廩に收め鍵を以て其戸を閉鎖し隨時、この衣食住の寶を出して用ゆる意義なるを以て神使としての靈狐の銜める寶珠と鍵は稻荷大神の本誓なりといふべし因に靈狐の尾を寶珠といふ事あるにや本朝故事因縁集の狐化之尾に承應のころ周防國都濃郡久米村に鐵炮を討て渡世とする獵師あり或時、狐の尾を討おとす其尾の先白し懷中に入れて歸る其夜、狐來て佗て曰く我、稻荷大神に七度參詣し御免を受し尾なり此尾なければ我法なりがたし故に是を寶珠といふこれを返し給はば雉子兔等の類はいふに及ばず福人と爲すべしと記せるもこれ眞の寶珠にあらず靈狐の所謂、寶珠となるべきかまた王朝時代の今昔物語のうちに狐、人につき玉を取られ乞ひ返し恩を報ゆる談および徳川時代の元祿年間の諸國里人談の狐火の玉は小さき柑子の如く鶏の卵の如く白く和かなるものなりしと云へば俱に同じく靈狐の尾先なりしならん。

●靈狐の通力

花鳥餘情に五通のうちに神境通といふ事あり斯に妊通、報通、神通などといふ差別あり狐、狸などの人に變するを妊通といふと記せり抑々、靈狐の通力は靈獸雜記に百歳の狐は神巫なり、よく千里の事を知る筑

後久留米の城山の靈狐の如きはよく病患の吉凶を卜ひ旅客の安否を問ひ其餘、禍福を諭すこと掌を指すが如し或は婦女となり丈夫になれる物語多く又僧の形に化し經論を談じ又は同士に變じ太古を語る等擧て數へがたくまた夜の聖と云へる書のうちに載せし美濃國の靈狐は其主家の子に手を習はせ學問をすゝめたりと云へる實説あり況や稻荷山の阿古町、小芋、黒尾の三神使の靈驗不思議にして神聖なるは更に嗚々いはずして明かなるべし故に古來、狐千歳を經れば天と通じて魅を爲さず其人を魅するものは多く人の精氣をとる故に靈狐は千載を經すと雖とも人の害を爲すものにあらず故に人の害を爲すものは野狐の凶惡なるものと知るべし今靈狐の通力の實例を擧げんと事を思ふも餘白なきを以て斯に略して記さず其通力を得るは之を靈狐の本處に説かんか。

●靈狐の靈藥及靈符

靈狐は以上の如く通力あるを以て人に靈藥靈符を傳へたる事あり與羽永慶軍記に載せられたる下野國古河の住人小野四郎重道、京都五條河原に狐子を助け親狐が狐子の活命の恩を謝せんとて己が稻荷大神に年久しく事つれる白狐なることを告げ靈藥一包を授け且つ子孫發祥の地は羽州仙北なることを示して失せしが翌日、畏くも主上御惱御座しませるを聞き前夜、靈狐の授けたる靈藥を奉つり御惱即日平癒遊され恩賞の領地賜はりし時に重道、靈狐の示にまかせ羽州仙北を望み四百有餘年武運隆盛の基をたてしこと並に近代世事談に載せられたる越前永平寺開祖道元和尙の弟子道正和尙の入宋に隨從し山中に病みしに靈狐、一丸の藥を與へ藥方を授け我は日本の稻荷大神の神使なる事を告げ失せたりこれ即ち現に効驗神の如く傳

へられつゝある道正解毒の起源にして道正其後、地内に稻荷大神を勸請したる事等の例夥しくまた靈狐の靈符を授けたる奇談は和漢三才圖會に載せられたり曰く狐に花山能勢家の二派あり相傳へていふ往昔、狐狩あり老狐捕られんとす急に逃て花山殿の乘輿の中にかくれて救を乞ふ能勢何某また時代異なれど其死を助けたる趣相同し俱に狐誓つて曰く子孫に至るまで永く厚恩を謝すべし此より今に至るまで狐魅ける人あれば二家の符を闇の傍に置くに魅去りて平癒すその約の固きこと人また愧づべきなりされば此二狐は靈狐なりといふ斯る上古質樸の世、靈狐の奇談多かりしこと想像するに難からざるものあるは人もまた信を守ることかたき故なりしならん。

●弘法大師と靈狐

靈狐は稻荷大神の神使なり稻荷大神は衣食住の祖神なり俗に靈狐を祀りて稻荷大神と稱し奉つるもの多し甚だ誤れり稻荷神社記秘訣に羽倉在滿の談に云、此麓(稻荷山の麓なり)に弘法大師祭らるゝ靈狐あり本地十一面觀世音としていなに大明神と號せり是もいねになふ翁の化身なる故、いなに大明神と申すより稻荷大明神と文字を書れたりしが、「いなに」「いなり」とも假名は「り」も「に」も同じく通ひていきしちにひみいりぬなればにり混じていなりと稱し弘法勸請の社も本社も混雜し分ていなに、いなりと稱せずなりぬ(中略)今は稻荷の文字多義の傳ある事も失せて衣食住の祖神のいなりの神も靈狐のいなりの神も一になり衣食住の神は知らず皆いなりは狐の總司の號にて人々、後園の小社鎮守にも狐神を祭りて其社をいなりと號して弘法の稻を荷たる翁に東寺の門前に逢ひ玉ひていなりと號し稻荷と書きたまへるより稻

荷、福德、火防の神にて其いなりの眷屬また末社の狐を祭てこれを稻荷大神と云へりと此説、正確にして世の謬りを匡し得べきものなり之により二十二社本縁の説も明白となれり仍て考ふるに以上の説は多少誤り易き點のありたりし如くなるを以て之を根據せる者は異端を生じ終にいなりの本傳を失へる者なるべし諸國里人談に云、稻荷仕者、宗語老僧路通に語て曰く弘法大師入唐の時、一人の老僧船中に入り海路の内、中華の地理或は諸侯の掟、出家の分際委しくかたり唐に入りても益々隨身して明日の業を今日より告しらしめたい影の副ふが如し弘法、徳宗皇帝に謁し且つ惠果和尚に見へて兩部の秘奥を附屬せられ三年の後、歸朝の砌、船中にてかの老翁を敬して曰く翁は凡人にあらじ定て佛法擁護の神に御坐すらめ時に翁の申すらく吾は飯生の神の仕者芝守長者の地に住む狐なり茲に一の願あり大徳歸朝あらば當に鴻臚館を持給はん依て伽藍住持あらば飯生の神を鎮守になさしめ給へと弘法子細あらじと領掌ありけるが果して東寺を賜る後、或年秋の夕暮弘法羅生門にイみて四方を眺め給ふ處に稻を荷へる翁來れり近づき之を見れば入唐隨身の翁なり時に翁、約の事を願ふ依て飯生の神を東寺の鎮守とし夫より稻荷の二字に改められけりよりの翁を貴狐大明神と稱すいま攝社の白狐社はなり又芝守長者の舊地はいまの古御旅と稱する處と云、要するに弘法大師と靈狐の關係以上の如くまた稻荷大神の稻荷山に御鎮坐せられしは元明天皇和銅四年なれば弘法大師誕生の寶龜五年まで凡そ六十餘年を経たるものにて弘法が兩部神道の大祖なるを以て後世、いろくの説いでて稻荷大神と靈狐と同一體の如く唱るものあるに至れるものなり。

●靈狐を稻荷といふ誤

和訓栞に狐を稻荷の神使といふとのこと伊勢鎮坐記に宇賀御魂神また専女三狐神と名くといふより起りて三狐神が御膳津の義なるを知らず鄙俗、狐を直に神とし祭りて福を祈ること天下風を爲せりこれ靈狐を直に稻荷大神と稱し祭れる誤を云へるものにして伊勢鎮坐記作者は古事記、日本書紀の稻荷大神の御名御食津神の文字を改置したるものといふべし故に茅窓漫録は説て曰く伊勢鎮坐記のまた専女三狐神と名くといふ文字は古書字音に暗き人のよみ誤りしか利を釣る餌に牽強しかは知らざれど此文字より外に稻荷に野狐のあづかる事更になし(中略)専女三狐神はもと借字にて日本書紀には御氣津、御食津或は御膳、御氣とも書けり萬葉集に御食津國、伊勢志摩淡路難波などつけたり國をさしていふなり儀式帳に朝の大饌、夕の大饌とありて直會御歌に拆鈴五十鈴の宮に御氣たつと打つなる膝は宮もとゝろにと歌へる御氣にて中臣壽詞に長御膳の遠御膳また祝詞式に御膳持須留といふみな同じ語なり(中略)かゝるに三狐を稻荷三の峯に配し遂に野狐を合せ祭る事になりぬ甚だ恐るべき事なりと要するに伊勢鎮坐記の如き説より誤謬を生じ爲に靈狐の神聖を汚したる上、兩部神道の輩、附會の事を傳へたるよりまず、靈狐を稻荷と云へる誤を生じたるものなりされば靈狐の住む所に祠をたて稻荷大神の神使とせば之にて稻荷と靈狐の別、明かなるべくまた識者の批難を招く事なく靈狐の聖智と通力は歳とゝもに貴からんかな。

●靈狐の本處

和漢三才圖會に相傳ふ狐は倉稻魂の神使なり天下の狐、悉く洛の稻荷社に參り仕つる人、稻荷の祠をたて、狐を祭る其祭つる處の者は位、他の狐に異なれりと又本朝食鑑にも略同一の説を爲したるより流俗

傳へ稱す狐は稻荷の神使なり天下の狐、悉く洛の稻荷社に參詣しよく華表を超れば妖魅を爲す其妖術に長せるものに神、位階を授けたまふに各々品ありと説けり蓋しこれ各地に散在せる靈狐の所謂、位受を説けると同時に稻荷山が靈狐の本處にして狐の總司なる事を明せるものならん白狐傳に其實例を擧げたり之を抄録すれば頃は天慶年間、相馬將門、下總の猿ヶ島に據りて反逆を企てたりしを平貞盛、藤太秀郷等馳せ向て之を誅戮したりしが此戰に大功ありたりし坂東太郎乗行なるもの勳功により猿ヶ島の莊を賜はりたり一夜、倉稻魂神夢に誨して宣はく我、汝等が武運を守るべく後園に一疋の白狐を下せり必ず疑ふ事なかれと、覺て後、後園を見るに忽ち一箇の狐、穴を見るに白狐眠れるか如し仍て一領の誕衣を調ひ白狐に着せしめ、狐穴の上に祠をたて倉稻魂神を勸請せり後、白狐、上洛して稻荷山にいたり官位を乞はんとて其妻の夢に誨せる一節に彌生の末、春雨濺織と降りつゝ園中の櫻花、半散りていとど寂寞しき折から獨り古き文など取り出し暫く心を慰めんと爲し居りしに、彼白狐、其傍に來り人語を爲して云るに我近頃、汝が後園に來り偶々、稻荷の神使たれども徒に居ながら食のみにして未が半點の功もなく尋常の野狐にひとし是れ神に通せざるが故なり我これを深く憂ひ思ふにより今、洛陽にのほり官位を乞ひ受けん是に依て數日、狐穴空し怪しむ事なかれと謂ひ終らざるに形は失せて見へず擧、妻は今白狐が告ぐるを聞き驚て之を止めんとせしに其傍にもありて蹶き倒れしと覺えしが忽ち遠寺の鐘の聲、寥々として耳を貫きしに驚き起直りて傍を見るに怪いかな是れ則ち南柯夢なりけり妻、默然たること暫時、漸く神意を鎮め後園に僕を遣はし狐穴を見せしめしに白狐あらずして一葉の紙に四句の詩を殘せり僕之を搦へ歸り妻に呈したりしが其詩に曰く。

洞 口 容 身 雖 事 足 一  
唯 愁 常 似 野 中 狐 一  
汝 等 應 俟 東 下 途 一  
と後、白狐、洛陽より歸り來り聖智日々に新に神靈月々に加はりしといふ此例、頗る夥しけれど皆て贅せず。

● 靈狐の官位と金錢の用途

靈狐の官位を命婦と云ひまた貴狐明神と稱せる事あり抑々、命婦は已に説ける如く稻荷山の三狐のうち阿古町の官位なるに後年に至り各地に散在しつゝある靈狐の命婦の官位に上れるものありと傳ふ按ずるに稻荷山の神使の三靈狐は天狐となりて形なく氣のみ残れるものなれば形ある各地の靈狐は代つて稻荷大神の使者となり子々孫々相傳ふる如く官位あり神靈なるもの其後を因襲せるものなるか稻荷神社秘訣に羽倉在満曰く正徳年間、加賀國の道者當社に來りて社人に語りしは今當社の司は加賀國某所の狐なりと夫は如何なる事と尋ねしに去年いつの頃にや村民に對し託して曰く我年來此屋敷に住し世話になれり此度京都に登り稻荷の命婦の官に出世すと申し侍ると語る其後、其事を聞くに享保十七八年の頃、京都にて聞しに今の命婦は美濃國なりと社人の申を聞しと語り夫より武州に下向して此物語せしに諸國にて京都のいなりに稻荷流といふ狐行つて出世して官を賜はるといふこと昔よりつたへ聞し事にてあれば今なほ稻荷山に住する二匹の狐は則ち命婦といふ官になる事と聞えたりと是れ後年の靈狐の命婦の官位に見れる實例なるべきか官位の實例左の如し。

世にいふ貴狐明神の事は本朝故事因縁集に慶長の初、紀州和歌山淺野家の侍、庄田助右衛門は靈狐の望に  
 應じて狐取るものに意見して之を止めしめしに靈狐、庄田が前に至り之を謝せり時に庄田は我、汝が望を  
 叶へたれば汝は我望みを叶へよとて藏に滿つるほど金銀を與ふべく頼みしに靈狐手を拍て笑ひ吾神通を得  
 て貴狐明神と神位を賜る稻荷大神の使者なり(中略)金銀を願ひ給ふは命短かし(中略)古今金持の盛衰を見  
 るに三代の孫、多くは乞食し永く子孫斷絶す侍は所領の外に願ひは無益なり所領を進すべしと云ひて靈  
 狐失せたり其後、庄田は出頭となり二千五百石の所領を得たりとかく官位たかき靈狐の見識此の如く人も  
 また及ぶ所にあらず而して此貴狐明神といふは昔日よりの官位なるべきか源平盛衰記に清盛、或時遣臺野  
 に大なる狐を追出し弓手に相付けて既に射んとしけるに狐、忽に黄女に變じ莞爾と笑ひ立向ひて、や我が  
 命を助け給は、汝が所望を叶へんと云ひければ清盛矢をばし如何なる人にて御坐すぞと問ふ女答へて曰  
 く我は七十四道中の王にて有るぞと聞ゆ扱ては貴狐天王にて御在すにやとて馬より下りて敬屈すれば女ま  
 た本の狐と成りてコウ、嗚て失せぬ清盛案じけるは我、財寶にうえたる事は荒神の所爲にぞ荒神を鎮め  
 て財寶を得んには辨才妙音には如かず今の貴狐天王は妙音の其一なり我、陀天陀天の法を成就すべきも  
 のにこそとて彼法天の法を行ける程にまた返して案じけるは實にや外法成就の者は子孫に傳へずといふ  
 者を如何あるべきと思はれけるが、よし、當時の如く貧者にて長らへんよりは一時に富み名を揚げんに  
 はとて行はれけれ共、道が後いふせく思ひてか兼て清水寺の觀音を憑み奉つり利生を蒙らんとて千日詣を  
 始めたりと謂へるに徴するに靈狐の福神なる事明なるともに貴狐明神又は貴狐天王は靈狐中の靈狐の  
 官位なりしならん。

而して以上の官位は稻荷山にて大神より授かるものなり之に就き攝陽見聞筆拍子に狐の官上りの事と題し  
 て曰く寶曆九年秋のころ北在所の邊の村々にて今太守の御通行なりとて百姓大勢人足を出せしことあり是  
 は狐の官上りならんか「やはくござれお城が見へる」といふ唱歌の流行しは此時なりと又、靈狐の官位  
 を受くるに相當の金銀を要する由なり、されば靈狐の此事は猶ほ人間の官位を受くるに同じき點あるが如  
 し閑田耕筆に淡海の八幡の近邑、田中江の正念寺の狐の話を載せて曰く或時、狐己が官を進むるために金  
 の不足せるを助力せられん事を乞ふ住僧肯ひながら不審に思ひ其許は金を如何にして持てるやと問はれし  
 に本堂の賽銭の箱に入らずこぼれたるを折々取拾ひ置きしなりと答へしが常に狐は本堂の天井に住めりと  
 なんさて此狐に限らず官を進むとて金を用ふるよしの話ども聞ゆるにつきて稻荷の神官達に其金の納る處  
 を問ひしに嘗て知る人なし彼等が黨にての所爲なりや知られぬ事なりとされば諸國里人談に宗語狐が其住  
 める江州彦根の馬淵何某の一族男女五十餘人を饗應しける時に何某は宗語狐は凡人ならぬ老僧の事なれば  
 神通もて鹽噌を貯へ給ふ事自由ならん他を貪り掠めて此美食を賜ふは不快の事にこそあれと問ひけるに老  
 僧答へいふ全く人の物を掠め取るにあらず我に金銀の貯多くあり其金銀も吾眷屬一千餘のもの市中に出  
 で賣藥したる餘慶にして此利分みな拙僧にとゞまる今宵の家具其他の器物飲食これにて調へたり元よりこ  
 れ我に在て益なし追て贈るべしと載せられたるを見るに靈狐は恰も人間の所爲の如く正しき道を行ふもの  
 ありて其官位進むときは夫れ、祝儀其他の交際等の爲め金銀入用の事あるならんか感すべき哉。

各地の靈狐神使となる

靈狐の各地に散在し住める者其官位に隨ひ稻荷の神使となるものなり閑田耕筆に稻荷の社いま下の五神合



祭の神供殿は常の如く狗犬にて上段の三神を祀へる社は白狐を狗犬に替ふ是は彼訓訓なりより起れるとぞ  
 されば世人の狐をつかはしめと思ふのみならず狐もまたしかおぼえたるべし諸國より番狐といふものこの  
 山山に來りて穴に住めり大方、夫婦すみてもし女狐、姪身の時は別に産屋の穴にて子を産めり然も其子  
 を何方へ移すにや山に住むはたゞ夫婦のみなり又番に年限りあるにや時ありて代ると覺えし、或は田舎よ  
 り我里の狐殿、番に參られたり何方にあるや逢ひたしとて來る人もあり夫々穴を教へやれり其仔細は嘗て  
 知らずと彼御社の神官達は云へり又此番狐の他に野狐一匹も山中に住まず狐付は此社中へ連れ來れば大に  
 恐れて必ず去る都鄙ともに或は狐の所望により稻荷大神を勸請する時は必ずこの神官の家々に勸請の  
 璽を請ふと謂へば今の世にて狐の本處とするは眞しき事なりと記せり又、諸國里人談に宗語曰く年來兩士  
 外一八の親しみ忘れがたし此度關東に赴く老ひ衰へたれば歸京都のほどもはかり難し今までは包みぬ  
 れども早や隠すべきにあらず我、元來人にあらず狐なり年ころ稻荷の仕者司を勤め今年任を辭したり我が  
 故郷は江州彦根馬淵何某が屋敷に住しぬ彼こそ我事をよく知りなど物語して立別れけり兩士は只當、呆  
 る、計にして暫く言葉もなかりき而後、兩士語り合ふに一人の隠士も路通の次第に違はざりけるなり、か  
 くて兩士直ぐに彦根に立越えて今の事を知らせまた其様子をも聞えんと夫れより彦根に赴きぬ馬淵は田地  
 あまた持ちたる百姓なりければ彼處に至り京都宗語老僧の言葉により尋ね來るよし案内するに亭主肌足に  
 て出迎ひ居士衣隠士居士の袖をとつて一間に請じ老僧よりの御使とあれば定めて御香園にて御坐すらんと  
 て火を改めて切に饗應しけるに兩士我々左様の者にあらずと京都にての次第、勢多の有様を詳しく語るに  
 主人大に感ず四年以前上京ありたりしが其後、安否知れざるにかく確なる便を開つるものかなと歡び合

へり依つて三日爰に足を止む時に主人語つて曰く一子十二歳の時何方へ行きけるか行衛知れず親族擧つて  
 尋ねれども求め得ず父母深く悲歎しけるが百五十日を経て、健にて歸り來る人々驚き問ふに宗語老僧に誘  
 はれ普く諸國の神社佛閣名所舊跡を見廻りたり老僧めれに御座す迎へ給へと云ふに一人の老僧竹笠を持ち  
 子居たり請し入れ老僧に向ひ云ける何とて我子を迷し給ふ老僧答て曰く吾人間にあらず當境地の稻荷社  
 の邊に住む狐なり當年京都本山の使者司の番に當り舊地を離る、名残り且は數百年來住む恩を謝せん爲め  
 今一子を伴ひ國々を見せ其餘力に文を學ばせ筆跡を教ゆ近く上洛すれば一生の別れとならんとて我が一族  
 男女五十餘人を饗應せし事ありとて前項の宗語狐の饗應の事を語れる事を記せるはこれ各地の靈狐の神使  
 となれる一證といふべし。

●靈狐の名稱と鳥居

和漢三才圖會に凡て狐は多壽なり數百歳を経れば皆、人の俗名を稱すとこれ靈狐が年を経るに隨ひ聖智自  
 然に加はり世を益し人を利する事多く遂に誰いふとなく人の俗名を附せしものならんか今之を例せば大和  
 の葛城の源氏坊、信田の森の葛の葉、伊賀の上野の源太丸、尾張の宮の三郎、駿河の太郎丸、相州大山の  
 通力坊、甲斐の御嶽坊、武藏の我慢坊、王子の五香丸、安房の洲崎坊、出羽羽黒の菊太夫、上野の一の宮  
 の御先坊、佐渡の金山丸、越中の富山丸、加賀白山の白僧坊、美濃の谷汲山の御堂丸、播磨の化粧坊、丹  
 波の燔魔坊、備中の神尺坊、因幡の源藏丸、伯耆大山の天狗坊、石見の濱田丸、周防の水品丸、美作の津  
 山丸、伊豫の常盤坊、土佐五臺山の白代丸、讃岐の金比羅坊、豊前菱形の池の坊、薩摩の鹿兒島丸等は皆

世に知らる猶は此他、宗語狐、横山狐、伯藏主、源五郎狐、小女郎狐等ありて人名を以て呼ばれ最も神靈なるものと稱せらるその所業と土地の名によりしものは甫佐の紫美狐、華山院の若狐、神岡の神子狐片岡山の火燃狐、生田の黒狐、河内の自田夫、神路山の古狐、志摩の浦狐、三河の鳳來寺の瑠璃狐、伊豆赤澤山の角力取狐、上總小金原の駒止狐、下總の網除狐、筑波の伏狐、女化原の伏狐、那須原の美女狐、飯綱山の肥満坊、飛彈の大神狐、越後の穴住狐、越前勝山の芝狐、近江の石山寺の狐、紀伊の瀧本坊、丹波の千丈嶽の鬼神狐、出雲伊達山の古狐、長門の浦邊の浦狐、嚴島の七浦狐、隠岐の鈴振狐、淡路の五十上狐、阿波の浪切狐、筑前妙見の北斗狐、豊後柚ヶ嶽の斧狐、佐賀の止姫狐、阿蘇の赤狐、日向の樟原の神代狐、霧島の鉾持狐、壹岐魚釣山の竿狐、對馬上縣田の古狐等の由緒極めて顯かなる神靈を世に示し人を益し稻荷山の三靈狐の十種の誓約の幾分又は全部を盡したるものなれば實に尊敬せざる可らず。以上靈狐の居る處に必ず稻荷大神の御鎮座あり或は寺院あるもの也故に人名に丸とあるは多くは神に屬し坊とあるは佛に屬しその他はいづれにか屬するものなるも俗に稻荷大神の神使として所謂、兩部神道に屬するものなり而して此等靈狐の神靈灼なるものはそれだけ鳥居を多くたつるを以て一見その聖智の自然に備はれる大小を知る事を得るものとせり抑々、鳥居は之を神門と書し華表と記す等猶ほ幾多の名稱あるも是等はみな己に説ける如く神代質素の門にして神域を表せる者なれば稻荷大神に特有なる稻荷の鳥居多き下に居る靈狐の利益の大なること火を見るよりも明かなり東都歳時記に二月初午、神田紺屋町の邊に常に小き宮、鳥居を造りて商ふ故に俗に宮町とい、此月、分て買入多しと云へるは今昔、江戸のみの事にあらず全國各地ともに同じく小き宮、鳥居の賣行よろしく稻荷大神の神徳、靈狐の聖智は年々ともに

益々新なるものなれば時に靈狐が人に託き鳥居をたてられん事を請ひ求めし話少からず和漢三才圖會に淺草稻荷は淺草寺の境内にあり俗に安左衛門稻荷と稱す其靈驗最も著るしきを以て人華表を建てることを誓ひて立てし數頗る多しと説けるは實に好箇の證據なりと謂べく又義經千本櫻の初日の鼓の狐忠信の事は假説にして一種の作曲なるも鳥居と靈狐の眞理は古今の記録よりも的確なるもの也其一節に鳥居の数は重なり一日親をも養はず産の恩を送らねば豚、狼に劣りし故、六萬四千の狐の下坐につき只々野狐と輕蔑まれ神上りの願も叶はずと歎けるは靈狐の靈狐たる本來の面目にして聖智と鳥居の關係を意味せるものと謂ふべし。

◎靈狐の火防と狐火

農家調寶記に農家穀神の事、世俗稻荷を穀神または火防とて家毎に祀る火防とは覺束なき事なり神代に倉稻荷神五穀の事に與り給ふ事見えたれど火防といふは所見なし狐を使令とすること彌々妄誕なり日本神道に嘗て無き事なりと云へり是れ古事記日本書紀其他の神事に倉稻魂神の火防の説なしとて直に神異を妄誕なりと速断せるは甚だ杜撰なる説なり由來稻荷大神は衣食住の神に御在しますも猶ほ尊敬するものに此他一切の幸福を與へ給ふこと明かなり豈火防一事を云々するの理由あらんや世俗、稻荷大神を火防の神と申せしは天明年中、皇宮炎上の砌、火延焼して花山院内大臣の邸宅に及ばんとせる時一隊の白衣を着せるものあり忽然屋上に上り屋下に集まり防火に力め、さしもの烈火暫時にして鎮火せり内大臣大に喜び之を引見して厚く勞し何れのものなりやを問はれしに一同平伏して肥前國鹿島裕徳神社奉仕のものなり偶々本

邸危難あるを知り微力を致せりと内大臣怪しみ且つ悦はずして曰く本邸は物の數かは何ぞ皇宮の難に赴かざりしと一同恐縮して答へて曰く卑賤の躬、皇宮に上るを得ざりしのみと之より稻荷大神をば火防の神なりと稱せしものにして所謂、裕徳稻荷の神使たる靈狐の以上の火防は皆これ大神の神旨を奉じたるものなりと心得しより出でしものにてかゝる例枚擧に暇あらず、靈狐を直に稻荷と稱し尊びし結果よりかくの如く世に知られたる奇蹟は眞に渴仰すべき事といふべし。

火防の事より延て、反對に靈狐を射て靈狐の爲に己が家を焼かれたるものあり宇治拾遺物語に狐、家に火つくる條に詳にせり靈狐の聖智あるを知らずしてその命を取らんとする報の程、實に恐しきものといふべし併し該物語の狐のつけし火は決して狐火といふものにあらず狐火は陰火にして炎なきものなり故に狐火に手を當つるも熱き事なしと傳ふ夫れ或は然らん狐火の事は其説、頗る夥しく之を物語草紙日記或は神史戲曲等にのせられつゝあるは皆、人の知る處なり本朝食鑑に若し夜行るとき忽ち野火を見るその青く燃ゆるものは狐尾より火を放つなりとされど之を一宵話に稻荷の狐と題して異説をたてたり曰く狐火の事、古より種々ある事なり或人少年の頃、山中にて目の前に見し事あり七月二十五日の曉、隣村へ行かんとする時、途中二三町隔て山の麓に松明の閃めくを見付、扱は狐火ならん、いで試んと稻田の暇道を稻葉かくれに道行くに狐は斯る時、人來るべしとは知らで大小三三寸疋、叢の祠神社の廣前にて逐つ逐はれつ息の限り戯れ居けり遠くより之を見るに火と見るものは彼が息なりヒヨツと飛上る時、口中よりフツト息吹出づその息火の如くヒョウと光る大抵、口より二三尺前にて光る稻光りの如く續て光る事なし勢にのりヒヨツと飛び出す時のみちらつく遠方より見れば明滅斷續するも理なり聽て人聲聞えたれば夫はく

驚き這々の體にて、散り／＼に山の奥に逃げ入りぬ尾を撃て火を出すなど、古書に云ひしは口と尻との違なりと笑ひしも今は昔の茶飲み話になれりと語る面白き事ならずや。

●靈狐の奇行一斑

聖智と神靈を備へたる狐は正念寺狐の謂ひし如く一旦の怨、永久忘れざる事、人よりも甚しと同時に恩義を重する事、人に勝れるもの少からずいま其奇行の一斑を擧ぐれば今昔物語に載せられし越前の國の利仁將軍の若き時、五位の侍を伴ひ歸國の途次、三津ヶ濱にて狐を捕へ我、客人を伴ふて歸れば明日高島まで二匹の馬を引き男共に迎へに出づべきやう汝、使すべき由を命せられしに狐は見返り／＼去りしが翌日巳の刻ばかりに利仁將軍の家來共二匹の馬を引き出迎ひ且つ御前の奥方也に狐託き云々口走り遅く參らば我勘當蒙りなんとて急ぎ出迎はせたる事等最も人口に膾炙し靈狐の奇行を稱へらる此他、東遊記の越後村上の狐が己が子の毒殺せられし鼠を喰ひ死したるを怒みその家の百姓の娘を取殺せし時、百姓夫婦は狐子の貪りし行の爲め死せしにて我等は殺すために鼠を捨てしにあらざると娘を殺せし事の不義なるを述べしに翌日、親狐夫婦百姓の軒の下に死したる類、海西漫録の多摩川狐、秋里隨筆の孝狐孝に死したる等の奇行極めて多しまた今昔物語の狐、女形に變じ播摩安高に値ひし事、女化原の狐が孝子に嫁し恩を報ひ安倍保名が妻は信田の狐なりし事蹟頗る多し此外に松亭反古録に記されし如く人の惡業を懲らさんとて美女に化し精氣を奪ひ或は人に託きて懲らしめし事等みな世の知る處なり併し畏くも後鳥羽天皇を惱まし奉つれる玉藻前(金毛九尾の惡狐)の如きは例外といふべし。

以上、狐は人をして愧死せしむべき奇行ありて且つ吉祥幸福を人に授けよく千里の外を知り變化自在にして神靈極まりなきは靈狐の聖智なり斯に奇行の一として掲ぐべきは今は昔、江戸小石川傳通院の伯藏主と云へる狐はよく禪を談じ上野の茂林寺の伯鶴は佛教の主旨を悟りたる等螢雪の學僧を後に隨着たらしむるものありたり猶ほ芝の増上寺の花崎と云へる狐は洛西の久世に數百歳経たる老狐にして此老狐の書きたりし花崎社の三字は時の能書をして舌を卷き顔色なからしめたりまた三養雜記に記されたる狐狸の書畫の説には老狐幸庵が書きし紀事は藍田文集に見え老狐蛻庵が書きし磐若心經は墨帖につくられ世に傳はりしが元祿の始濃州席田郡春近村の野干坊正元は村長井上與三郎と交はり與三郎に遣はせる一書あり此他靈狐の詩歌俳句をよみ文學の道にいそしみ美談少からずこれ實に奇行中の奇行といふべきなり。

●靈狐舞踊を好む

新猿樂記に野干坂の伊賀專女の男、祭、蛇苦本を叩き舞ふ稻荷山の阿小町の愛法、蛇破前を打せて喜ぶと想に阿小町の愛法たる所以は總て狐の思ふるときは聲兒の啼くが如く喜ぶときは聲壺を打つが如くなる故蛇苦本を叩く聲、狐の喜ぶ時の如くなるを以てかく云ひたるものならん。  
また狐の舞踊を好む一例あり堺、鑑に南莊少林寺の塔頭、永徳年中に耕雲庵といふあり其住僧伯藏主と云へり此僧、鎮守稻荷大神を信仰して毎日法施怠らず或時神威感應ありて森の中に三足の野狐ありたり抱き歸つて養愛す此狐に靈あり仕用を達し賊の難を追ふ事あり其孫々三足にして今に至るまで寺内に住居す稻荷の靈驗新なり世に傳ふ釣狐の狂言(また吼狐とも云へり)此寺より起る之を其時、大藏某狂言に作りな

ほしたるを彼狐感じ老翁に化して狂言を見て猶ほ野狐の骨髄の働を口傳せしといふ誠に狂言倚語とは云ひながら道に達しぬれば如是奇特も有る事にや尤も家の大事とする狂言なりと此他、靈狐を助けて一谷の合戦又は曾我の仇討等を見たる話あり實に面白くもまたありがたき神靈ならずや。

●靈狐の鳴聲に吉凶あり

北條五代記に或夕(氏康)高樓に登り涼み玉ひける時、其近邊へ狐來て鳴つるを御前(氏康の御前)に候する人々、怪みけれ共、兎角いふ人なし梅窓軒と云者申けるは昔頼朝公信州淺間の見はら野の御狩に狐鳴いて北をさして飛さりぬ(中略)誰が歌をよみ候へと仰下されければ(中略)武藏國の住人愛甲三郎季隆居丈高になり浮べる色見へしが聽て

夜ならばこうくとこそ鳴くべきに

あさまに走る晝狐かな

と申しければ君、聞召して神妙に申たり誠に狐におほせて吉凶あるべからずとて上野の國松井田にて三百町を給はるとかや愚老和歌の道を學び候へば及ばぬ迄も案じて見候べきと申す氏康聞召し夏狐鳴こと珍らしき事なり皆々歌を案じ出來次第一首仕るべしとて仰ありければ各々案ずる體見之れども詠人なし聽て氏康公

夏はきつねに鳴く蟬のから衣

をのれくが身の上にきよ

とよみ給ひしに夜明けて見れば其狐の鳴きつる處に死して有りけり皆人、奇妙不思議なりと感じ合へりとされば狐の鳴く聲に凶事あるべきにや歌に感じて自殺せるは靈狐なりといふべし拾芥抄に野干鳴の吉凶と題して曰く

寅日	東に鳴けば人死す、南に鳴けば財備はる	卯日	東に鳴けば事あり、南に鳴けば小吉なり
辰日	東に鳴けば口舌凶し、北に鳴けば客人來る	巳日	西に鳴けば酒食あり、北に鳴けば客來る
午日	東に鳴けば客來る、北に鳴けば愁あり	未日	西に鳴けば人死す、南に鳴けば愁あり
申日	東に鳴けば凶し、南に鳴けば愁あり	酉日	東に鳴けば人死す、南に鳴けば女愁あり
戌日	東に鳴けば金銭を得、北に鳴けば愁あり	戌日	西に鳴けば客來る、北に鳴けば客來る
子日	東に鳴けば酒食あり、南に鳴けば大に凶し	亥日	西に鳴けば客來る、北に鳴けば客來る
またいふ	東に鳴けば客來る、南に鳴けば事あり	子日	東に鳴けば財を得、南に鳴けば事あり
友の口舌あり、三十日中に死す、	丑日	卯日	東に鳴けば北の人死す、大神に五日の忌みあり
子死す	寅日	辰日	馬牛死す
大凶	卯日	巳日	失火あり
酉日	辰日	未日	財物を得
氣病	巳日	申日	
氣病	未日	酉日	
水に流死す	申日	戌日	
亥日	酉日	子日	
同上	戌日	丑日	
同上	子日	寅日	
	丑日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	
	巳日	午日	
	午日	未日	
	未日	申日	
	申日	酉日	
	酉日	戌日	
	戌日	子日	
	子日	丑日	
	丑日	寅日	
	寅日	卯日	
	卯日	辰日	
	辰日	巳日	</

(十二) 神使の雑話

今は昔、靈狐の不思議なる神通が世に多く傳はり人之を信仰する餘、色々の附會の説を爲したため反て世の理窟に走る人々をして信仰することなく往々耳にする處の妄誕なる一端を捉へて靈狐の神聖なる事柄までをもみな不稽の説なりと稱して其自己の偏狹なる見識を顧みず漫に靈狐の尊きを汚さんとするもの少からざるは實に慨歎に堪へざるものなり於、是、著者は以上の如き附會の説を省き、最も神聖なる不思議を本款に臚列して靈狐の業通ある事を明かせり要するに此等は一種の靈狐の靈驗なりと謂ふべきものなれば本靈驗記を繕くものは之を以て神使の靈驗記と爲し狐の獸の身にして神の心なる事の尊きを知り随つて稻荷大神の神使たるべき資格を具備せると俱に世に傳はれる各種の面白談話を知り趣味津津たるうちに世の人々の誤れを處を知る事を得る乘たるを得るや必然なり今奇蹟の事實を擧ぐれば左の如し。

●狐の棲處と魔氣ある由來

狐の棲處は俗にいふ一つの穴の狐云々といふを以て盡せるが如しされど其事由を記せば此穴につき狐の靈の理もまた明白となるものなり加之、支那の小説を見るに狐は我國と同じく必ず不思議の事を爲して人に利益を與えまた禍害を爲すものにて其妖たる物語は雨夜の徒然を慰むるに足るもの夥し而して其棲處は皆、野原の深き穴なり之を本草綱目に日は穴に伏し夜出で、食を窃むと云ひまた鬼の乗する處なりと説きて其妖かた等を記せり又源氏物語に狐のすみかを述べて曰く此すみかと云へるは文集に狐、蘭菊の叢に

隠るとこれには是れ其穴に伏すことを飾れるものなり畢竟するに狐は陰の精の凝つて形を現はしたるものなれば鬼の晝ともいふ可き夜を好むは物類相感する故ならん是以、奥州波奈志に或人、目に見へぬ狐のある處を如何にして知ると問しかば彌左衛門、宮城郡大城の本川内の、答に狐といふ者は目に見えずとも其たり近寄れば必ず身の毛たつものなりされば野を分け廻りて自から身の毛たつことあれば狐をると知るべしと謂へるはまた狐の隠れ居たる穴が分明なるにもせよ人がその氣に驚る、事を云へるものなり俗に狐託の離れたるもの、話に偶然寒氣を覺え身の毛たつと覺えて後、何事も分明なりぬと是れ即ち狐の陰獸にしてまた靈なる證據なりといふべく、かの倭物語に醍醐天皇四歳にならせ給ふとき公卿と遊びを給ふに怪しげなる男一人來り明日雨ふらんといふに御側の人達大に驚きしに天皇白眼つけ給ひ汝狐ならんと宣へばクハイ〜と鳴て去る公卿問ひ奉つりしに天皇宣はく馬は風に嘶き狐は雨を憂ふと聞しと記せるはまた狐の陰獸なることを説けるものなれば其棲處が晝穴に伏す理由まことに自然の道ならん。

●靈狐變化の順序

松亭反古囊に狐の術と題して曰く狐の事は往古より口碑に傳へ物に記したる物語種々あり蓋し人に寇せられて其恨みを報うが如きは獸と雖、其理あり然るに恩も恨もあらぬ人に託て惱ますは悉くみな何の爲なるぞ只々その食を貪る爲かまた彼の洒落なるか更に解すべからざる處なりこれ等の惡事は性質あしき野狐の所爲玄中記に曰く狐五十歳よく變化し百歳にして美しき女となり神巫となり丈夫となりまた男子となりて女子と交接しまた千歳にして千里の外を知る即ち天と通じ天狐となると見え五雜俎に狐、千歳にして始て天と

通じて魅しを爲さず、是れ靈狐にして氣狐、其人を魅すものは多く人の精氣を取り以て内丹と爲す然らば則ち其婦女を魅さざるは何ぞや曰く狐は陰の類なり陽を得てなる故に牡狐と雖、必ず女につきて男子を惑すものなり然れど大害を爲さずと想に謝肇淵の著者、何に因てかくいふにか凡そ狐、美しき女に化て男子を誑かしその精氣をとる取らるゝもの必ず死す夫のみならず狐に魅され久しくして狐の退かざるものは其人死に至る奚ぞ大害をなさずとせんやと云へり要するに以上は狐の變化の古來の來歴を云へるものなるも之を以て全く盡せりと謂ふ能はず和漢三戈圖會に云、狐の將に魅んとするや必ず鬮體を戴き北斗を拜す則ち化けて人となる人を惑はし仇を報ひ或は能く恩を謝し小豆飯、油蒸物を好むとまた安齋夜話に一狐妖或問珍といふ書六册あり寶永七年三州田原の學者兒島不求といふ者の著はす處にて纒の奇怪を問答せる書籍なり其中に狐の妖ける事を怪み問しに其答に狐の妖怪をなす調子は草深き野原にて靈天蓋(鬮體)を拾ひ己が頂に戴きて仰のき小計り星を拜す然れとも仰のかんとすれば、頂の靈天蓋忽ち落つまた拾あげて頂に戴き右の如くすること數年を積れば其後は北斗を拜し跳り廻りても修煉のためか靈天蓋を落さず其時、北斗を百遍禮して始て人の形に變すと云ふ貞丈おもふに右の狐の化け様の傳授は何か唐の書に見し事ありしか用にも立ぬ事なれば其書名も忘れたり右委細の傳授をば狐に聞て書たるか又は靈天蓋を拾ふ時より數年を積て北斗を百遍拜するまで狐につき從ひ見覺にて書たるか不審しき事なり學者と喚るゝ輩は吾國の書に少しにても怪説あるをば獵に信じて眞偽をも考えず鬼にも角にも隣の甚味噲が好物なるぞ可笑しと記されたるは甚だ手厳しき説なり要するに五雜俎及狐妖或問珍の説の附會せる處あるにもせよ全然根據なき説といふこと能はず此點は靈獸雜記の説最も當を得たり曰く酉陽雜俎段成式云、狐の夜、尾をうつて火をいたし將

に怪をなさんとする時、必ず鬮體を戴き北斗を拜す鬮體をちされば化て人となるとこれより物にもこれを書き其鬮を畫師の筆に見すれば女童もをさく之を知れり然れども鬮體のみに限らぬにや亡友某の話に嘗て上毛にありし時、九月の頃ふり續きたる雨晴れにければ端山に茸狩せばやとて友達兩三輩を誘引て田中の捷徑を行く程に野狐の何やらんするを見つ近くなりてよく之を見れば此狐、一條の枯芦をまきぐりて畔に散りたる柿の葉を拾ひつゝ、此芦へ貫きたるなりされば彼、何の爲に斯く爲すや音なせぞと密語て皆諸共に掛稻の蔭に集ひて垣間見たるに狐は夫とも知らざりけん柿の葉を指し通しくして其芦を輪の如く押し弾め頂にかつぐ様になりしが忽ち見失へぬよしなきもの見んとて不意なく日は傾きたり誘ひ給へとて先後になりつゝ、亦二三町行くに向ひなる獨木橋のほとりに甚美なりしたる、靡たる若き女の楓のいろこく染たる一枝を肩にして立てり怪いかな此邊に見も知らぬ美しき女なり彼處のものは怪し疑ふ可くもあらぬ今の野狐なり驚かして魅の程を現さばやとて手にくゞに石礫、塊を取り美くも化けぬるよ如何で汝は我々を魅し得んと罵り續けバラ／＼と打かくれば美しき女は甚く驚きて田の中を五反ばかりも飛たりけん聽て右手なる小松山へ走り登り見る時に元の狐になり後方を見返りくゞの中に入りぬ昔より狐の魅る時は鬮體を戴き藻を被くとか謂へどそれには限らず別に、其術あるならんと云へり之に由て考ふれば靈獸雜記の此説は是れ狐の化け始にして一度其術を得るときは何時にても容易く化け得るものならん斯くて年と共に種々の智加はりそれだけの機根あるものは靈狐に其法を聞き或は自然に悟る處ありて神變不思議の事を爲すに至るものならん一説に狐は自然に聖智を備へたるものにて大概、數百年を経ぬれば必ず變化の術を悟るものなりと傳ふそれ必ず然らんか。

●靈狐と茶吉尼の差別

嬉遊笑覽に狐つかひ狐の怪を爲すこと文徳實錄に席田郡に狐巫あり其狐の靈、轉行して人の心を噉ふ此一種の淫孽として民の毒害を蒙むる者少からず心を噉ふ茶吉尼に二種あり實類茶吉尼は人の心を噉中茶吉尼は如來の應迹にして人の垢を噉ひ盡すもの故に大涅槃に住す谷響集に見ゆされば茶吉尼は噉食の義なるか想に所謂乗如と名く天龍八部等は皆この義なり故に茶吉尼に正邪ありと云

是れ茶吉尼天の邪法なるべしと之に由て靈狐を考ふれば稻荷大神の神使たる靈狐は茶吉尼と異なるものなり因に茶吉尼修法の事を記せば古今著聞集に知足院殿何事にてか、さしたる御望深かりける事の侍けむ御勤のあまり大權坊といふ効驗ある僧に茶吉尼の法修行せられけり日限をさしてしるしある事なりけり、せめての懇切のあまりに件の僧を召して仰せ合せられけるに僧の申しけるは此法未だ疵つかず二七日が中にしるしあるべきか夫にかなはずは速に流罪に行はれかしと煙やかに申してけり仍の供物以下のこと注進に任せて給へてけり扱、始て行ふに七日に驗なし其時、七日に驗なし如何にと仰せられければ道場を見給ひしにや頼母しき驗ぞあらんと申しければ則ち人を遣して見せられけるに狐一疋來て供物等を喰ひ居れり更に人を恐るゝ事なしさて其後七日延べ行はせらるゝに満する日知足院殿御晝寢ありけるに容顏美麗なる女房御枕を通りける其髪、重ねの衣の帯より三尺許あまりたりけるを見、美しく覺召けるまゝに其髪に取つかせ給ひぬ女房見返りて「さまあしういかにかくは」と申しける聲と氣勢かほの様すべて此世の類にあらず天人の天くだりたらんも斯やと覺えさせ給ひ彌々、忍びあへさせ給はで強く取留めさせ給ひけるを女房あしく引放ちて通りぬと覺し召しける程に其髪切れにけり片腹痛く淺猿しく覺す程に御夢さめぬ、

幻に御手に物を握あるを御覽じければ狐の尾なりける也本朝怪談故事に知足院殿は後に其尾を首に納れて妙法院禪去後と號す不思議に覺し召して大權坊を召して其やうす仰られければ去ばこそ申しつれ如何に空しかる間敷けむ年頃、嚴重の驗、多くありつれ共、是程にあらたなる事は未だあらず御望のこと明日午の刻にかならず叶ひ申すべし此上は流罪の事はあり間敷きやと枉て申し出にけり、かつくとて女房の装束一襲かつ給へけり申すが如く次の日の午の刻に御歡のこと公家より申されたりけりと併しながら此茶吉尼の法は一種の靈狐を使ふ法にして稻荷神社考に云へる如く藤原高房朝臣の酷しく刑せし美濃國の狐巫等は賊き心ある故に使ふ茶吉尼も邪かりけむ東寺に住る茶吉尼は使ふ人の志と氣正しき故、人を害ふやうの事なかりしなるべけれど彼も是も東寺に茶吉尼を祭る之夜叉神摩多羅神と名く茶吉尼は同じきものなるをやされば往古、茶吉尼を祭りて其法を修するものは甚だ秘密にして顯露に其名を稱るを忌み憚りて別に稻荷の神使の名を假たるなりけり、されば茶吉尼は印度の靈狐なること明白にして此を使ふ法は其使ふ人の心の善惡により法に正邪を分てるものなること明かなり。

●靈狐と飯綱の奇蹟

靈獸雜記に飯綱法苦陀持大前使近世飯綱の法と謂ひて狐を仕ものあり傳へ聞に至て小なる狐なりと謂へり苦陀持、大前使のたぐひなるか松屋外集に鞍馬天狗の謠を引いて飯綱の法は狐を祭るにあらず天狗を祭るなりとあれど鞍馬天狗の謠を憶なる證とも定めがたし又諸國の飯綱の社も祭神は天狗なりといへるは明かなる徴ありや這は世の人の謂へる如く茶吉尼天の法を祭りて狐をつかふものなり斯く邪法を行ふ處ゆ



へ其邪法を歡びて交はれるなれば飯綱に住めば飯綱三郎と謂ふならむ前に謂へる苦陀持、大前使などいふ  
狐は古き史には未だ見當らねど、ありやなしやは定かならず、されど強ていは扶桑略記に載する相應和  
尙の皇后につけ奉つりし狐、康富記に見ゆる高天師の使へし狐などにもありんか又稻荷神社考に今の  
世の中にも上野信濃出羽等の國々に妖狐を役ふものありて民を病し狂はしめて人を害ふ事あり或は苦陀持  
或は大前使など呼で國民みな忌み恐る其國にても大に禁めらるれど猶ほ其類絶すと謂ひ且つ飯綱より眼の  
あたり狐を受け來れりといふ人あるを以て考れば飯綱は正しく一種の狐なること明かなり、夫れかくの  
如く靈なるものなるも其行ふこと、使ふものが邪なるときは飯綱は悪狐となりて靈狐と謂ふこと能はざ  
るに至る因に飯綱は一に伊弉と書けり信州戸隠山の近邊の山なり此飯綱山に本宮、里の宮あり二處其間  
一里ばかり隔たる御手洗を一の倉池といふ縦五丁、横三町ばかりにて中に島あり此池の沙を飯沙と呼び飯  
の如くにして白粒なり其味が飯に降くして食ひ得るものなりと傳ふれど著者は未だ其眞偽を知らず要する  
に此等の事よりしてこの地名起れるものならん或はイズナを通はしイズナといふは杯をツキともスキとも  
いふの類なりといふものなり猶此他、飯綱を使ふ法は本朝食鑑中に詳しく記しあれど今は故さら略しての  
せず。

●野狐元正神道を聞ける話

閑散餘録に淺見重次郎が門人に若林新七なるものあり能く淺見の道統を繼で旗を一方に建つ或時、濃州北  
縣によりて書を講せり北縣に野狐あり元正といふ數百年を歴てよく幻術をなした頗る醫方を知る草野

の民疾あれば必ず狐に啓す、やがて主方(處方)を書いて與ふ若し治せざる症なれば固く請ども主方を與ふる  
事なしかの野狐常に老翁に變じ來て日々、講筵に侍りぬその面部に黒子多し人の吾が顔色を見ることを欲  
せざる様子なり新七請じ終れる後、之に席を與へて一度山度物語し或は鼠の油煎を食せたりとなり守鶴と  
云へる理のこと人口に膾炙し寫字も今に傳はれり元正も其類なりと按するに若林新七の講せる神道は其如  
何なる派なるやといふ事は同書に記さるも此元正の講を聞ける事の次の項に若林新七或時、祇園の祠  
に詣で、和歌を詠めりその歌に「千早振神性たけき荒かねのつゝしみ深くすめる瑞籠」是れ彼れが家の土  
金の傳の意を以て讀めるなりと記せるを見るに、明に山崎嘉右衛門の垂加流の神道なり要するに此土金の  
傳に就ては(一)祭神(二)中社佐田彦神の中に記せる如く是れまことに神道の極秘にして玉籤集に土金の傳  
土の訓は「つやく」「つやまる」「いつゝ」なり金の訓は「かねる」「ねる」なり、是れ古來よりの訓の傳  
なり土あれば必ず金あり金は土に兼てあるものなり土と金とは相離れぬものなり土しまれば金生ず金にあ  
らざれば土しまらず土しまりたる之を「つゝしみ」といふ人體は土なり人體をつゝしめば金生ず土と金と  
にあらざれば人は全からずと説けり而して此土と金の事は(一)本書の祭神のうち米穀化現の神祕説に説け  
る如く米穀は春夏に發して秋冬に至りて收む所謂、一弛一張の義あるを以て畢竟、土と金は確に稻荷大神  
の御靈を寄せ給ふ唯一無二の神の本體と作用なるものなり元正の此傳を聽聞せること實に後日正しく神使  
となるべき地質なりといふべく殊に心を本とし正しきに基く垂加流の神道に歸依せるその心はこれ獸類の  
境域を脱たるものなりと謂べし猶ほ此他の野狐が、神道の問答を爲したること等の奇蹟の世に傳はれるも  
の多くあるは此元正と同じき神心あるものにて神使たるを得べきものなり。

●靈狐の風流と和歌の徳

靈狐は實に風流なるものなり三養雜記に狐狸の書畫は予嘗て之を見たりしに大かた狐は書、狸は畫なり、(中略)下野國宇都宮なる東靈山成高寺といふに狐のあやまり證文ありいつの頃にかあらん此寺の覺道といふ僧に狐のとりつきしかば其寺の住持ことに丹誠を凝らして祈禱しけるに彼の狐一通の證文をかきて罪を謝し退きたり其あやまり證文いま猶ほ寺に傳へありといふされば他日、靈狐となるべき野狐は過を改むるに憚る事なきを以て獸類ながらも人の如く其非を佗ふるに證文を出せること彼が聖智の然らしむる處なるべく此等は稻荷の神使たる事を得べきものなりまた百人一首に恐れ野狐のつきたるが去れる話あり老の長話に昔、濱町大橋のあたりなる屋敷に勤めをる至て輕き奉公人が不斗、狐に取つかれてけしからざる故、傍輩ども晝夜つき添ひ居りしが子供を持ちし百人一首の古き龜本のありしを狐つき見てあら恐れあり其本とのけよといふに何をいふ事を此本なるかと見すれば頭を下げて是は汝等が手にとるべきものにあらずと謂ふて身を縮めてぞ恐る之を見て能く讀む人をして其本を高々とよみ聞せければ立されくと謂ふて遂に狐は退さりけり實にや目に見へぬ鬼神も和くとは和歌の徳にして、ありがたき道なり何をも知らず年月をおくる我人は彼の狐に劣りしよと悔みけり其後、年經て京橋邊に狐つきありしを計らずもこの嘯して能く百人一首を讀み聞かすに此狐は何とも思はず只々、徒言のみを謂へり我ながら手持あしくながめ居たるに其長屋の職人ども石尊の木太刀を持ち來りて南無石尊くと高らかに唱へて打ければ大に苦しみ、ゆるせくと立退くと謂ひて其儘狐は退き去りけり、さすれば狐も人間の如く高下のあるものなり我、以

前人は人ならずと思ひしを今また思ひかへせりと記せり因て想に百人一首に苦しみたる狐は後年靈狐となり得るものにて大山石尊の木太刀に苦しみたるは所謂、生涯野狐にて終るものと知るべし其故は奥州波奈志の宮城野に棲みたりし牝狐の事にも明かなり此牝狐は江戸の眞岐のおいで狐にして其雄が日本堤にて殺されし後、もとの棲處にかへるとて常におのれを慈しみ畜くれたる姫につきてもの知らぬ姫が一首の歌をよみてしるせり其歌に

草はつゆ露はくさ葉にやとかりて

それからそれへ宮城野の原

實に不思議の事ならずや誰か靈狐の風流に感じ花に鳴く鶯、水にすむ蛙の古事を思ひ出さるる人やあらむ是れ靈狐の聖智の優たる故なるべし。

●王子の靈狐と装束榎

東京府下に鎮坐し給ふ王子の稻荷大神はその靈驗あらたかに御坐ませる結果よりして今は昔、江戸時代にては將軍家の信仰深く隨て士農工商の信仰もまた厚かりしなり相傳ふ昔日以來此稻荷山に靈狐棲めるも其形を顯はすこと稀なり而して此靈狐は信仰いぢるしき人に其尾の寶珠を與て福徳を授け壽命を守りて子孫繁昌の基を開かしめたる神話多し蓋し此靈狐は所謂、伏見の稻荷山の三靈狐と同じく氣狐にして已に神化せるものならんかそれかくの如く此靈狐が稻荷大神に奉仕せるを以て關入州の靈狐は必ず年々十二月晦日に此王子の稻荷大神に參詣するを例とせり是以、王子の狐火、装束榎等は當時の草雙紙又は小説の材

料となり其靈驗と神徳ともに世に傳はれるは皆人の知る處なり今、此裝束板と狐火とを述べんに江戸志に云、王子稻荷社、金輪當社は關八州の稻荷の統領なり毎年十二月晦日の夜、狐火ありて集る之にて其年の田畑の吉凶を占へり此説、江戸砂子にも見へたりまた同書に裝束板の稲荷の前の田土俗の人の説に此邊に十二月晦に狐火夥しく集る是れ此處にて狐が衣裳を改むるが故なりと謂へるものなり又三十六番の連歌に左「和布刈とはし王子の狐見によかん」判詞、めかりの神事は大晦日の夜半ばかりの由、かのまた一説に此日此板の木の下に集らざる狐はたとへ如何なる靈の力あるにもせよ其狐は野狐と見做され卑下され狐同志の交際せられざる由なり然るに人は狐にさる靈の智なしと難するものありこれ甚だ愚かなる事なりかの閑田耕筆に載せられし増上寺の花咲と云へる狐は京都の西の久世にて數百歳經しものにて同寺の學寮をたつるとて小さき稻荷の祠あるをこぼちしを若き僧に託きて更に再建を頼み花咲社の額を書し且つ月の朔と十五日に一飯づゝを施されん事を乞ふて曰く吾は喰ふに及ばざるも眷屬共に施さざる可らずと云へり之を怪しとて詰問せし時、語て曰く我等は人間と異なれりとのみ答て其他の事をいはざりしと傳へり之を同書は評して凡そ書物を読み理窟などいふ人は狐の托きたりまた狐の靈の智ある事などを笑ふもの多きは吾が智の限りあるを顧みず物の理を究めたると思ふ者にて此等反て笑ふに堪たるものなり夫れ人、良智あれば物にも業通あり凡そ數百年の靈狐は氣ばかりありて形なきものなりと云へり之に由て考ふるに王子の靈狐は全く氣狐の類にしてまた狐火は彼の眷屬ともの特有ならん而してこの狐火の事は已に説ける如く狐の口中より出づる息にして之を諸國人談、光火部の辨に説て曰く陽火は金をうつ火、石をうつ火、木をうつ火ともに是れ地の陽火なり太陽の心火、生精の飛火は天の陽火なり君火は人の陽火なり水中火、石油火は地の陰火

火雷火及び雷火は天の陰火にして相火及び下火は人の陰火なり陰火六つ陽火六つ天地人の火十二なりまた狐、鼯、五位、蠶、蜘蛛等の火は火に似て火にあらず皆、色青く燐なし寒火、陽炎、鬼燐、金銀の精氣の火は陰火にて物を焚かず又石灰、桐油、麥糠、馬糞、鳥糞より出づる火は陽火にてものをやくなりと記せるを見るに世に所謂怪し火と稱せらるるものこれにて明瞭せりされば狐火のいよく彼が口中の氣なることを知るを得べく王子の裝束板の下に集まる狐火も彼等が口氣なること明かなり實に世の不思議なるものは此等靈狐の所爲を稱せるならん。

●靈狐の火の玉の由來

是はこれ狐火に似て非なるものなり諸國人談に狐火の玉元祿のはしめの頃、上京の人、東川へ夜川に出で網を打けるが加茂のあたりにて狐火手もとへ來りしかばとりあへず網を打かけければ一聲鳴て去りぬ網の中に光るものとどまる玉の如に其光り赫々たり家に持ち歸り翌日之を見れば其色薄白く鵝の卵の如く晝は光なし夜に入れば輝けり夜行の折から提灯に之を移せば蠟燭より明かなり我重寶とよろこび秘藏してけり或時、また夜川に出けるが彼の玉を紗の袋に入れ肘にかけて網を打しが大さ一間ばかりと覺しきもの川へサンブと落ちて川水十方にはねたり之れは如何にと驚く處に玉の光消へぬ袋をさぐれば袋やぶれて玉なし然るに二三間、向ふに光るものあり扱ては取かへされしか口惜しや残念やと網をすて、追ひ行しも終にとり返し得ずして空しく歸れりと記せり是は正しく陰火の部類なるも靈狐の寶なること明なり是れまた已に記せし今昔物語、狐人につき取られし玉を乞ひ返し恩を報ずる話第四十に載せられし玉に同じきもの

なり。  
 今昔物語に云、今は昔、物の氣病るものありけり物託の女云く己は狐なり崇を爲しに来れるに非ず只此の處には自ら食物散ばふ物ぞかしと思て指臨き侍るを此く召捕られて侍るなりと云て懷より白き玉の小相子などの程なるを取り出して打ち上て玉に取るを見る人、可咲氣なる玉かな此の物託の女の本より懷に持て人を謀らむと爲るなめりと疑ひ思ひける程に傍に若き侍の男の勇たるが居て物託の女の其玉を打ち上たるを俄に手に受け取りて懷に引き入れてけり然れば此女に託たる狐の云く悪き態かな其玉返し得させよと切に乞けれとも男聞きも入れずして居たりしを狐泣くく男に向て云く其玉とりたりと云ふとも持つ可き様を知らざれば和主の爲には益あるまじ我はその玉取れば極き損にてなむあるべき然れば其玉返し得せしめずんば我れ和主の爲に永く離となりなむ若し返し得せしむれば我は神の如くに和主に副て守らむといふ時に此男、由しなしと思ひ心付て然らば必ず我が守りと成り給はんやと云へば狐然らばなり必ず守りと成らむ此る者は努々、虚言なすすまた物の恩は思知らずといふ事なしと云へば此男この擗させ給へる護法證させ給ふやと云へば狐實に護法も聞し食せ玉を返し得させたらば遂に守と成らむと云へば男懷より玉を取り出して女に與へつ狐返々喜で受取つ其後、驗者に追はれて狐去りぬ而る間人々ありて其物託の女をやがて引へて立たしめずして懷を捜しけるに敢て其玉なかりけり然れば實に託たりける物の持なりけるなりと皆、人知にけり其後、此玉取の男が太秦に参りて返りけるに暗く成ける程に御堂を出て歸りけるに夜に入てぞ内野を通るに應天門の程を過むと爲るに極く物怖しく思ひければ何なるかと恠く思ふ程に實や我を守らむと云て去りし狐有きと思出で暗きに只獨り立て狐々と呼ければコウコ

ウと鳴て出で來れり見れば現にあり然ればこそと思て男、狐に向て和狐實に虚言せざりけりいと哀れなり此を通らむと思ふに極て物怖しきを我を送れと云ければ狐聞き知り顔にて見返りけり行ければ男、其後に立て行くに例の道にあらず異道を經て行々狐立留まりて背を曲げ拔足に歩んで見返る處あり其儘に男も拔足に歩いて行けば人の氣色あり側を見れば弓箭兵仗を帶したる者ども數立て事の定めをするを垣越しに聞けば早う盗人の入らむする處の事を定むるなりけり此盗人共は道理、道に立てるなりけり然れば其道をば經て追より將に通るなりけり狐其を知て其盗人の立てる道をば經たると知りぬ其道出で昇りにければ狐失にけり男は平かに家に返りけり狐此れのみにあらず此様にしつゝ常に此男に副て多く助くること共ぞ有ける實に守らむと云けるに違ふ事なければ男返すく哀れになむ思ける彼の玉を惜で與へざりせば男、吉きこと無からまじ然れば賢く渡りけるとぞ思ける此れを思ふに此様の者は此く物の恩を知り虚言させぬものなりけりと要するに此玉を持つ狐は、一種の靈狐なること明かなり。

●靈狐の嫁入の俗談

靈狐は仲間同志の關係或は交際など恰も人間社會の如く一定の法則ありて正義に基き道徳に遵ひ萬事を處するもの、如し而して人間に謂はゞ生涯の三大事たる出産、婚嫁、死去あるにあたり相當の禮を備へて道を行ふに似たる者あり故に俗に狐の子の出産に産婆を頼みて其恩を報せる奇談傳はれるもの少からず而して以上の三大事中に最も著者の見聞せるものは所謂、嫁入にして婚嫁これなり新燕石十種中の怪談老の杖に狐の嫁入日上州の煙草商人に高田彦右衛門といふものあり神田村といふ處に住みにけり或時、同村の商

人仲間を連れ立て或る村へ行きしに日暮れて歸る途中、向ふより三百張ばかりの提灯の來る體なり三人ながら怪しき事かな海道にてもなければ大名衆の通り給ふべき様もなし何かな事あるならんと思ひて高き處へ上り見をりしに通りより少し下に田ありける中をか提灯とほりけるが徒士のもの、駕脇、中間、おさへ六尺何ひとつ缺けたる事なし然るに此提灯には紋所なく明りも常の提灯と變りてたいあをき光りのみにて耀くことなく田の中を真一文字に通り向ふの林の中へ入りぬ扱てこそ彼れは狐の嫁入といふものなるべしと謂ひ合へしが此林の邊にて狐の嫁入を見ること多く此時は空ドンヨリと曇れる夜なりと想に神使となるべき靈狐は其所爲、人間と略々相似たるを以て萬物の靈長たる人の尊敬を受くるものなり隨て此等の靈獸はみな禮を重んじ荷もせざるは神ながらの道に従へるものならん嗚呼之を以て考ふるにかの漫に野台を喜ぶものは實に此等靈狐に及ざるものなりと謂ふべし。

●南部狐隊の奇説

海中に蜃氣樓ありて能く龍宮城を現はし古來、人をして其不思議に驚かしめつゝあり理もまた年功を經れば能く妖るものなり佐渡にて狸閣として山中に輪奐美を極めたる大夏高樓又は巍々たる堅城を山間に現はすこと多し狐の靈は海中の大蛤又は老理に優ること霄壤の差あるが故其神妙なること所謂、神明の域に入し聖智よく神變を現するを以て其不思議、實に言語を以て盡しがたきものあり閑田耕筆に云、南部の狐隊は南部七ノ戸に六里四方ばかりの野あり、それに年々の二月の末に狐隊と謂ふことあり其邊の人はさゝえなど揃へて見に行く、其時は空薄曇たる日なり豫め窺ふに狐ども出で飛びあるく態あれば必ず其日にて

初に二三十の狐いづるを人々高聲に褒れば頼て城廓の形あらはる是は二丁許の彼方に見ゆ、さて甲冑を帯び馬に跨がり陣立を爲す事あり凡そ二百許に見ゆまたこなたより頻に聲をかくる程に聽て諸侯の行列をなすと再び、一度は松前侯の行粧、一度は津輕侯のさまをまねぶものなり彼の城廓陣立などは厨屋川王朝時年の役の戦の昔をまねぶか此野の狐はわれらの事より外に見しることなければならんまた只こなたの見る人多くして聲をかくる者繁ければ彼處の人数も多く花々しく見え人も聲も少ければ寂しとなん重厚著者の友人まさしく見しよし語られぬとあるは實に面白きことなり因に古來、狐のかゝる業を爲せるときに神號などを唱ふれば忽ち其態うせ消ゆることを記せる類おほし蓋し狐は多壽なるものなれば今は昔の戦争のありさまなどを見覺て以上の如き不思議を爲せるならん。

●靈狐飛脚の奇話

已に述べたりし如く今昔物語二十六に利仁將軍の若き時、京より敦賀へ將に五位の人をつれ行かんとする語第十七の事をしるして未來の靈狐となるべきもの、信を守るを記せしがいま更に靈狐の飛脚と題し此一説を記さんに諸國人談に云、延寶の頃、大和國宇多郡に源五郎狐といふあり常に百姓の家に雇はれて農業を爲すに二人三人の業を勤むるによつて民屋之を慕ひて招きける常に何方より來り何れへ歸ると謂ふことを知らず或時、農家の飛脚に頼まれ片道十餘日を往來七日に歸るにより其後、度々往來しけるが小夜の中山にて犬の爲に死せり首にかけたる文箱を其處より大和へ届けるによりてこの事を知れり又同じ頃伊賀國上野の廣禪寺といふ曹洞宗の寺に小女郎狐といふあり源五郎狐が妻なるよし誰いふとなく謂ひ合へ

り常に十二三歳ばかりの小女の形して庫裡にありて世事を手傳ひ或時は野菜を求めに来るに町の者共この小女の狐なる事を知り白晝、豆腐など調へ歸るに小童等が集りて小女郎くとはやしけるにふり向て莞爾て敢てとりあげず斯くすること四五五年を経て後に行方しれずとされば數百年を経たる靈狐は白晝人の形に變化して人の用度を辨じ猶はよく化けを現はさるは神變不思議の術なりと謂ふべく其聖智感すべきなり。

●靈狐書を著はせる事蹟

靈狐は歌をよみ書をしるし或は源五郎狐小女郎狐の如きものもありて其逸話を世に傳へ人をして慚死せしむるものあり 堺鑑、釣狐寺のうちに記されし南莊少林寺の塔頭に（永佐年中）耕雲庵の住僧伯藏主あり 彼は鎮守稻荷大神を信仰し法施怠らず大神の感應を得て、三足の狐を獲て色々の利益を世に施せり是は今は昔、江戸小石川傳通院の伯藏主と云へる靈狐にして此靈狐は稻荷大神を信仰し奉り位を授かれる結果 智識拔群、夥多の學匠を凌ぎまた幾多の書を著はせる美談ありこゝにその仔細を述べ諸國里人談に江戸小石川傳通院正覺山上人、京都より下向の節、道づれの僧あり名を伯藏主と云へり則ち傳通院の會下に屬して學問せしが毎度の法問、前日よりその語を知りて一度も後れを取らすいかさま凡夫にあらずと衆僧希有の思を爲しけるに一日、伯藏主熟睡しけるが狐の本體をあらはしたり伯藏主これ恥とや思けんそれより逐天しけるも猶は當山に在りて夜毎に所化寮に徘徊し外面より法を論じけるといふ而して伯藏主の著述書物一櫃ばかり今に残れり其項は人にも貸し寫させなどしけるに今見れば誠の文字ならず伯藏主、寶永の

束手之元正坊千野狐白

Handwritten text in a rectangular frame, likely a transcription of the adjacent page's content. The text is written in cursive and includes a circled number '38' at the top left.

り常に十二三歳ばかりの小女の形して庫裡にありて世事を手傳ひ或時は野菜を求めに來るに町の者共この小女の狐なる事を知り白晝、豆腐など調へ歸るに小童等が集りて小女郎くとはやしけるにふり向て莞爾て敢てとりあげず斯くすること四五五年を経て後に行方しれずとされば數十年を経たる靈狐は白晝人の形に變化して人の用度を辨じ猶ほよく化けを現はさるは神變不思議の術なりと謂ふべく其聖智感すべきなり。

●靈狐書を著はせる事蹟

靈狐は歌をよみ書をしるし或は源五郎狐小女郎狐の如きものもありて其逸話を世に傳へ人をして慚死せしむるものあり 堺鑑、釣狐寺のうちに記されし南莊少林寺の塔頭に(永佐年中)耕雲庵の住僧伯藏主あり彼は鎮守稻荷大神を信仰し法施怠らず大神の感應を得て、三足の狐を獲て色々の利益を世に施せり是は今は昔、江戸小石川傳通院の伯藏主と云へる靈狐にして此靈狐は稻荷大神を信仰し奉り位を授かれる結果智識拔群、夥多の學匠を凌ぎまた幾多の書を著はせる美談ありこゝにその仔細を述べ諸國里人談に江戸小石川傳通院正譽覺山上人、京都より下向の節、道づれの僧あり名を伯藏主と云へり則ち傳通院の會下に屬して學問せしが毎度の法問、前日よりその語を知りて一度も後れを取らずいかさま凡夫にあらずと衆僧希有の思を爲しけるに一日、伯藏主熟睡しけるが狐の本體をあらはしたり伯藏主これ恥とや思けんそれより逐天しけるも猶ほ當山に在りて夜毎に所化寮に徘徊し外面より法を論じけるといふ而して伯藏主の著述書物一櫃ばかり今に残れり其項は人にも貸し寫させなどしけるに今見れば誠の文字ならず伯藏主、寶永の

束手之元正坊千野狐白

Handwritten text in a rectangular frame, likely a transcription of the story or a related document. The text is written in cursive and includes a circular seal at the top left.

頃まで生命りしとぞ現に今、伯藏主稻荷と稱し寺の鎮守とす元來、此の狐は下總國飯沼にありし靈狐にして弘教寺にも之に同じき事ありたり由來佛家によく靈狐の歸依せる物語あり所謂、彼の百丈野狐談に載られたる事一個の眞理あるなり同談に云、師曰く面に立つ者は誰ぞ老人曰く某は人にあらず狐なり過去毘婆尸佛より第六佛まで生きて迦葉佛の時、此山に住めり、學人問ふ大修行底の人また因果に落つるや無や某答て曰く因果に落ちず是によつて五百生野狐身に墜ちたり今、和尚が一轉語を下せるにより野狐身を脱したり敢て問ふ大修行底の人も還、因果に落つるや無や師曰く因果くらまざるなり老人、言下に大に悟り某、已に野狐身を脱せりと是れ即ち野狐禪問答の一節にして其是非はいまこゝにはざるも世間此類の事多く隨て寺内に稻荷大神を祭れる縁記にかくの如き因縁少からず要するに假令、諸國里人談の如く伯藏主の文字が誠の文字にあらず一種異體なりとするも亦よく之により彼が佛に歸依し道を得たる跡を知ればまことに事足れり嗚呼、是れ、彼の眼ありて無きが如きものに比せば獸類たる彼伯藏主の靈智や實に偉大なるものと謂ふべきなり。

●靈狐と稻の奇蹟

人口に膾炙せる信田森の葛の葉狐は安倍保名に馴れ染め童子を設け眞の葛の葉の歸り來るを見て愛しき我子を捨て其棲處に歸りける嘶は淨瑠璃または小説等に脚色るされば是より世の人、狐は必らず女に化けるものと心得ふことゝなりぬまた女化稻荷の談に孝子忠七に馴れ合ひたる狐もまた美しき女に化けたりしなり今斯にしるす信濃奇談は信田の葛の葉狐とゝもに美しき女に化け米穀を植たりし事跡あるものなり由來



狐と稻は是れ彼が稻荷大神の神使たる故にてもあらんか同書に昔、いつの頃にや坂井の里に浦野氏なる男ありて妻を迎へ子一人もてり母添乳して晝寝しけるに此子おき出で母様こそ尻尾はえたり〜と高聲していひければこの母おどろき人に知られつる事の耻かしと思ひけん何地へか走り行て再かへり來らず其の夜のうちに己が田地悉く稻生たり這は此母の植たるにやあらん殊に其としは實のりて獲もの多くして家さかえ今この子孫多くなりしに皆、乳の下にまた乳の形あり幾人となき必ず其しるしありけり小笠原歴代記に長時の妻は浦野彈正正忠が娘なり狐の人に化けて産める處なりと去ば彼の浦野氏はかの正忠が子孫なるをかく傳へけるにやあらん。

●靈狐人の子を生める奇蹟の一

燕石雜誌 曲亭馬琴 物に妖なるもの狐にますものなし然れども物は異類を歡ばず老狐の美しき女となる事はあるも人の妻となりて子を生むことなし狐狸とも同種類なれども狐と狸と交はりて子を生める事を聞ず(中略)人は裸蟲の長、萬物の靈なるものなれど慾多くして善惡相半す狂夫が慾火の禁じがたき事ありとも歡びて狐狸に淫するものあらんや人は狐狸を喜ばず狐狸また人を歡ぶ可らずとて同書は白氏文集の古塚の狐の妖けて美しき人となりて人を誰かす事を證に引き世の童子等まづよく此詩 白氏文集を誦し得ば狐が化けて美しき女となれども人に淫するものにあらざるよしを知る事を得べし而して妖けたる狐は眞の女にあらねば一朝一夕ひとの眼を迷するのみ其害淺し眞の女が狐媚を爲す時は其害深し日長く月長く人の心を迷はすものなれば人の家を喪ひ人の國を覆すに至る豈に假の色を以て眞の色と同一考えんやと記せりさ

れど馬琴翁は理窟と支那文學とにより一己の獨斷を爲せるものにして靈狐の神變不思議を知らずたゞ狐とし云へば野狐の類の如く思ひる僻見あること畢竟、以上の如く考慮狹く小さきためならん。

抑々、狐を和訓にキツネと訓むは本朝靈異記及本朝相撲鑑に此名義の由来を載せられぬ此説を讀るものは狐よく人に交はりて人の子を生めることからの虚言ならざるを知るを得べし同書に曰く欽明天皇の御世に三野國 昔は三野前國三野後國とて兩國なる大野郡の人、よき女を求めて妻にせんと思へども心に協ものなし或時、野中を行く一人の美女に行き遇ひたり男、近付きて何處へ行くぞと問へばよき縁を求めん爲に行くと答ふ男、さあらば我が妻とせんといふに女も同心せしかば伴つれ家に歸へり夫婦となる程なく女、懐妊して男子を生む折しも其家の犬も子を生めり此犬の子かの妻女を見る毎に吠へしかば妻恐れて夫に此犬を打殺してたべと再々云へしかども聞き入れずして打ち過せり三三月の頃、下女ども米を搗くに妻、飯を炊きて彼等に食はせんとて竈の前に居ける時、犬の子急に來りて喰付かんとす妻驚き恐れ忽ち野干と成て籬の上に昇り居れり夫之を見て驚きながら我と汝が中に已に子あり我、汝を忘れず常に來りて寝よと謂ひしに夫が言葉に任せ來りて寝るが故に之より野干を岐都稱といへり夫が讀める歌に。

戀しやな我が戸に落ぬ玉籬の

ひそかに見えていにしこゆへに  
その生みたる子を名けて狐の直といふ強力にして早く走ること鳥の飛ぶが如し此四代の孫に三野狐といへる女あり 聖武天皇の御宇の人なり百人力の女と稱せられたり倭訓栞に狐の訓キは黄なりツは助辭ネは猫の略なり東雅の細註にキツネのキは臭なり五辛菜をすべてキといふツは助辭ネは寝なりと云へど皆誤れり

●靈狐人の子を生める奇蹟の二

狐の人の子を生める談にして最も人口に膾炙せるものは前述せる信田の森の葛の葉狐なり是は我が陰陽道の聖、安倍晴明の母なりしなり而して此狐は白狐傳に狐語て曰く我はもと般の太康の代、眞の槐山と謂へる處に生れたる雌狐なるが周の桓王の御時、齊に鍊氣の道人あり深山に入りて仙術を學ぶ我と遊で不死長生の道を鍊るに常に葛の根をとりて互に食ふ我は道人を稱へて葛公と云へば道人また我を葛葉と呼ばれぬ此葛公金烏玉兔集の別稱也 蓋内傳を撰み齊襄侯に奉つる時に我に告て曰く此書廣く世に傳へて以て幽冥の鬼の人に祟を爲すを知らせんとす汝、永く此書の護となりて煙滅せしむること勿れと而してより已來、常に金烏玉兔集の側にありて時の間も離るゝことなし代改り時移り唐玄宗の開元の間、吉備大臣入唐して此書を得て日本に歸れり我も隨て此國に渡り舊の如く護り居らんとすれど此書、禁中に入られ、いと畏し三種の神寶の鎮めまします御牆の中へ狐の身のかなしさ入るべき事もならず時の大臣、橘諸兄が夢に告て金烏玉兔集を武臣清原春連に渡して守らしめたり爰に於て我再び此書の側近く護ることを得たりしが春連が胤に春雄なる人あり偶然亂れ初にし白菊の叢に栖む我、畜生の身をも忘れ春雄が艶しき身さまに執着して此信田の社詣の時、美しき乙女に化け箒ひき歌よみ今様うたひ其折柄にかなでたりし唱歌に

ついにさへ雲にはへなんけだものゝ、  
露ほどだにもかけぬ君かな

夫より春雄いと愛させ給ひ御館に具して添臥の夜の御伽に召されしぞ是れ千百歳を經りし世に人間に交り

し始なりき何日しか此身に人の種を胎し産み落せしものは狐にもあらぬ美しくしき女の兒にて之を名けて豊子と呼びたり去は子をもうけし者として正妻と敬はれ豊子が三歳になりし時、禁中に祭られ給ふ内侍所の胖を食ひしにアラ恐ろし我が本相忽ち現はれ耻かしや獸の容を春雄に見せて清原の家を去りしが篋盤内傳の守りといひ豊子が愛着に引かされ遠くも去り得ず楠の下を栖家として蔭に添ふて我子を守れど悲哉、道ならぬ人間に腫ひ交はりしより八萬四千の眷屬に見離され獨り信田の森の蔭に辛き月日を送りしなりと而して此葛の葉狐はその子の豊子が災難にかゝれる時、安倍保名に助けられしを以て狐は其禮いはんとて保名を請したりしに豊子の契れるを打忘れ遂に保名とも契りしが豊子死し加茂保憲の女、葛の葉が保名の後妻となり保憲一家 災に罹り葛の葉の行衛不明となる時、狐は葛の葉に化けて保名に添臥して童子を生めり是れ即ち晴明にして晴明三歳の時、保名が許へ葛の葉歸り來れるより

戀しくば尋ても見よ和泉なる  
信田の森の忍びくゝに

と云へる一首の歌を遺して去れり斯に於て始めて保名は曩の葛の葉は信田の森の狐なりし事を知りぬ其夏、田の面に草いや繁りに茂れど夜毎に二十人程の聲して

戀しさに夜は通へど明行けば  
晝は信田の森に住むやもめ鳥の音にぞなく

と詠ひつれて生たる草をば皆とりたりしを見て保名は  
せめて夜は通ふても見よ子をいかに

晝は信田の森に住ても

とよみ童子と葛の葉を誘ひ信田の森にいたり草に坐して童子をして母を呼はしめたるに丑みつ頃、夜嵐の冷々と身に泌みて心地例ならざる時、嬉しくも尋ね來つものかなといふ聲する方を見るに朽葉色の唐衣に手絹の裳ながく引てもへ立つばかりの緋の袴、あこめの檜扇に梅と松の造り花つけたるを以て面を覆ひ年のほと十二三四五なる侍女、五十餘人を左右に隨へ動くき出でたりしが時は暗も文なき暑き夜半なるに光明 赫奕としてあたり耀けりかくて母はするくゝと寄り保名の膝より童子をとり乳房を含め潜々と泣き因果の道理を童子に謂ひ含め己が以上の素性を語り別れんとせるを保名と葛の葉はともに童子が十三四まで歸り育てよと口説けど狐はかくせば我が通力も失せ御身等も畜生道に落ち給はんとて白狐となりて失たりしと云、猶ほ此類世に多けれど煩はしければ略して載せず。

●靈狐義を重んぜる美談

海西漫録に多摩川狐の義を重んじ死せる事を記せり之を抄録すれば武藏國多摩郡多摩川そひの村落に夫婦の間に子ひとりもてる農民ありけり秋の末つかた夫が田にいで稻を蒔りけるに稻の間にいと可愛らしき狐の子が晝寝してありけるを驚かすも不便なればとてその稻を後まはしにし皆、蒔りてよく見るに猶ほ狐の子眠り居れるを以て兩手に抱え邪魔にならぬ處へ移し置き蒔り終り家に歸り夜明て見れば夫婦の間に寝せありし小兒見へず之を捜せしに門口に血まぶれになりて死しけるを見て何もの、所爲なるやいろく穿議したりしが夫は是は必ず晝、稻の中に寝入りたる狐の親共の所爲ならんとて小兒の死骸を狐の穴へ持

ち行き汝が子の晝寝せるを不愆に思ふて他所に移せしを仇に思ひ我が子を殺せること、道理なきものなりとて半時ばかり謂ひ罵り歸りしが翌日、小兒の殺されありし門口に狐二疋、葛にて頸くゝりて死してありけりと亦、已に述べたりし東遊記の越後村上の狐は己が子の毒殺せる鼠をくらひその鼠を捨てしもの、子をと殺して反て其罪と誤を責められ牝牡ともに死したりし事は以上の多摩川狐によく似たることなり嗚呼、靈狐となるべきもの斯く正しき道を尊べるものなるか新著開集のうちにも狐命に服し盜狐を縛り來る日といふ一節あり曰く丹波龜山の城主松平伊賀守殿、或時、御佛殿を見給へば鼈を食ひ散らし置きけり穿議の上、狐の所爲なりければ如何に畜生なればとて御代々の御位牌の前にかゝる事は堪忍なりがたし明日は早々、狐狩せよと怒り給へば其夜、殿の居間の前に物音しけるを恠み戸をあけ見たまへば狐を葛にて縛り友狐二疋その葛の端をくはへて居たりしを能く連れ來りたり、それを取らざるぞとありしかば則ち其處にて喰ひ殺し侍りしとかや之によつて考ふれば狐の同類は人間社會の如く善惡賢愚正邪の差別ありて一概に畜生なりと卑下すむことを得ざるものなり。

●靈狐は死期を知る

奥州波奈志に鯉江六太夫といふ笛吹あり國主の御寶物に鬼一管といふ名高き笛あり是は昔、鬼一と謂ひし人の吹きたる笛にて餘人吹くこと能はざりしと、ざるを六太夫吹きしが故、何日しか彼がもの、如くなりしに六太夫故ありて網地二わたしといへる島へ島流しされし時に笛は別に沙汰なかりしを以て私に持ち行き島に至り笛のみ業として吹きたりしに何日の頃よりも知れず夕方になれば十四五歳ばかりなる童の

色の外に立て開居たりしを風吹き雨降る時は内に入り開けと云ひしに後はいつも内に入りて開居たりしとぞ、數日を経しに或夜この童は笛を聞き終りて歎きつ、笛の音の面白きを聞くも今宵ぞ名残なりけると云ひしかば六太夫不審て其故を問ふに童の曰く我まことは人間にあらす千年を経し狐なり爰に年経し狐ありと知りて勝又彌左衛門下りたれば命の可らすといふ六太夫曰く知らで命を失ふは尋常なれば是非もなし左程に正しう知ながら如何で死に臨まん彌左衛門が居らん限りは我かくまうべし此家にひしと籠りて免るゝ事とせよと謂ひしかば、いやさにあらず家に籠りて在らるゝ程の義ならば己が穴に籠りて凌ぐべし彌左衛門が行には神通を失ふ故、命なしと知るゝも寄らねばならず今迄、心を慰めし御禮に何にても御望に任せ珍らしきものを見せ申すべし率々、望み給へと云へしかば一の谷のさかをとしより源平合戦の態を見たと謂しかばいと易きことなりと謂かと思へば座中忽ち、びやうくたる山と變じ亂々堂々と粧を爲したる合戦の體、人馬の働、矢の飛び違ふさま大海の軍船に追付く、乗り移つるて面白きこと謂はんばかりなしかくて戰終りて後、童のいふに何月幾日に國主様が濱へ御出馬あるべし其時、鬼一管を吹き給ふべし必ず吉事あらん我なき跡の事ながら數日の御情の御禮に教たてまつるなりとて去りしが扱、彌左衛門畏をかけしに七度まではづし逃げしが八度目に懸り取られたり(中略)教の如く其日に笛を吹しに國主御書休みの折節、笛の音の浦風に連れて妙に聞えしかば誰ならん今日しも笛を吹くはと問はせ給へば浦人これは網地二わたしの流人鯉江六太夫といふもの吹きし笛にて候風のまに、開ゆること常なりと申せしに國主宣はく是よりの島まで海上五十餘里と聞くをよくも吹き通しけるものかな六太夫は實に笛の名人ぞやと深く御感ありしが程なく召かへされたりといふされば靈狐も其死の免れ難きものありと覺ゆれど

其死を悲しむも取り亂せることなきは流石に靈獸たる故なるべしまた新著聞集「狐」君命を恐るとある條に尾張大納言公が烏犀圓を合せんとて狐の生ぎもとらせ給へるを狐、怒みきもとの妻女に託き怒みの數々を口走り彼の夫は強きものなれば此者を殺さんと狂ひつるを大納言聞し召され狐は靈の智あるものなるを以て道理をせめ云ひ聞せんに忽ち聞わくる者なりとて眞崎權右衛門を召し汝行きて何條其者を惱すぞこの方より言ひ付て殺させたり、愚に狐狩などして殺す義にはあらず此度の事は殊に藥合せんためなれば同じ死すべき命を人の爲に爲せし事は悦ばしき事にあらずや速に退くべしと仰の趣を申し聞せけるに物託は涙を流し我等如き畜類の大君の嚴命をかく計り蒙ることのありがたやと云も果てざるに忽ち物託の氣さりにけりと記せり嗚呼、狐は實に聖獸なるかな和漢三才圖會に狐は腹を裂かるゝも動せず目逃からずと云へるは能く死を知りまたよく物を聞き分て人間も及ばぬ程のものあるを謂へるものなり。

(十三) 稻荷靈驗記

今の東京、昔の江戸ほど稻荷神社多き土地あらざるべし是れ畢竟、稻荷大神の神徳によるものなるもまた神使の靈狐の神變不思議がよく人心を歸向せしめたるによるものならん古諺に狐の棲る地は郷村を爲さずと夫れ狐は荒れたる野邊にのみ穴居するものゝ如くなるも是れ所謂、野狐の類にして靈狐は猶ほ人の群集せる處を好むものゝ如し蓋し神化せる靈狐は已に屢々のべたりし如く獸の身にして神の心なれば彼の徒に食を窃み悪事を行ひ人を魅す野狐の如き類は本書の神使となるべきものにあらざるを以て其靈狐の奇蹟を考ふれば東京に稻荷神社多きこと實に當然の事なるべしされば今、昔の江戸以來の稻荷靈驗記を述ぶる



神を勸請し奉れるものなる事あきらかなり而して當社を世人は王子権現の末社の如く心得ざるものあり是れ王子権現の別當金輪寺が當社を兼帯せるより起れる話なると林道春が台命を受け稻荷大神の縁起をつくれる時、當社をば王子権現の末社の如く記せる誤により以上の謬説出しものにして之を新篇武藏風土記稿は江戸名所圖會と同じ説を爲し次に云々によれば當社は權現王子の末社の如く開ゆれど左にはあらず金輪寺の中興宿養を王子兩社王子権現の別當に補せらるといふにても當社の王子権現の末社にあらざるを知らる道春たましく誤記せられしならん故に當社へ御成將軍ある時は其日一日開帳しまた十年に一度御成の跡にて十五日間の開帳を免さると記せり要するに本社は豊島氏一己の氏神及一郡の鎮守として勸請せられたるものなるも漸々武藏野の拓かるゝに連れ神威赫々、靈驗灼々たるものあるにより江戸開府以來、特に將軍家の尊崇深かりしこと別當金輪寺に藏せる御由緒書を見てもその如何に將軍家の渴仰の頭を傾けられしかを知るに足らん其一節を擧ぐれば左の如し。

(前略)大猷院家光御代

一、寛永十一年三月王子権現社、稻荷社末社諸堂社井別當坊共、御造營被仰付、惣御奉行酒井雅樂頭殿御普請奉行、松平加賀右衛門殿、中根七左衛門殿御大工棟梁鈴木近江木原松之允殿御掛にて同年冬皆出來の上、王子権現の正遷宮料の御金五拾兩、稻荷の正遷宮料の御金五拾兩被下置、兩社の戸帳、水引、翠簾、幡、天蓋、幔幕其外莊嚴の道具、神器、佛具、祭器等の諸品、別當供御の衣體、神子井社人共の裝束類、また御供所及ひ世事の諸道具に至るまで無殘處御調進被成下正遷宮の御式を嚴重に執行仕候

夫れ以上の如く幕府にて當社の御造營ありたる所以は海内久しく兵亂の爲め麻の如くなりしより神威甚き本社の如きも遂に頽廢せるを以つて國家太平五穀豐穰、武運長久の祈のため此御造營の事ありしなり隨つ當社の縁起の世に傳はらざるを慨せられ同十一年十月、縁起新撰の儀王子権現仰せ付られしを以て堀田加賀守齋藤攝津守の取扱にて林道春法印これが文を作り鈴木權兵衛之を書き狩野主馬之を畫きて三軸に裱装し寶藏に收められしが將軍家の御成または公達三家御社參の時、往々この縁起の巻物を披見して神威を渴仰し靈驗に信念を凝らされしといふ是以、當社の破損修繕等は必ず幕府に上書して之を爲す事となれり其關八州の總司と稱せらるゝこと實に偶然にあらずといふべし。

以上、鎮座及其の沿革を記せり仍て更に其靈驗を述べれば御鎮座以來の口碑は荒唐無稽のこと少からず爲に神威を汚す恐あるを以て這回は最も世人の知れる近世以來の靈驗を述べんにかの裝束棟の事は已に述べたりし如くなれば略して述べるも圓稻荷物語のうちに記されたる事柄は實に信仰すべきものなり同書に曰く王子は東國の惣司なれば野狐などは同座する事ならぬものなりいく本郷春木町にいくといふ老女あり王子の前後以來、狐付等憑に王子の神使の託すといへども我は神明なれば王子のいなりに對面して人の疑を晴さんと思ふなりと狐の物語せし事なりまた十七日、享保十三年、朝、四ツ時、ゑん事、親族その外を引つれ本郷春木町いく女の方へ参りゑんは座に直りいくに向ひ王子參れ候哉いく女答て曰く未だ参られず候と云へしが程なく王子の神使見えゑんにつきしもの、神明なることを證據だてられしといふされば大神の使者は大神の神慮を人々に傳ふるものにして強ちに靈狐が獸の身なりとて之を卑下すべきにあらずまた當社を信仰せる人一夜參籠しける夢に白狐現はれ靈告を爲し空をかけ去れる靈驗ありしを以てこの不思議を額に描き奉納せ

られしもの現に當社に存在せりと云ふまた社の後の稻荷山に於て靈狐の尾の寶珠を得得して家に祀り無量の福徳を得たること或は靈狐の機に織かけたる絹布を断ち切ること類なるより大神に祈誓して此難を免れ一生の間、大神の神號を記すべき織の絹布を献つれることありまた文化年中、府下小名木川通に大屋を構え釜間屋として有名なる釜七の當主死亡せる後、後妻は番頭と共に謀して前妻の子を殺害し後妻の子をして跡目相續せしめんとせしが端なくもその罪事、與力同心等の聞く處となり町奉行所にひかれける時、前妻の子のうちに嘸ありたりしが嘸がその兄の殺害の處にありしと云へるを以て参考人として白洲に呼び出されしに死亡せし釜七が當社を信仰せる結果、大神々慮を垂れ其家を守り給ひて物いふことあたはざりし天性の嘸が忽ち言語を爲すことを得て其見し處また兼てたくめる事の心に思つきし事柄など詳に申立てしかば後妻と惡番頭顔色蒼白色に變じ殘る處なく惡事を白狀しける故、此等は夫々刑罰に處せられ鼻首せられしと云ふ是れ後妻と惡番頭が嘸の密に蒲團のすそより之を見し事を疑ひしも敢て殺害せざりしは因果は小車の廻るが如く神慮忽ち現はれて此靈驗ありし故、釜七の家今に連綿して安泰に暮し居れり猶ほ此他、參籠の時、江戸市中の火災を夢、幻の如く見て馳せ歸り燒米を買ひて財産をつくれる靈驗ありし後、維新以來、夥多の靈驗ありしうちに明治の忠臣の鑑たる乃木大將及夫人の信仰實にふかりしを以て大神々慮を垂れ大將及び夫人の靈驗を得られたること多かりしが就中、日露戰役にあたりて、大將は難攻不落の旅順をせめ士卒と艱苦を共にせられ夫人は家に在りて大將の武運を祈り軍國の婦人、戰時の母としての勤怠りなかりしうちに當社へ參詣せらるゝこと常に異ならざりしが一夜、夫人の夢に白狐顯はれその令息保典、勝典二氏の戰死せらるべきこと及びこれ奉公のため君國のためなれば是非なき趣を示現して失せ

しその跡に白狐の毛、残り仍て夫人はやがて令息の戰死の報知の至るべきを信じ神燈を大神の神前に献じて夫君の武運を祈り令息の奉公の甲斐ありしことなど思ひつけ夜の明るを俟ちて當社に參詣せられ白狐の殘せし毛を當社に納められしが後、いくばくもなく令息戰死の報知至りしと云ふ、後大正元年九月明治天皇桃山御陵御發軔の夜に當り、大將及び夫人天皇に殉死し奉られたりしが其後、大將の親族湯池少佐は大將及び夫人の當社の尊崇を追憶し本社に參詣して神饌等を奉獻せられしと傳ふ此外、靈驗多しと雖、今は省略して載せざる事とせり。

●九郎助 稻荷靈驗記  
明石 稻荷

江戸花街治草誌に二月朔日より猿叟太神樂など廓内に來りて種々の藝をなす初午の夜は江戸町一丁目二丁目京町一丁目二丁目の通路へ家々の遊女の名を記したる大提灯を點ぼし赤飯、油揚、菓物などを供へ稻荷を祀り廓内に鎮坐し給へる九郎助稻荷、明石稻荷、開運稻荷、榎本稻荷等へ客人は遊女を連れて參ひる者多くまた江戸二丁目の自身番にて神樂を催すなど五町の雜沓いはむ方なし翌日に至り彼の大提灯はみな稻荷へ奉納するものなりと云へり而して以上、廓内の稻荷神社のうち靈驗あらたかなるものは九郎助稻荷にして之に次ぐものは明石稻荷なり抑々、神に利益の甲乙あることなけれど神は信仰する人の多少によりて神威と靈驗に大小あるものなりとすれば九郎助稻荷は其鎮坐の久しきだけ神徳たかき事由あるを以て著者は先づ九郎助稻荷を述べ次に明石稻荷を説かん。

吉原大全に九郎助稻荷の事、九郎助稻荷は元吉原町の邊にありしなり和銅四年、白狐と黒狐が天よりくだ

りけるを黒狐その節、人の田の畔に勸請せられたれば世の人、誰いふとなく田の畔いなりと崇め奉れり  
 其後、比年饑饉うちつゞきける時、人々寄り集りて此神に立願せしかば神、納受まし／＼て年豊かとなり  
 けり是より彌々、神威をまし所願成就せずといふ事なし慶長年中、吉原町開基のせつ遂に此地の鎮守と  
 せらる其時、稻荷を氏神となせる千葉氏のあと絶えたれば千葉氏の名の九郎助をとりて田の畔いなりを改  
 め九郎助稻荷と號け之を新吉原に引うつして正一位九郎助稻荷大明神とあがめしが今、吉原にて縁結の神  
 として立願するもの多く毎年八月朔日より祭あり練物等を出し夜は所々の人々、にはかなと思付て見物  
 の群集、山をなすほどなりまた他の白狐は白旗稻荷とて今、神田の本銀町一丁目勸請せらるると誌せりさ  
 れど花街漫録正誤は九郎助といふ神名につき異説を立てたり曰く黒助稻荷の額は廣澤元録の書す抑々黒  
 助稻荷の社は元吉原より此吉原へ替地給はりしより京町二丁目の下に鎮め祭りしを天和の頃、九郎助と  
 いへるもの御社の表に住ひけるより自然に人呼で九郎助稻荷と稱せしにやあらん今は黒助に書き改むと云  
 へり想にこれ社前に住たりし九郎助は以上述べたりし千葉九郎助にして稻荷大神を勸請せしもの、子孫な  
 りしならん而して神位は細見入相花寶曆に九郎助いなり享保九甲子年、正一位に神位ありたりとありまた花  
 街漫録正誤に同鳥居倉稻荷の額、其角書と題して其由来を記せしも寛政の大火にかゝり失せぬ。  
 明石稻荷は江戸町二丁目の鎮守なり文政年間、神社御遷坐の時、不思議なるかな土中より一の石を掘り出  
 せり怪みて之を見るに白狐の玉に對せる形あざやかに見ゆる黒き石なり是なん町名繁榮、火災除避  
 の靈驗なるべしとて皆々、之を尊みて神號を明石稻荷と稱し奉つれり其稻荷大神及靈狐の玉を以て其本誓  
 を表はし給へること已に屢々説けるが如く皆、源を如意寶珠に發せるものなり蓋し玉の其丸圓滿なるは

神徳の角張らぬ事を顯せるものなり我をもしるに稻荷の奉殿の玉の畫の額と題して洒落て曰く抑々、狩野  
 家の玉を見れば総竹の色なるあり、これ孔雀石の玉と思はれ赤きは天津の赤玉にして白きは御膳白玉とも  
 見るが中に黄なる玉のなきは狐の毛色にさし合ひたるのみならず、こなたの目玉くらく目利に及がたし何  
 れ初午の奉納なれば俱にこんじきの光りを添ふなるべし若し酉の町の驚大明神に奉納するならばとうの  
 芋ともいはん歟と記されしは滑稽過ぎて勿體なき事なりまた一話一言のうちに記せる前説の九郎助いなり  
 奉納一卷のうちにも路考が句に「初午や草にも寶珠路の整」とよめり面白き口吟といふべきなり。

笠守 稻荷 靈驗記

江戸雑話 懐 反古に云、笠森稻荷と瘡守稻荷昔は小石川白山御殿跡、大前孫兵衛殿の屋敷にありし稻荷  
 を今谷中に移して瘡守稻荷といふ瘡守と名けしは大前氏の奴僕某が瘡毒にて命を失ふ時に彼もの申すやう  
 我死なば魂魄、瘡を守る神となりて世の中の人のかゝる病難を救ふべしと夫より信心の人靈驗ありければ  
 神と祭りしとかや其頃、谷中にうつしありて笠森稻荷といふ是は瘡守にあらず名をかりて寫しけるなり茶  
 屋女におせんといふ美人の聞へ有るものありて土と米の團子を置き祈願の人は土團子を求て神前へ納め祈  
 願成就せる人は米團子を納むる事となせり而して此瘡守と笠森と文字違ひけれども同じ名の稻荷ゆゑ流  
 行せしが其後、おせんは矢島何某といふ武家の妻となり大前氏より誠の瘡守を谷中三崎へ移しければ笠森  
 は寂れたりと聞き「塵に爲る十か米かやはつ霰」と富泉齋はよめりされど以上の説は寛天見聞記に笠森いな  
 りも瘡守いなりもおせんが全盛の時、同一の稻荷の如く思はれ瘡守は笠森の異名の如くに記せり曰く寛政



五六年の頃、谷中の笠森稻荷を世に瘡守稻荷と稱して諸瘡の平癒を祈願するもの多し願をかくる時は土の團子を献じ願成就したる時は米の團子をたてまつる門前の水茶屋に供物をうる参詣の人の來るを見て米のか土のかと叫ぶる、此水茶屋の娘おせんとして美人の唄へある娘ありたり諸人此娘を見んとて群集したりとあるを考ふれば江戸雜話懷反古よりも寛大見聞記の説たしかなるが如し想に瘡毒等は自己の不始末或は父母の不始末の遺傳によるものなるも大神は人の信仰により利益を授け給ふものなれば此笠森稻荷は瘡毒及諸願をかくる時は必ず成就せしめ給ひたるものならんされば笠森の本名が此靈驗により何日しか文字の音の相通へるより瘡守いなりなど云へる文字を用ひられしならん。

●烏森兩稻荷靈驗記

増補江戸名所咄にそれより東の方西の久へ行きて烏森稻荷立たせ給ふ爰を武州の名所とは云ひつたへけれども歌抄、名寄等にも見へず扱又た昔は此處に森ありて烏多く宿りし故に烏森と云ひしとぞさて此森に稻荷明神の社あり古來より燈さして立ち來る故に烏森稻荷といふかくて江戸城御繁昌につき此處、大名衆の屋敷になりて構のうちなる故にわきより参詣ならざる事、神慮にかなひ難くやありけん其屋敷主に祟ありて災難に遇ふ人多かりければ久しく明屋敷となりて皆、人は化物屋敷と謂ひ合へり然る處に明曆三年正月十九日の火災の時、江戸中のこる處なく焼けたりしも此屋敷のうちの稻荷社ばかり只ひとつ残りけるこそ不思議なれその時より稻荷の宮地を除きて外は御醫師衆へ下されけるに今は少も御祟なく何もつゝがなくて住宅せられけり爰を以て前を考ふるに神慮にかなはざる事、分明なりさて次第に繁昌ありて宮

居も新にたて直せり別當も置かれたりしが此後爰に詣でゝもろゝの願を祈り奉るに一としてかなはずといふ事なしありがたき靈神ならずや歌に

くろやきになるべき烏森なれど

やけぬは神のいとくなりけり

日比谷稻荷はまた同書に夫より東へ二三町烏森より二町行て日比谷の稻荷とて爰にもあり是は日比谷三町のうちの氏神なりとて僅の祠にて殆ど始は宮地とともなく町家に借地の體にて有ければ將に此祭も絶えんとせる時、宮守の夢にけだかき老翁忽然と來り告て宣はく我はこれ稻荷明神なり古より爰に有て氏子を守護す然るに今、斷絶せんこと物憂けれ、さりながら古來久敷鎮りし證據あらば宮地の相續有ること必定なりかるが故に其證據を汝に與ふべしと仰せられて何かはしらす枕元にさし置き給ふと見て夢はさめたり宮守不思議に思ひ枕元を見れば鰐口一つありけり此年號を見るに此品、三四百年ほどに及びたるよしなり宮守よろこび寺社奉行所へ持參して之を上る是によつて宮居つゝがなくなさし置れけりと云歌に

宮守も鰐口すれど證據あれば

いなりに社たて置れけり

●茶の木稻荷靈驗記

相傳ふ市ヶ谷八幡宮の石段の中ほどの左の方に鎮坐し給ふ稻荷社は八幡宮の地主神なり此大神の氏子は毎歲正月元三の間、茶を飲まず眼を病めるものは一七日又三七日と日數を定めて茶を斷ち祈願する時は靈驗

著しく諸々の願ひ成就せざる事なしと云へり仍て其靈験の由来を調べしに江戸雑話懐反古に茶の木稻荷昔、此邊に茶の木を多く植し園ありたり爰に住める白狐が或時、茶の木にて片眼をつぶしけるが此白狐に神靈ありしを以て之を祭りて市ヶ谷茶の木稻荷といふ今に氏子は神拜するに其日は茶を呑むことを忌むとかやさてまた此地、江戸城の末申に當りければ文明年中、太田道灌持資が此地に鶴ヶ岡八幡宮を移したるを以て地主の此茶の木稻荷は遂に入幡宮の末社となれり稻荷の別當を稻荷山東園寺といふ事を聞て富泉齋は左の一句を口吟めり面白しといふべし。

茶に合ぬ車井高し秋の雨

●清水稻荷靈験記

淺草駒形町に鎮座し給ふ稻荷大神は實に一千餘年の星霜を経、靈験新かなる御社なり其御名の由来は江戸名所記に弘法大師東國遊化の砌、武藏國にてひとつの小坂にかゝり給ふ頃、老女の水桶を戴て行くあり大師かの水を乞たまふ時、老女此邊、水遠く汲むよし申しければ大師憐みて獨鉈を以て加持し給ひければ其所に清泉涌出でたり因て其傍に當社を勧請し給ひけるといふまた江戸名所記に之とや、異なる説をのせたり曰く嘉祥年中、弘法大師東國遊化の砌、此國に入り給ひしころ靈告によりて如意寶珠を神體と爲し稻荷を勧請し給ふとぞ因て案するに世の人、如意寶珠は希有にして之を求め得ること難し然るに眞先稻荷の本體が如意寶珠なりといへる處より其靈妙不思議の功德あるを疑ふものあり是れ甚だ誤れるものにして此寶珠は聖者にあらざれば感得すること能はざるものなり而して之を祭るに眞言宗にては如意寶珠の法

あり東寺に於て之を最大々法なりと稱し長者座主にあらざれば之を行ふことを許さずと云へり而して或説に此寶珠は帝釋天の修羅と戦ひ給ふ時、金剛くたけて閻浮提に落ち變じて此珠となると云ひまた過去久遠佛の舍利にして其佛の法、盡ぬれば變じてこの珠となると云へりされば弘法大師の御遺告の中に萬の寶を生して一切の衆生を利益す如意寶珠の龍宮の秘藏に存し龍王の肝に居れども如意寶珠の軀く身形を顯さす秘藏並に龍の肝に居すと雖、此玉、龍王衆にも攝せられずとまた同書に大海の底の龍宮の寶藏に無數の玉あり然れども如意寶珠を皇帝と爲す(中略)而るに世間の凡夫等は己が愚かなる口に任せて如意の玉は寶を涌すと稱す彼の海底の諸々の玉は常にこれ能作性の寶珠の御許に通じ親み近きて徳を分てるものなりまた一、東寺の座主大阿闍梨耶は如意寶珠を護持すべき縁起を遺書せられぬ亦、遺告住山弟子等に對しても大唐大阿闍梨耶 惠果阿 付屬せられたる能作性の如意寶珠を戴て大日本國に渡り名山勝地 高野に勞はり籠むること既に畢ぬ土心水師 珠は土を以て心とし水を以て師とし修行の嶺岫は東の嶺のみなりとてその門徒の福徳と五穀豐饒あるべき事を記して毎月朔日には此如意寶珠を藏めたる處に蛇をさくる法を行ふべき事を諭さる是れ蛇の此寶珠を奪ひ取らんとする恐れあるを以てなるべしされば兩部神道よりいふときは稻荷大神の此寶珠の福徳在しませを以て此寶珠を神體として大神を祭り奉つるは故あると、もに弘法大師が此清水稻荷を勧請し如意寶珠を神體と爲し給へる事、眞にありがたき事なりと謂ふべし是、四時の參詣常に絶へず神威月に日にます、赫灼たり因に江戸名所記に其地より清泉涌き出るが故に清水いなりの名あり其後、谷中感應寺持となり法華の勧請となりしが彼寺改宗の後、東叡山の末徒となれりいま別當を妙行院といふ舊地は東叡山の西の方にありて寒松院の構のうちとなる今の清水門と號くるも其舊號にしてその地名

身地本神大荷稻  
像尊之天才辨大



謹寫

の由来を失はざる證據なり元祿の頃、三島明神とともに此駒形の地に移されたり按ずるに元祿二年の開板の江戸惣鹿の子といへる草紙に谷中稻荷の清水いまに絶へずとあれば元祿の頃までは其清水現然としてありしならむ今池のはたより護國院へ行く道の御花畑と稱する地の谷合より流れ出づる清水あり、これならむかと云へり要するに現今は唯一神道の研究昔より進みつゝあるも舊幕以前の神社は皆、佛家の爲に攝せられ名神大社に神宮寺あり社僧を置きて佛事を神前に修せしめれば寺院にもまた鎮守の神を祭りつゝありし等全く兩部神道は治國平天下の大法なりとせられしものなるを以て過去の稻荷大神の靈驗及び神事に關する事に佛事あるはこれ實に止むを得ざるものなり殊に大神は已に述べし如く弘法大師と深き關係あるを以て之を互に分離しては充分に其靈驗を説くこと能はざるものなり。

●穴稻荷靈驗記

江戸名所花曆に穴稻荷社上野御山内の池の端の方に門あり其石階のほとりにあり此神靈驗いちじるし信仰の輩多し願あるものは神前にある處の白羽の矢をかりて歸り願成就の時、返し納めまた新らしき矢を納む此新らしき矢は門前の茶屋にて聞く頼圓の歌に

何事を忍ぶが岡のいはつゝ、じ

いはで思の穂に出ぬらん

今は下谷附近の藝妓、茶店料理屋の女中等の信仰いちじるしきは此歌などのいはれあるならんか抑々、此稻荷は江戸名所圖會に忍岡稻荷祠、文珠樓の左にあり石窟の上に祠あるが故に世俗穴稻荷と稱す當山

身地本神大荷稻

像尊之天才辨大



謹寫

の由来を失はざる證據なり元祿の頃、三島明神とともに此駒形の地に移されたり按ずるに元祿二年の開板の江戸惣鹿の子といへる草紙に谷中稻荷の清水いまに絶へずとあれば元祿の頃までは其清水現然としてありしならむ今池のはたより護國院へ行く道の御花畑と稱する地の谷合より流れ出づる清水あり、これならむかと云へり要するに現今は唯一神道の研究昔より進みつゝあるも舊幕以前の神社は皆、佛家の爲に攝せられ名神社に神宮寺あり社僧を置きて佛事を神前に修せしめれば寺院にもまた鎮守の神を祭りつゝありし等全く兩部神道は治國平天下の大法なりとせられしものなるを以て過去の稻荷大神の靈驗及び神事に關する事に佛事あるはこれ實に止むを得ざるものなり殊に大神は已に述べし如く弘法大師と深き關係あるを以て之を互に分離しては充分に其靈驗を説くこと能はざるものなり。

●穴稻荷靈驗記

江戸名所花暦に穴稻荷社上野御山内の池の端の方に門あり其石階のほとりにあり此神靈驗いちじるし信仰の輩多し願あるものは神前にある處の白羽の矢をかりて歸り願成就の時、返し納めまた新らしき矢を納む此新らしき矢は門前の茶屋にて鬻ぐ頼圓の歌に

何事を忍ぶが岡のいはつゝ、じ

いはで思の穂に出ぬらん

今は下谷附近の藝妓、茶店料理屋の女中等の信仰いちじるしきは此歌などのいはれあるならんか抑々、此稻荷は江戸名所圖會に「忍岡稻荷祠、文珠樓の左にあり石窟の上に祠あるが故に世俗穴稻荷と稱す當山

東叡 草分の時、開山慈眼大師之を勸請ありしと云へり又江戸雀に當社を淨雲稻荷と記せり淨雲とは木食淨雲の事なるべし按ずるに慈眼大師勸請の後、此沙門の再興にてもありしにや是以、淨雲の名あるか又或説に當社は太田道灌の勸請ありとも云へり靈驗他に超へたるが故に常に參詣の人たへすと而して其最も利益ありしは以上の如き些々たる一私人の願望をかなへさせ給へる事にあらずして極て尊き事實ありしなり其詳細は左記の天和二年極月廿八日の森川町の大火の悲惨なりし事により世に知られしものなり。

天和笑委集に稻荷大明神奇瑞の事と題して曰く角て北の炎は池の汀を傳へて、さしも細やかに數を遺さず焼き亡ぼし程なく東叡山黒門の前なる石橋の本にやけ出る元來、小さくして飛び越ゆるに足らざる程の石橋なれば猶も黒門の方へ焼け上るべきこと必定なり爰に於て利益不思議のためしあり其子細は此門前の傍に少し物ふりたる社ありて稻荷大明神を勸請し則ち此堀溝を限にこの明神の氏子有ける故、あたりの者ども常に歩を運び折にふれて赤の飯、又は鱈の珍膳を供へて宿願を爲す、かくの如くして信心まことある者は年頃、悪難を免れて幸を得ること顯し然るに此時に當て炎まぢかくやけ來り、はや氏子の家々に火掛りなんとすること數々なり時に宮守の社僧あはて驚き神前に參り詣で、衣の袖をかき合せ威儀正しく禮を爲し念珠ゆたかに押揉かつしやうし印を結び陀羅尼を誦しことほり歎きて曰く、さても頼み奉つる大明神は本地辨財天女の御垂迹として宇賀神王とぞ承はる愚僧本より破戒の凡僧たりと雖、諸神の誓願にたよりを求めず一筋に明神を尊重し奉つり朝には信心の香をたき夕には神前に詣でて要文を誦しやむ時なし然かはあれど是れ全く身の榮華を願ふにあらず居の華美を求むる意なし希くば神明の威光を耀かしめ相共に氏子に利益を施し給はん事を祈る本地天女は貧苦無福の衆生を濟度なさしめ給はんとて様々

の御誓願あり實に貴く見るに有かたく誰か尊信せざるものあらむ其中、殊更に

若くは貧居人、衣食常乏少、一聞我名字、若不成就者

我墮無間獄、經無量劫終、吾捨於佛法

とこそ相見へぬ、かくの如き御誓願誤らせ給はずば今、將に襲ひ來る炎を他方千里の外に退け給へ、しからざれば氏子類火に焼かれ立ころに財寶を失ひ長く富貴の榮に別れ貧苦の戸ほそにいたらん、さあらむに於ては御誓願空しきに似たり總て神は人の敬ひに因て威を増し人は神の徳によつて運を添ふ早く哀愍の毗を廻らし給ひて氏子の火災を救ひ助け給ひ是程に祈誓し奉つる上に神明感應まし給はずは愚僧ともながらへ残るべきにあらす不レ惜ニ身命ニは兼ての覺悟あり速に炎の中に飛び入り煙となりて魄は冥土に赴くとも魂は此土に止まり居て惡虫に生をかへ、神籬や鳥井に身を纏ひ御社をさまたげ參詣の衆生を惱まし永き世かけて御怒み申上げん時うつり代、澆季に及びける故、靈鷲山の會上にて生佛に誓へ給ひけるに違ひ給はず捨て給ふべきにあらす他念を交へず自念を忘れ肝膽を碎き精を盡して祈りける信心まことある處、神も納受し給ひしにや、さしもさかりける惡き風俄に翻がへり石橋を限りに消え失せけるこそ不思議なれ故を以て數千軒の氏子ども不思議に火難を免れ歡のあまりに明る廿九日より神勇をなし神樂を奏し渴仰の頭に涙をそいでて拜禮す、ことはりなる哉此度當社大明神の加護なかりせば東叡山門前は申すに及ばず車坂淺草町迄も焼失すべかりけるに思へば尊き御利益なるかな實にや神べんの戸はその前には利益不思議の波立ち神徳の深きことを顯はし給ふ事、きたいのためしならすやと而して此稻荷の社は現今穴いなりと稱し氏子の尊崇は勿論、無盡の抽籤に當る御利益ありとて遠近歩を運ぶ輩、日夜數し

といふ。

●神田明定吉稻荷靈驗記

文政八年四月四日、神田明神の境内隨身門の外、東の方に小祠をたて定吉稻荷大明神と號け奉つり轍をあまた樹て之を祭りぬ其緣起を案するに實に不思議なる事なり或時、神主柴崎氏の家事を講中のもの寄合て整理せんとて境内の伊勢嘉といふ茶屋に集まりしが永富町の釘屋清左衛門の連れ來りし年季小僧定吉當年十四歳なるに狐付きて坐敷に出で主人に向ひ清左衛門くと呼ひ付にして曰く我は明神の門を守る野狐なり其方共に謂ひ聞かすべき事ありて定吉に付たり其故は其方共神主の家事を親切に世話いたすこと奇特なり然るに其筋の還合某は不正のものなれば事を行ふまじ某は正しきものなれば向後その人に應對さすべし此事とくより謂ひ聞さんと思ひしも折を得ず今日に至れり講中にとりては清左衛門はわけて正直なるもの故かく告るものなりと斯て定吉を連れ歸りしも狐放れず様々の事を謂ひける就中、尤も奇なりしは野島屋敷の某は十年ばかりさき水に溺れし事ありて命危かりしが明神の仰にて我行きて助けたり其者不動尊をも信するより不動尊の加護にて助かりしと覺えをるなり左様に覺え居りたりとて明神の御答なし神はおほやうなるものなりと謂ひしとぞ而して此もの其水に溺れし事は秘して人に語らずして十年も過ぎ去りたりし話なり猶ほ此類の事あまた多かりければ明神の社内に祠をたてんとせしに狐つき曰く祠をたてくるときは我は位を得るも我は外を守るものなれば境内に建つ可らずと云へり。

り此事心の如く成就すべしやと問ひし態、諸人の神佛の如く尊敬するに異なりて禽獸に對する扱なりしかば夫をあかぬ事に思ひしにや答にも及ばざりけり春壇こゝに於て其方は神通を得たりと聞けば我が心中の事はいはずとも知るべし察して成否を断じて否いふまじと云ひしに春壇は其方は我が身の事にもあらぬ人の事に勞する馬鹿ものよといひしに狐つき答て曰く人の道に義といふ事あり我等はそれ等の人の爲に身を忘るゝことありと云ひしに春壇は汝たとへ神通を得たりとも祠をたつるに人に頼まざれば建てらるゝ事なく正一位の位も人より賜はらねば得ること能はず人より尊きものなしなど、悪口なれば講中のもの春壇を宥め嫌し家に歸らしめしに春壇さらば狐よ後より事の成否の返事を爲すべしと謂ひ遣し歸り下男をして事の成否を問たゞさしめしに狐怒りて其無禮を咎め事の成否の返答を爲す事を肯せざりしも講中の色々の佗言を爲せしを以て狐は講中にめんじ返事することなしぬ狐即ち五言絶句一詩を記して曰く

盤中黑白子 一箸要先機 天龍降 井澤 洗出 舊根 著

嗚呼、其詩其句何ぞ幽遠にして大儒の傑作に似たるや吾人こゝに於て狐の靈なる事を極言せざる可らず、かくて狐は以上の詩を記して下男に渡し、さらば歸るなりとて臥しぬ定吉は翌日七時頃に至り起き出で前々の事を聞しに何事をも覺えず心氣今、爽かになりたりと答えたりしが其後何等定吉に變れる事なかりしと云、兎園小説輪池堂の説に稻荷正一位定吉稻荷正一位を願ひ吉田家の許狀、五月中に下るべしと謂へりそれにつき思ひ出でし事あり京都梅宮神社主橋本肥後守橋經亮曰くいなりに正一位といふ事、更に跡なき事なり櫻町院御宇、吉田家へ御尋ねありけるは稻荷山に正一位授け給ひし事はあらず如何なれば其他の小社に正一位を許すべきやと(中略)平田大角曰く稻荷山に正一位を授けさせ給ふ事なしといふは心得

ぬことなり其故はいにしへ三位を授け給ひし後、日本國中の神社おしなべて一階を昇せ給ひしこと宇多天皇の御時なり、すべて四ヶ度ありされば正一位にて御坐すこと明かなり而して定吉稻荷は文政八年五月四日その禿倉を破却せらる此日、寺社奉行より役人來て云々に計らはせしとまた輪池堂の説に曰く定吉稻荷尾神田明神々主柴崎大隅、寺社奉行松平伯耆守へ呼び出され乙酉五月新規勸請の稻荷の祠、速に毀ち候へと申し渡されたり柴崎大隅、恐入り申して扱、彼稻荷は始め町家の家内に祭りしを俗家にては崇敬も届かざれば境内に移したき志願に任せ建てし處の祠なれば新規勸請まうされしにもあらず、されば許容を仰ぐと奉行は其陳謝肯ひ難し速に毀つべしと申付られければ大隅は再度歎願して申さく此祠は私の建立にあらず願主ありてたてしものなれば、せめて境内に從前より崇め祭る稻荷の社に合せ祀ることを許されん事を請ひしも夫も許し難し是非共、今日中に毀つべし明日四時、檢使を遣はすとありければ四日俄に毀ちたりしが其黄昏に其跡を見るに社の土を掘り毀ちまた材木を焼き捨てられけりと想に寺社奉行は邪法を行はんが爲に名を稻荷大神に假れるものありしより此靈狐の神聖にして正しき道を踏み行ふ事をも無視して其祠を取り毀たしめしものなれば偶々、此卷ぞへにより靈狐は稻荷大神の神使として相應の位を得べき資格のあるものなりしを認められざりしものなり現に明神境内に祭る社は所謂、末廣稻荷社と稱せらるゝものにして此定吉稻荷は再度、祠を建てられざりしを以て混すべからず併し此靈狐の神聖は爾後、毫も變れることなく今日に及べりと云。

●淺草寺 熊谷稻荷靈驗記

淺草志に云、熊谷稻荷祠本堂後ろ西の方別當照泰坊越前大守の臣熊谷氏の勸請寛文二戊寅ノ因て其勸

請の由來を案するに今は昔、慶安三年丹後國宮津郡馴合山に於て越前の大守三日三夜狩し給ふ其臣熊谷安左衛門勢子の大將なり即ち山に分け登り夜の明るを待ちしに老翁一人夫婦と覺しき男女を連れ忽然と顯はれ憤て申けるは我は宗屋と申す稻荷なり是なるは宗玄とて我が子なり一人は宗婦とて娶なり我此山に住むこと凡そ三百餘年に及び我は凡人の目に遮ることなしと雖、我が眷屬未だいなりの鳥居を越えざるもの多し明日に及ばば憂目に逢はんこと必定なり御身の情を以て我が子孫を助け給はるに於ては永く弓矢の守護となるべしと安左衛門情ある人なれば心得たりと諾ひて曰く老狐、汝が神通を以て眷族の肩間に白き星をつくべし夫を印として助く可しと堅く約して別れぬ夫より彼の山の狐、肩間に白き星あるなりと云ふ、かくて白き星のある分は狩の時、みな之を助けたりしがその後、數十年を経て此安左衛門隠居して江戸に來り神田白銀町三丁目に住居せしが丹後に居れる宗屋は宗玄に向て曰く安左衛門殿の情は忘ることなかれ汝、江戸に赴き熊谷家を守護し繁昌の地に宮居を爲し神徳を四海に施せよ我は此山に止り所の守護となるべしと宗玄之を了承し即ち十六歳ばかりの兒と化けて末社一神を伴ひ丹後より江戸へ一日一夜にて下り淺草に着き觀音に參詣し表の手水鉢にて手水を遣ひし時、白銀町より參詣せし人もまた手水を遣ひ末社の一神に手水を掛けしより口論始まり散々、末社を惡口し刺へ杖にて打擲しけるを以て宗玄やすからず思ひ彼の町人を蹴たふし其身は行衛知れずなりぬ彼のもの忽ち氣絶し仆れたりしが此附近に居りし人々たすけ介抱して漸く正氣づき我に歸り家に戻れり其者それより狂氣し色々口走り狐つきし事も川瞭せしを以て山伏を頼み加持祈禱せしも何等の驗なかりしと云、一日右の狐託語て曰く若し此町内に住み給ふ熊谷安左衛門殿來り給はば我は立どころに去るべしと云ひけるを以て早速、安左衛門を請しけるに不思議なるか

な今迄、狂ひ廻りし狐託、下座に退き安左衛門を敬禮しけるを見て安左衛門尋けるに狐曰く我は丹後國の宗玄なり以前の御情にて子孫急難を免れたり其御禮に父宗屋申ける様、此江戸へ來り御身を守護せよと仁て末社を連れ丹後を立ち出で江戸につき淺草觀音に參詣せしに此者末社に手水をかけ其上、惡口し打擲せり於て是、我は此男につき取り殺さんと思ひ居るなりと話しけるを聞きて安左衛門は簡程なやまさば仇を報ひしこと十分なり我は祠をたつことも汝が望に任せん場所いづくがよろしかるべきやと問ひしに我、願くば淺草の觀音の境内に宮居して利益を天下に廣めんとて忽ち白狐となりて飛び去ぬ夫より安左衛門は寺中の知光院を以て智樂院へ申込み祠をたてしに宗玄再び顯はれ再度の御恩謝するにかなし又一つの願には淺草に稻荷の數四十八神あり此度宮をたて賜はりし廣めに強飯四十八膳備え給はれと頼みければ安左衛門はその願の通りにせらるこれ即ち淺草志に記せし場所にして實に寛文二年六月十五日なりしがその時安左衛門は己が名を讓りて安左衛門稻荷と尊び倉稻魂神を勧誘し奉つるこれにより宗玄狐は神使となりて靈智ますく新かなりしと傳ふ。

安左衛門は夫より熊谷一中と名を改めかの宗玄狐につかれたりし人は鳥居を献納し遠近より歩を運び鳥居の數は月に歳に多くなりて神威日々に灼なりしが一中はもと日蓮宗なりしを以て淺草門跡前、長龍山本法寺に更に稻荷を勧請し奉つれり之を江戸記聞に記して曰く是を世に熊谷安左衛門稻荷といふ安左衛門はもと越前の住人にして山本勘介が婿なりしを以て父を山本圖書と云へり安左衛門も始は山本三郎兵衛武頼と云ひしも故ありて氏を熊谷と改め同寺の檀家となれり安左衛門此社を淺草觀音の地内に勧請して法華經を石に彫りて納む其後、故ありて神體その外の靈寶など守寺に移し勧請す安左衛門が納めし處の當社の



縁起は彼が娘の書き寫せしものにて其家の系圖も此社に納めありと而して其靈驗は願掛重寶記に熊谷稻荷の札、淺草寺町本法寺の熊谷稻荷大明神は人の知る處なり元來、靈驗著しく諸人歸依なすこと夥し此稻荷の宮より守り札出るなり則ち毎年九月廿五日より御札の切手を出し極月朔日より御札を出すこの守り札を門戸又は家内に張り置く時は盜難を防ぎ避くること疑なし又懐になし首にかけ信心するときは道中にて劍難盜難等にかゝる事なしと記せり實に尊び敬はざる可らず。

●眞先稻荷靈驗記

江戸名所圖會に云、此社稻荷前は名にしあふ隅田川の流、溶々として晝夜を捨ず食店、酒肆の軒端は河面に臨むで四時の風光を貯ふ殊更、夏の日、杯を流に洗て炎暑を酒ぎ秋の夜は中流に棹さして月を掬す春の夕の妖艶たる須田の堤の花盛より皚々たる白髭、木母寺の雪の朝の眺望も共に奇妙にして實に遊宴の勝地たりと、されば斯る明媚の地に跡たれ給へる稻荷大神は如何なる靈驗お座しますかまづ御鎮座の沿革を擧げ後に靈驗を述べん。

新篇武藏風土記に云、眞先稻荷社、神明社の東一町許を隔て別に一區を爲せり是れ神明の除地の内なり幣殿、拜殿建て續て頗る莊嚴を爲せり社傳に據るに昔、千葉介兼胤が傳へし神靈あり此奇瑞により數々戰場に先懸の高名を爲し勝利を得ざる事なし其子季胤に至り神靈を常に膚につくる事を恐ありと爲し稻倉魂の神像を鑄させ戰場に出づる毎に草摺のうちこめしといふ天文年中、千葉守胤、石濱の城主たりし時、此地に宮柱を建てかの神靈を祭り季胤が鑄させし像を前立として眞先稻荷と稱ひ祭り奉れりといふ

其後、往々祈願を爲すものありしが延享の頃より殊に渴仰の輩多く其頃、一橋宗尹卿御信仰ありて社を再建し祈禱所とせられ御子治濟公は仙之助君の抱瘡の時、酒湯を當所より奉つれとの仰ありしといふその今、幣殿に掲げたる鶴鷹の額は宗尹卿が浮田邊へ放鷹の時、當社に祈念し鶴二羽得られし時に納められしものなりと傳ふ又將軍家未だ豊干代君と稱し奉りし頃、御參詣の時に神符を捧げ後、御養君に立ち給ふに及びて御懷中の御守及び神符を奉つれり是れ畢竟、御信仰の結果なるべし。

而して大神の靈驗の一斑を述べれば此稻荷社に歩を運ぶものは武士は武運長久の福を得、商人は貨殖の福を得、工匠は工藝圓熟の福を得、農夫は五穀豐稔の福を得べしと傳へり其由來は千葉介兼胤の傳へ持ち尊びたりし靈珠は如意寶珠にして該寶珠は、梵名を眞多摩尼と云ひ無垢、離垢とも譯せらるゝものなり其所在は多く龍王の腦中より出で隨意に衣服、財寶、飲食を生じまた無量の神通を現しその光の如く其形の如く能く怨敵を退かしむる功德あり故に佛教にては此寶珠を以て極深秘密のものと爲し來れり之を本社神體として祭られしは實に所以あるかな新編武藏風土記稿に社寶、白狐の玉一顆、八形の鏡一面等をのせたり世人或は誤つて此白狐の玉を以て兼胤の持てるものなりと爲すものありまた江戸名所圖會にも往年本社造營の時、社の軒端神木の板に支えられて心のまゝならざりしかは、後の方の地を穿ちける時、件の靈珠兼胤の持てる靈珠を得たりと云へり依て今は神殿に收め有信の輩には毎月午日此神寶の靈珠を拜せしむとあるを以て兼胤の尊びたりし靈珠は白狐の玉顆なりといふものあるに至る蓋し白狐の玉顆は白狐の尾先の寶珠なるを考ふれば此靈珠は全く如意寶珠なるべく其堀り出せしものもまた一種の靈珠なるも神體とせるものにはあらざるなり嗚呼、本社大神は以上の福を授け給ふのみならず疾病についても靈驗灼かなり神

木椽の靈驗につき世の傳ふる處によれば其木の中間の處より靈泉涌出するを服して病、平癒せしといふ實に渴仰せざる可らず。

●妻戀稻荷靈驗記

本社は祭神日本武尊、立花姫、倉稻魂神三座なり社説にいふ當社は人皇十二代景行天皇の皇子日本武尊同妃立花姫倉稻魂神なり所謂、妻とは日本武尊、戀とは立花姫、稻荷とは倉稻魂神なり之を妻戀稻荷三社大明神と號すまた一殿七座の傳あり此外、大國主神少彦名神も相殿にて凡そ九神なり當社は當國の惣名、當國の倉武社とかや申し傳へたり日本武尊東夷征伐御歸陣の時、秩父峰に武具を藏め豊湯島に戈を止め此處より東海に向はせ給ひ妻戀し遙に見ればの神詠あり當所を上古より妻戀臺と云ひ吾妻といへる縁も皆、當社より始めり然るに一説に昔、小山太郎行重なるもの奥州の國司信太小太郎が事を奏聞せんと上洛せしに爰にて信太と戦ひ小山討れたりその靈たゝりをなしけるにより稻荷に祭りたり是は則ち神威を汚す妄説にして採るに足ざるものなり江戸紀聞にも之を記せり妻戀臺下の稻荷社、別當天寶寶性院、いま接するに江戸志にいふ江戸砂子または江戸談などの書にいふ處の小山判官行重を祭るといへるは此稻荷なるべしと是も元妻戀といへるよりかゝる説の出で來りしなるべし尤も信するに足らずと説けり真に本社は小山判官の靈を祭れるにあらず江戸名所圖會に云、往昔は社地も妻戀臺の下にありて境内甚だ廣かりしに數度の兵火にかゝり大に荒廢に及び僅に社の形ばかり残り時に天正年中、神君康當社に御祈願の事ありて新に二丁四方の社地を賜ふまた寛永五年台命によりて神君の御像を別社に鎮座なさしめ給ふと之に因

て考ふれば祭神は社説の述ぶる處の外に疑あることなしされば本社の如きは實に特に尊敬すべき大神なりと謂ふべし。

却説、大神の靈驗を説けるものに妻戀稻荷物語と云へるものあり此書は已に述べたりし小山判官の靈の野干を鎮めし事なれば誤れること喋々するの要なし只夫現に靈驗あらたかなりと稱せらるゝは本社之の靈をさぐる神符是れなり東都歲時記にも之を記せり是以、市中の信仰あつく毎年初午前後及當日に至れば稻荷千社詣ありて境内雜沓を極め稻荷双六には本社之の繁昌の状を描きて之を世に遺して今は昔を偲ばしむるものありまた此初午の日に至れば地口行燈を連れとぼせり地口とは土地の口合といふことにて地張、地本繪册子、地酒などの類と同じく此地と云へるものなるを以て見ればこれ江戸を指したるものにて本社之の賑ひまことに都下屈指なりしと云ひ傳ふること實に尊むべきなり。

●三圍稻荷靈驗記

隅田堤通り小梅町の鎮守として神威赫々、靈驗涌々として遠近の信仰ある本社は社説極てありがたく又不思議なるものなり新篇武藏風土記に云、三圍稻荷社、村梅小の鎮守なり小梅代地町延命寺持、古は田中稻荷と號す縁起にいふ當社は昔弘法大師の勸請にて文和年中、近江國三井寺の住僧源慶僧都再興す（或書に文和元年壬辰の起立とあり）其由縁を尋るに源慶常に傳教大師の刻み給へる延命地藏を持念せしが或夜夢想の感を得て東國に來り隅田川邊の牛島を過ぎ林中を見るに壞れたる社あり偶々、老農に逢て尋ぬ曰く弘法大師の建つる處なり大師東寺に於て自ら稻荷の神體を彫刻し給へる時、酒水器のうちに忽然と一粒

を感得せらる大師誓て曰く梅に若し瑞あらば有縁の地に生へて我を待つべしと虚空へ投げ給へしに不思議  
や此の島に生ず此處を梅香原といふ後、大師尋ね來りて社を築き給へしに時、移りて一燈をだもかゝぐる  
人もなく堂宇、塊となり侍ると語り終りて去りぬ源慶洞を催ふし梅樹の下に立ちよりて

春はなほ色まさりなん梅が原  
宮戸ひら／＼花の玉垣

とよめり其夜奇異の御告ありて翌日衆人を集て共に社壇を掘りしに一の壺を得たり之を開くに神體老翁の  
姿にて白狐にうち右の手に寶珠を持ち左に稻を荷へ給へる神像なり時に白狐現じて神體を三たび圍り  
て失せたり是より三圍と號す源慶すなはち草堂をつくりて神體と地蔵とを假に移し時を得て社を造營し精  
舍を建立して延命寺と名く其餘、藥師、辨才天、太子堂をも造立せり然るに元應年中燈火起りて社閣林木  
まで灰燼となり天正年中、寺院を社頭の南に轉じて再建し其後、慶長年中現を築かるゝ時また今の地に移  
されしといふ(舊地は今、荒川のうちに入る)源慶、文和元年七月二十六日寂す其後、江戸の繁昌につれ此  
邊まで拓け、れば神德遠近に傳はるともに信仰の人々、常に絶ゆることなし其靈驗を記せば元祿のころ  
本社(境内)近くに老婆住しけるが何方ともなく白狐一疋來りてよく老婆に手馴づき人の祈願ある時、此老  
婆に頼めば老婆、白狐を呼び出して直面に其願を告げしめたりしが此白狐よく人の言葉聞き分きて其信  
仰あつきものには必ず祈願を成就せしめたりしを以て江戸中の評判となり朝な夕な人の參詣はます／＼多く  
隨て白狐に祈願をかくることも夥しくなりしかば神威は層々いやが上に尊く御座しますこと數々あり  
公儀及諸大名の信仰もまた一方ならざりしと云、之を其角は口吟みて

早稲酒や狐呼び出す姥が許

とよめり然るに此老婆死して後、白狐容をかくして出でず土地の人々此老婆はこれ凡人にあらずとて石像  
を刻て之を建て之を祭れりと云、又其頃、其角が霧の一句の高名ありたると已に記したるも今や、異なれ  
る説あり神徳を頌讚し靈驗を記述する契ともなるを以て聊か之を記せば江戸名所花曆に五元集を引て曰く  
五元集 牛しまみめぐりの神前にて  
雨を祈るものにかげりて

ゆふたちや田をみめぐりの神ならば

其角

翌日雨ふる

社僧いはく元祿六年の夏、大に旱魃す然るに同年六月廿八日村民あつまりて神前に向ひ請雨の祈願を爲す  
其日其角又當社に參詣せしに伴ひし中に白雲と云へる人ありて其角に雨請の發句をすきよし勸めければ  
農民に代りて一句を連ね當社の御神に奉りしに感應やありけん其日大雨忽ち降り來れり其草は當社に  
傳はり存せり或人の説に五元集に翌日雨ふるとありまた其角連中と俱に船へ歸らざるうちに大雨ふり來り  
たりとあり何れなるべしと問へしに或人答て曰く己れも此説日頃、訝り思ひけるに元祿六年に生れたる  
士舉一堂の記を見るに左の如き文ありたり。

晋其角、或年與門人同船而遊、隅田川、今茲天下旱魃、田面無水、門人等望三雨乞之句、晋辭  
不止、遂作句、須臾而雨降、世人感其併德

此記、露ばかりも偽がましき事を書きたるものにあらず 於是、思へば元祿中の人すでに此事を傳へて風  
流の話柄として舉一堂等が記し置きたるなり雨の降りしは何れの日にもあれ此事を語り傳ふるは其角が譽

といふべしと答へられぬまた其傍なる人いへるは夕たちやとよむは讀則を知らざるものなり夕たてやといひて然るべき旨、申されき又已に述べし如く其角ユタカといふ三字を折句となして密に豐作の意を以て祝したらむかと語られたり、現に此雨乞發句の碑は其角が五代の孫、實井某女永六年たてたり是れ實に神徳の崇高に御座しませる嚴重なる靈驗なりと謂はざる可らず是、以、古來信仰の餘、太平になれたる人々は神慮を慰さめ奉らんとて色々の餘興を爲して祭祀せるうちに最も人目を惹きしものは寛大見聞記の説なり同書に曰く寛政十一年、三圍稻荷の開帳群集して日本橋白木屋の奉納として天鷲絨の牛、黒木賣の人形また虎の皮にて作りたる虎の眼、爪に金物を用ゆ其外いろく飾り物ありこの開帳のかざりものに美を盡す初なるか、流行唄に虎は千里の藪さへ越すが障子一重がまゝならぬと云ひしもの時なりと記せり、蓋し白木屋が神徳を渴仰せる餘、上下の信仰いちじるしきを利用し以上の如き奉納ものをなし江戸人士を驚かし客引の手段に供せしものならんか冥慮のほど實に恐ろしいといふべし此外、本社ほんしやの靈驗談あるも今は略してのせず。

●圓稻荷靈驗記

上野凌雲院信入の記せる圓稻荷物語は實に靈狐と稻荷大神の關係及神徳並に世道を述べたるものにて實にありがたき靈驗記なりと謂ふべし其要領を記せば左の如し。

(前略)是よりさき其夕二月七日夕方、大僧正例の事にて鎮守の稻荷へ参り法施し其外の諸廊へ廻向して歸られ候節、道にて白狐一つ大僧正の後の方に顯はれ人の如く立ち前足をまげ身につけ敬ひ候けしきに

て大僧正の方へ向ひ申候召つれ候もの其由見附告げ候へ共、開付申されず候趣後に稻荷より申し來り其いわれあること相知れ候(中略)其後、同月十日十二月十日柴田玄意師見廻り内に入り不申前に病人小傳馬町三丁目津村三郎兵衛の妻女を物託の爲め臥し居れりしりて申候は玄意いらぬものを持ち参り候事かな見廻にも及び申さずとて殊の外、忌み申候様子に相見へ候間心得がたく存候處に玄意の申候は根井新兵衛と申すもの、相認め候くる札と申す符を病床に置き候へば物の怪などは除け申候と申す人候まゝ借用いたし参り候いよ、恐れ候哉否は知らず候へ共試に懸け置き候様に申し守りを取り出し候へば病人色を失ひ難儀至極の様子に相見へ候間、皆々喜び早速、新兵衛を相頼み申し候此者狐など除け候由故、相頼み候新兵衛参り候て數遍問答いたし候病人申候は私儀は神川鍛冶町の稻荷にて御座候いまだ官は御座なく候へども人に頼まれ候て爰元の娘取殺し申す筈に候間、何程御申候ても歸ること不相成候由申候新兵衛申候は左様なる悪心に組み仕候て科なき人を取り殺し申すべき様無之候早々歸り候様にと申候へば我等儀此娘取殺し候へば正一位稻荷大明神に立てられ候約束にて取り付申候善惡ともに人の願一度もかなへず候得ずば立身も無之と申候間、三郎兵衛申候は左様なる事に候は、此方にて正一位にいたし申へし早々退き候へと申候へ共兎角の挨拶にも及ばず候間、新兵衛も詮方なく罷歸り候(下略)

かくて津村三郎兵衛方にては苦心慘怛、醫藥は勿論、加持祈禱等手をつくしたりしが知己の勸及び妻女ゑんに託きたりし事ある己が弟萬屋吉兵衛の女房の死靈の告等により上野凌雲院大僧正の祈禱の靈驗あるを聞きて大僧正に懇願しければ大僧正は怨敵退散の札及家内安全の札を三郎兵衛方へ送られぬ於是、託物將に其身を離れんとしける時、悪意を翻して稻荷勸諭の事を頼めり同書に

十一日十二になり母並に家内の者へ對し白狐の口上と聞へ病人申候やう我、昨晚よりいろ／＼思案いたし候處に大僧正の祈禱にて怨敵亡び柴田も殊の外、信佛法をとり神に祈を懸け候一昨日までは相談の樂にて候得ども夜前より玄意一人の匙にて誠に信仰の加護故、五體碎け候様に覺え申候今日玄意藥用いたし候は、腹内にて相果候より外これなく候得ば我等命を失ひ殊に上野の祈禱にて怨敵惡心も翻へり候得ば取り殺すことも叶へがたく取立られ候筋もなし此上は彌々、此方にて正一位に致し給はり何とぞ白銀町の廣小路に宮をたて稻荷大明神となされ候はば立ちのき可申旨申候間、皆々喜び何方にても其方の願は何とか相願ひ可申鬼角早々、立ちのきくれ候様に申候得ば晝時暇乞いたし小豆食、生豆腐を手づかみにて少したべ罷りかへる由にて病人床より走り出で途中にて倒れ臥し暫く無性に罷在りて床へ移し藥用せしに其後、本心になり申候(下略)

その後、三郎兵衛の家族の人々、疑を挿み白狐の願意もそのまゝとならんとせるを察し白狐は同十二日ゑんに託き其不信を詰りたるを以て大僧正より賜はりたる御札を戴かせしに狐託願る恐を爲し静になりしがその二枚の御札のうち一枚は怨敵退散一枚は家内安全なる事を告げたり斯て暫時の後、えん女が本心となり其札を更に頂に戴きたしと申しければ其意に任せしに白狐は立ち去る可しとて根井新兵衛へ宛て書狀一通のこしぬ其狀に曰く

此度私事みやと申す女にたのまれ爰元へつき候ところ爰元にて私事を正一位いなりいたし候由申され候まゝ、其許様は位的事も御存知の人故、社もともに宜敷相談なされ廣小路に社たて成下べく候少々、金子入用に候へども必ず／＼正一位稻荷となされ下されべく候

處は神田鍛冶町二丁目果物屋彌兵衛の店にをり候まゝとかく／＼位的事、其許様に頼み上候上方へなりとも又は王子稻荷なりとも御申頼上候このたび私、御身かり申候方は申も申されぬほどありがたき方にて候まゝせめての私、御恩送りにあなた様のこと江戸中へづいぶん／＼御はなしまうすべく候ことせんと存候

新兵衛様

いなり

かくて託物立ち除きたる後、凌雲院大僧正に申上その指圖によりまづ祠を整ひ家内に安置し稻荷勸請の假の式を行ひしに病人本復せり同月十三日の夜、えん女の前に白狐幻の如く見へて稻荷勸請の沙汰かたじけなく存する旨、また此以後願の通り頼み入る趣を述べ末々の守となる事を告げて消うせたり其後、えん女に託きて社建立の願を爲す度々なりしが白狐より凌雲院大僧正へ一書差上て二宿願を述べ社を公に建てられん事を請ひしを以て上野より使僧著者信入師三郎兵衛方へ來り廣小路の社建立は重き事なれば暫く假宮にて鎮座し給ふこと然るべきかと云へる事柄を口のうちに念じければえん女に白狐託きて大僧正に心配をかけたる事を感謝し大僧正の希有の大徳を頌し使僧の勞を勞ひければ使僧は更に問て曰く男神なりや女神なりや答て曰く女神なり又問ふ正一位の事は王子稻荷なりとも上方へなりともありこの事白狐の送中、王子の帳に付き候てすみ申さるや答て曰く位的事は吉田へ申越して賜はるものなりと告げぬ其後、えん女に託きて親族の誰々は善人、誰々は惡人にて其行は簡様々なりと話しけること露違はざりければ我を折りて此稻荷を信仰する人日に月に多くなりしも社地の事、定まらざるを以て數々えん女につき凌

雲院大僧正の盡力を頼み正一位とならば神威心にまかすべし勸請の時は大僧正の御出を願はんと申しけるが其後、何等の沙汰なかりしを以て又ゑん女に託き大僧正に面談せり其時、大僧正に對して白狐は我が體は大僧正之を知らぬ離れしめんとならば法力を以て除く可しとて人々の心の善惡を語りて後、靜まりけるが大僧正は行嚴院權僧正の修驗に名あるを以て其修法せられし秘符を三郎兵衛方に遺し物託せる時これを戴かせたりしに何等變れることなかりしを以て權僧正之を聞き不思議に堪へずまた根井新兵衛は猿目の法にて之を除かんことを三郎兵衛に申し談じたりしが三月二日權僧正、三郎兵衛方へ來り先づ假宮を拜し病人の様子を見、修法相勤め次に病人に向て加持三坐引續き修行せられしも病人何等異なることなかりしかば權僧正、訝かり居られしに是權僧正が野狐と稱せられしを以て出合逢はざるなりしも權僧正の不審を晴さんとて暫時の後、ゑん女に託て曰く我、先日上野にいたり大僧正に面談せし時、大僧正の心動ける事なかりしは希有の高徳なり歸途ゑん女を伴ひ中堂大師堂に詣り拜せしめぬとて其物託の神明なる事を述べ公儀に請願して社建立の事を頼めり是に於て權僧正は其方は何方より來りしや年はいか程なるやと問はれしに我事は大僧正に申し遣せりと又問ふ名は何と申や答て曰く愚痴なる坊主かなと二三通り返せり是れは是れ權僧正が假宮を拜し神祇、勸請の加持三坐修行の時、出でし神明なるに氣付かざりしが故なりまた野狐と稱せられ名の相違ありしを以て以上の言ありしなり、因て權僧正は是れ正しく神明なりと決定せらる物託は更に根井新兵衛の猿目などは恐るべきものにあらず我元來、魔にあらざればなり然るに猿目を射せしめんとするは町中の疑を晴らせんが爲なりまた王子のいくにも面談して神明なる事の證據にたてしめん此理明かならざれば此家のゑんすたるゑんすたれば大僧正もすたる大僧正すたれば宮様もす

たる宮様すたれば公儀もすたるに似たりと於て是權僧正曰くされば神明は天下國家の守護の事と相聞へたり大僧正を後楯とせらるゝは三寶尊敬も自ら聞へたり只、此上は神威増益して御願成就を祈ること宜しかるべし先日、上野迄、客分に征越の由承りぬ今日拙僧同道いたすべし拙僧の駕籠に召されよと神明曰く暫時此處に滞在し町内其他のものに疑をはらせせんがため猿目を射させ王子稻荷に面談して後に上野に參るべしと權僧正因て辭して歸られしが同月八日根井新兵衛一週日猿目射たりしも更に異なることなく神明またゑんに託して曰く猿日は我の恐るゝ處にあらず人に疑をはらせせんが爲なりとて根井新兵衛に對し野狐などの類にあらずと認めよと迫られしを以て根井新兵衛筆をとり左の如く認めたり。

我等只今までひきめ射て候へば狐はもちろん惣て天地の間の魔の類、恐れ申さすといふ事なし是は狐魔の類にては無御座候

右を神明に一覽せしめ「神にて御座候」と書き申すべきやといふに神明曰く其方、神と申さすとも苦しからず野狐にてなしと申す謬文にてよしとて物託は去れり後、王子のいくに面談して其口よりは是は貴き御方なるぞ追付け知れ申すべし魔にてはなしと二三遍くり返したるを參り合せるもの五六十人承り見及べりといふ其後、同十八日午刻、上野へ參るべしと物託申されしがその前日に三郎兵衛方に來客ありて神明と問答せり其要領を摘めば神明は尊ぶべしはかる可らず智者は方便の現するを見て之を有のまゝ信じ自他の利益あり無智のものと雖、時に利益を受くる事多し生もの知りは實に無益なり生靈外靈は三世の證、加持祈禱は佛神の妙、守札神符は御寶の徳なり神明は必ず善人に與す薄福なりといふも悲しむべからずとて神明は舉り給へぬ翌十八日午刻に至り假宮の遷座と勸請は上野に於て行はれしが此時、三郎兵衛等はゑん

女を伴ひ上野に赴きをりたりしが此節、神明より一紙を僧正に送らるまた同書に之を記し且つ鎮座の時の靈驗感應の事を記せり事實左の如し。

此度、其方正大僧の法力によりかりそめながら其山東叡に移り候上は永く天下を守り三寶を護ること約束に違がふ可らず此上、位と社と我が心に叶はし神の力いよ／＼まし利益心に任すべきなり。

三月十八日

いなりより

僧 正 へ

と記されぬ大僧正の方にては前日より申合せ行殿院權僧正を始め僧徒若干相集まり午の刻に鎮座の法式行はる此日天氣快晴なりしが大僧正の壇に登り本地樂師の法を修せられ酒水の時、宮の上、二三間四方に雨ふること兩度、啓白の時、宮の内暫く鳴動す獻膳供物の番のために侍りたる下男とも之を聞これを見たりとかや。

その後、諸人の宿願を成就なさしめ王法を守り五穀成豐稔の誓あらたかなりといふ。

●豊川稻荷靈驗記

豊川稻荷は茶吉尼天を祀れるものなり已に述べし如く茶吉尼に二類あり曼茶羅と實類これなりされば實類茶吉尼は曼茶羅茶吉尼に攝せらるゝものにして恰も我が國の野狐が靈狐に攝せらるゝが如し由來、曼茶羅茶吉尼は印度の靈狐の神格化したる一種の天等にして佛道を成せるものなり故に世間、出世間の利益廣大無邊なるは皆、人の知る處にして古昔は此法靈驗新かなりしを以て之を行をことを嚴禁せられたりと云、

欠

# 欠

相傳ふ本社の別當は天臺宗にして霞山櫻田寺觀明院と號く本尊は茶吉尼天の像なり此天等は足利義國の守神にして行基菩薩の作なり義國、武威を近隣にかややかさんことを志し此天等を信仰して靈像を安置して茶吉尼の秘法を修すること三七日に及び常に靈狐の加護を得て戦へば克ち攻むれば取らざる處なく而も財産充満し領地の五穀は年々に豊穰なりしを以て益々此靈験新かなるを渴仰し一層信心あつかりしが後星霜をふるること數百年にして當寺持となれりと傳ひまた一説に右大將頼朝此天等を尊崇せられしかば櫻田村櫻田本郷町に於て美田五百七十石の寄附あり且供田の印に櫻の樹を植え要害をかまひ江戸太郎重長をして往來を改めしめられしと云ひまた一説に本社は澁谷莊司重國此靈像を守持して一社をたて安置し勸誘し奉れるもの太田道灌再興せりと因て考ふるに澁谷莊司重國此靈像を守持して一社をたて安置し勸誘し奉れるものにして當時は兩部神道盛なりしが故、茶吉尼天を稻荷大神と稱し奉つり以て福德を祈り武運を禱りたりしが故、右大將頼朝の信仰あり秩父重康等特に渴仰の頭を傾け江戸太郎重長之をたつとび守護し奉りたりしが後、足利義國その靈像を仰ぎてその秘法を修して福德を得、後太田道灌の再興を見るに至りたるものなるべし是以、舊幕時代にては將軍家を始めとして諸大名士農工商の信仰あつかりしといふ實に由緒ふかき稻荷社にして參州豊川稻荷に同じきものなりしが現今にては唯一神道を以て四時祭祀を爲し靈験まことに著しと云、實に赤誠もて神徳を讃頌せざる可らず。

## ●太郎稻荷靈験記

塵塚談に淺草海禪寺の後の方に立花侯の下屋敷あり此屋敷拜領以來、稻荷大神を勸請して武運長久を祈



られけるが此宮の床の下に狐の穴あり其外にも狐の穴ありて狐四五疋をれり白晝にても屋敷のうちを走り廻るよし享和三年如何なる故ありしにや諸人参詣群集し近邊酒食の肆夥しく出来、賑かにありしが半年も過ければ参詣人まれにて元の田舎の如し俄に盛るものは久しからずといふ理ありとされど一語一言には此盛なりし稻荷に参詣人稀になりし事を記せるを見るに曰く太郎稻荷、享和三亥年の夏の始より淺草中たれば立花左近將監殿の下屋敷の内に太郎いなり靈驗利生あらたなりとて流行なしはじめ同年冬のころ盛に参詣多き故、後には一月に三日午の日ばかり参詣をゆるし他日は一向参詣を禁せらるされども右の屋敷より切手を受けたるものはいつにても参詣自由なり同亥年の冬より叶福助の人形流行せりと是れ小川顯道が其参詣人の稀になりし理由を明らかにして漫に塵塚談のうちに世の普通の因果の道理を附會したるは眞に神威を汚せしものといふべしまた或一説に参詣禁止は立花侯が餘りに下屋敷の稻荷の繁昌のためあらぬ事を噂したる爲と賭博に類せる事が此繁昌の祭禮又は四時参詣の絶えざる各所の稻荷の社等と同じく利用して行はれたるが爲なりと云ふ。

寛天見聞記に享和三年淺草新堀の行とまり立花侯の屋敷のうちに太郎いなりとて参詣群集せり其頃、本願寺の西の門通りはいまの石垣なく川端を通行したりされば流行歌に新堀のつきあたり扱も賑ふ太郎いなり御利生は、などうたひしとあるは其靈驗を謂へるものにして當時、此いなるの社に参詣するもの勝負事に必ず勝つといへるものありまた現に利益を受け空米相場や富にあたり一朝にして巨萬の財産をつくれものありしを見て利に甘き人の習として、みだりに神に願をかけ俄に信仰の輩いでたりしなり故に神明が信仰いちじるしきものに福徳を授け賜ひたるを見て直に我もくと歩を運ぶは實に得手勝手の所爲にし

て神明は何處にても正直の頭に宿り給ふものなり然るに己が神明に對し奉つる道を知らずして只々一向に福徳を授からんとするは笑ふべきなり寛天見聞記にまた記して曰く谷中感應寺目黒不動湯島天神にて富の興行あり追々、江戸市中の諸社諸堂にて興行始まり一月に二十四五會ほどもありて最初は富の出番とて賣り歩きしが是を停止せられて後は、おはなしくと云て一つの富の番のみ書き付て賣りあるること市中縦横數十人に及べり是は富の札を買たるもの、爲にあらず第附とて一の富を當物として一錢二錢を賭にす一文を八文にして取る割合にて大欲の輩は大金を賭にするもあり強欲のなす處淺ましと謂ふべし場所の大略は谷中目黒湯島、淺草八幡、同觀音、同三社、同念佛堂、同太神宮、同炎魔堂、同團子天王、同第六天、本所回向院、深川靈巖寺、新川太神宮、芝神明、愛宕山、西久保八幡、麻布東福寺、本銀町白旗稻荷、杉森稻荷、下谷六阿彌陀、白山權現、護國寺、根津權現、平川天神、茅場町薬師、品川天王、同庚申堂これ等を場所とす月並二三會の處もあり四季に行ふもあり札の代ぎん當り銀の次第同じからず五十兩より千兩まで色々の仕方あり毎に寺社御奉行より檢使來りて立合ふ事なり此檢使の奴僕、地中川前などへ筵をしいて富見物のもの共と博奕すること幾席となくありたりと記されしが間もなく富は禁止となれりかゝる不當不法の利益を得んが爲に大神にいのり靈狐に頼みかかると多く全く鎮守勸請の本意に背けるものなりしを以て立花侯より以上の如く全く普通、参詣を禁止せられたるものなりされど其後、禁止もゆるみて一般に参詣許されし事ありしも人情輕薄か寂々として昔日の儼なきに至れりと云。

稻荷大神靈驗記終

大正四年一月廿五日印刷  
大正四年二月三日發行



著者

東京市本郷區湯島四丁目五番地

柄澤照覺

發行者

東京市本郷區湯島四丁目五番地

柄澤正義

印刷者

東京市神田區雉子町三十四番地

深山一郎

印刷所

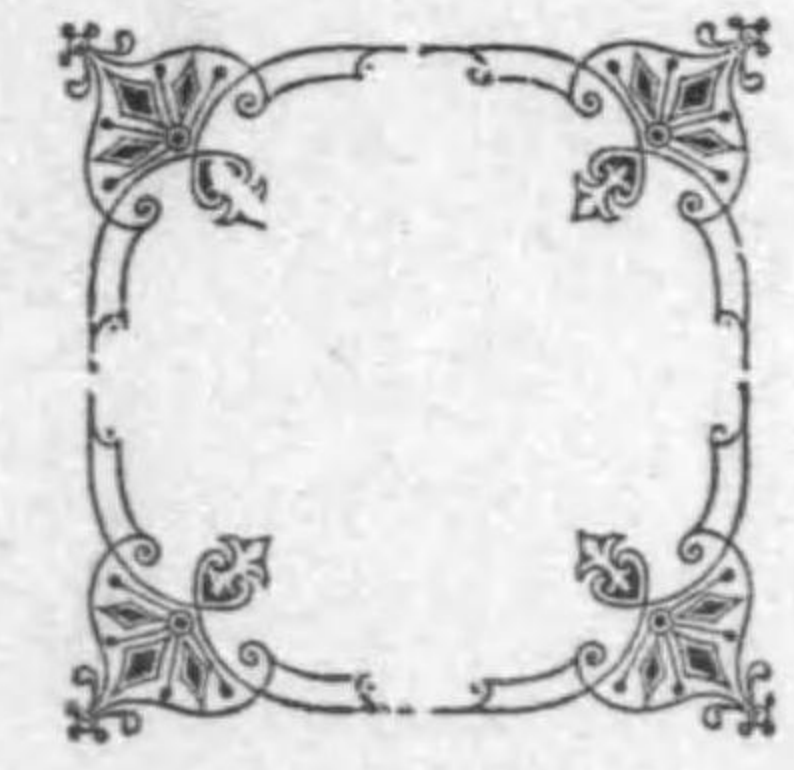
東京市神田區雉子町三十四番地

成章堂

發行所

東京市本郷區湯島四丁目五番地  
電話下谷三六〇九番

神誠館



定價金六拾錢



五神丹 妙藥

陸軍軍醫正從五位勳四等トクトル渡邊鼎先生原理證明
左の諸劑は家傳の秘法に加ふるに軍醫正渡邊先生が多年苦心研究の奇薬を集め之を合劑して五大妙薬と名つけ發賣せり

五神丹 妙藥

第一氣鬱をはらひ胸腹の痛みを去り
頭痛眩暈立くらみ痰咳溜飲悪心
嘔吐過酒食傷舟車魚肉酒の酔氣力減損中暑下痢等に効あり

五神丹

價定 九十粒入金十錢
百九十粒入金廿錢
五百粒入金五十錢

胃腸丸

價定 三日量入金二十錢
七日量入金四十五錢
二週分入金八十錢

第一胃弱胃加答兒腸加答兒胃の痛
腸の痛溜飲暴飲食傷慢性胃弱
惡心嘔吐食慾不振等に特効あり

腦病 腦快丸

價定 一日分 七十錢
三日分 二百一十錢
七日分 四百七十五錢
十五日分 九百七十五錢

頭痛神經衰弱氣鬱逆上
眩暈耳鳴不眠氣力減損
理解力減退等に特効あり

肺病 強肺丸

價定 一日分 七十錢
三日分 二百一十錢
七日分 四百七十五錢
十五日分 九百七十五錢

肺結核肺病一切の妙薬なり
肺病は如何なる治療を受けるも肺部に生じ
する毒を退治せざれば全快せず

子宮 婦神湯

價定 一日分 七十錢
三日分 二百一十錢
七日分 四百七十五錢
十五日分 九百七十五錢

子宮病血の道月經不順月
經停滯感胃頭痛眩暈逆上
大便秘結産前産後の諸症

募集

右の五大妙薬は如何なる重病と雖も必ず全治すべき保證薬なれば各患者は常に服用して病根を除くべし

官許

本舖 東京市本郷區 湯島四丁目五番地

東京衛生館

郵便振替口座東京六九六六番(電話下谷三六〇九番)

